

平成 22 年度行政業務システム連携推進事業

共通企業コードを媒介にした行政業務システム連携による添付書類削減方法の検証

最終報告書

平成 23 年 3 月 31 日

日本アイ・ビー・エム株式会社

目次

1	はじめに	1-1
1.1	本実証実験について.....	1-1
1.1.1	背景と位置づけ.....	1-1
1.1.2	弊社の考えるバックオフィス連携のあり方.....	1-1
2	実証実験の概要	2-1
2.1	実証実験の目的と目標.....	2-1
2.2	実証実験の前提事項.....	2-2
2.2.1	基本前提事項.....	2-2
2.2.2	個別前提事項.....	2-3
2.3	実証実験の内容.....	2-5
2.3.1	検討事項.....	2-5
2.3.2	作業の概要.....	2-6
2.3.3	全体スケジュール.....	2-8
3	現状調査の結果	3-1
3.1	入札参加資格審査の現状業務フロー.....	3-1
3.2	連携先の業務・システムに関する調査.....	3-4
3.2.1	入札参加資格審査業務および調達総合情報システム.....	3-4
3.2.2	登記事項証明書発行業務および登記情報等システムに関する調査.....	3-6
4	実証内容	4-1
4.1	To-Be 業務フロー.....	4-1
4.1.1	概要.....	4-1
4.1.2	To-Be 業務フローにおける証明書の取り扱いについて.....	4-3
4.1.3	To-Be 業務フロー概要.....	4-3
4.1.4	To-Be 業務フロー詳細.....	4-6
4.2	To-Be システム・アーキテクチャ.....	4-8
4.2.1	バックオフィス連携基盤の実現方針.....	4-8
4.2.2	アーキテクチャの方針.....	4-9
4.2.3	行政バックオフィス連携アーキテクチャ (STTAR) の概要.....	4-10
4.2.4	名寄せソリューション・アーキテクチャの概要.....	4-11
4.2.5	To-Be システム・アーキテクチャ.....	4-12
4.2.6	To-Be システム・アーキテクチャに求められる要件とその対応.....	4-13
4.2.7	機能概要.....	4-17
4.3	技術検証.....	4-19
4.3.1	技術検証概要.....	4-19
4.3.2	技術検証シナリオの詳細.....	4-22
4.3.3	技術検証環境.....	4-31
4.3.4	技術検証の結果報告.....	4-36
4.4	課題検討.....	4-39
4.4.1	複数の業務・システムにまたがる共通課題.....	4-39
4.4.2	共通企業コード管理に関する課題.....	4-56
4.4.3	バックオフィス連携機能に関する課題.....	4-65
4.4.4	連携システムに関する課題.....	4-66
5	評価	5-1

5.1	評価の概要	5-1
5.2	評価の基準	5-1
5.3	評価の結果	5-2
6	コスト削減効果の試算結果	6-1
6.1	コスト削減効果試算の概要	6-1
6.2	想定削減効果	6-1
6.2.1	想定削減効果	6-1
6.2.2	削減効果の内訳	6-2
6.2.3	削減効果の算定根拠	6-3
7	継続検討課題	7-1
7.1	継続検討課題の概要	7-1
7.2	課題の詳細	7-1
7.2.1	ユースケースの定義	7-1
7.2.2	行政手続き（業務）の見直し	7-2
7.2.3	共通企業コードの粒度・単位の定義	7-2
7.2.4	外字の取り扱い方針の策定	7-2
7.2.5	機械による自動名寄せの実施範囲	7-2
7.2.6	関連する法令等の整備	7-3
8	次年度に向けた提言	8-1

図 一覧

図 2-1	集中型と分散型の相違 (イメージ)	2-3
図 2-2	本実証実験の開始時に設定した検討ポイント	2-5
図 2-3	作業アプローチ	2-6
図 2-4	全体スケジュール	2-8
図 3-1	入札参加資格審査の現状業務フロー (郵送、窓口申請)	3-2
図 3-2	入札参加資格審査の現状業務フロー (インターネット申請)	3-3
図 4-1	入札参加資格審査申請 To-BE 業務フロー	4-1
図 4-2	既存事業者による資格更新申請	4-3
図 4-3	既存事業者による変更申請	4-4
図 4-4	新規事業者による資格申請	4-4
図 4-5	官公需適格組合による資格申請	4-5
図 4-6	更新申請の To-BE 業務フロー	4-6
図 4-7	クロスロードバンク・システム	4-9
図 4-8	STTAR アーキテクチャ	4-10
図 4-9	名寄せソリューション・アーキテクチャ	4-11
図 4-10	To-BE システム・アーキテクチャ	4-12
図 4-11	紐付け表の役割	4-13
図 4-12	紐付け表作成方法	4-14
図 4-13	連携参加初期における紐付け表の新規作成	4-19
図 4-14	新規資格申請時における共通企業コード検索	4-20
図 4-15	企業情報典拠を使用した共通企業コード検索	4-20
図 4-16	技術検証シナリオ (既存事業者による資格更新申請)	4-23
図 4-17	技術検証シナリオ (既存事業者による変更申請)	4-24
図 4-18	技術検証シナリオ (新規事業者による資格申請)	4-26
図 4-19	連携参加初期における紐付け表の新規作成	4-28
図 4-20	新規資格申請時における共通企業コード検索	4-29
図 4-21	企業情報典拠を使用した共通企業コード検索	4-30
図 4-22	技術検証環境 (公的添付書類省略化実証実験)	4-31
図 4-23	技術検証環境 (共通企業コード運用実験)	4-33
図 4-24	対象となる連携インタフェース	4-34
図 4-25	情報の流れ	4-40
図 4-26	各システムの利用イメージ	4-42
図 4-27	類似性を考慮した比較方法	4-45
図 4-28	外字の取り扱いイメージ	4-46
図 4-29	情報反映のズレとその対応方法	4-48
図 4-30	非同期処理における責任範囲	4-51
図 4-31	インシデント発生箇所とインシデントケース	4-52
図 4-32	連携先システムのインシデントにおける通知	4-54
図 4-33	官公需適格組合による資格申請の処理の流れ	4-56
図 4-34	企業コードセンター設立時における共通企業コード整備	4-60
図 4-35	新規発番・紐付けのイメージ	4-61
図 4-36	閉鎖・属性変更のイメージ	4-61
図 4-37	通常運用時における共通企業コード整備	4-62
図 4-38	名寄せ・紐付け結果の一斉確認の業務フローイメージ	4-68
図 4-39	名寄せ・紐付け結果の順次確認の業務フローイメージ (インターネット申請)	4-69
図 4-40	名寄せ・紐付け結果の順次確認の業務フローイメージ (郵送申請)	4-70
図 4-41	名寄せ・紐付け結果の順次確認の業務フローイメージ (窓口申請)	4-71
図 4-42	新規資格申請時における名寄せ・紐付け結果確認の業務フローイメージ (インターネット申	

請)	4-74
図 4-43 新規資格申請時における名寄せ・紐付け結果確認の業務フローイメージ（郵送申請） ...	4-75
図 4-44 新規資格申請時における名寄せ・紐付け結果確認の業務フローイメージ（窓口申請） ...	4-76
図 6-1 民間（申請者）におけるコスト削減効果	6-2
図 6-2 行政機関におけるコスト削減効果	6-3
図 6-3 入札参加資格審査申請において添付する登記事項証明取得件数	6-4
図 6-4 登記事項証明の取得に係る業務時間	6-4
図 6-5 登記事項証明の取得に係る人件費（民間）	6-5
図 6-6 目視検査の自動化による業務削減時間	6-5
図 6-7 国家公務員人件費	6-5
図 6-8 保管・ファイリングにかかる業務時間	6-6
図 6-9 登記情報提供の自動化による業務削減時間	6-6
図 8-1 継続検討課題の相関と優先度	8-1

表 一覧

表 2-1	課題設定の観点	2-1
表 2-2	本事業におけるその他の共通前提事項	2-2
表 2-3	弊社の個別前提事項	2-4
表 2-4	効果算定の観点	2-6
表 2-5	共通評価基準	2-7
表 2-6	会議体の開催および報告内容	2-8
表 3-1	入札参加資格審査申請書類記載項目と添付書類の比較	3-4
表 3-2	登記事項証明書の主な記載項目	3-6
表 4-1	業務運用主体（アクター）一覧	4-2
表 4-2	共通企業コード管理システム保有機能	4-17
表 4-3	バックオフィス連携システム保有機能	4-17
表 4-4	連携元システム保有機能	4-18
表 4-5	連携先システム保有機能	4-18
表 4-6	テストデータソースの比較	4-21
表 4-7	共通企業コードセンターデータ例	4-22
表 4-8	調達総合情報システムデータ例	4-22
表 4-9	技術検証環境（公的添付書類省略化実証実験）	4-32
表 4-10	技術検証環境（共通企業コード運用実験）	4-33
表 4-11	技術検証の結果	4-36
表 4-12	システムユースケースにおける作業一覧	4-39
表 4-13	本ユースケースに対する証明、署名、認証の必要性	4-40
表 4-14	外字の取り扱い方法	4-47
表 4-15	保守担当	4-49
表 4-16	バックアップ担当	4-49
表 4-17	システム監視担当	4-50
表 4-18	インシデント発生時の作業	4-51
表 4-19	インシデントケースにおける責任主体	4-52
表 4-20	官公需適格組合の資格申請	4-55
表 4-21	登記事項証明書の要否と登記情報等システムへの登録有無	4-57
表 4-22	企業識別コードの整備・流通状況の概要	4-58
表 4-23	共通企業コードの発番タイミングに関する課題整理	4-58
表 4-24	共通企業コードの更新・反映タイミングに関する課題整理	4-59
表 4-25	オプトイン・オプトアウト方式の検討結果	4-63
表 4-26	実証実験結果の例	4-64
表 4-27	システム連携方式の比較	4-65
表 4-28	名寄せ・紐付け結果の確認タイミングと確認方法（連携参加初期時）	4-72
表 4-29	名寄せ・紐付け結果の確認タイミングと確認方法（通常運用時）	4-77
表 5-1	影響度に関する評価基準	5-1
表 5-2	評価結果一覧	5-2
表 6-1	コスト削減効果の想定される範囲	6-1
表 6-2	想定削減効果	6-1
表 7-1	継続検討課題一覧	7-1
表 7-2	登記情報提供の是非	7-3
表 7-3	登記情報をトリガーに共通企業コードを発番することの是非	7-4
表 7-4	原申請者以外の者による申請手続きの可否	7-6
表 8-1	次年度の実証テーマ（案）	8-1

添付資料 一覧

- 添付資料 1 共通企業コード運用における名寄せ技術概要
- 添付資料 2 UI（ユーザ・インタフェース）設計仕様書
- 添付資料 3 論理データ・モデル
- 添付資料 4 インタフェース仕様書
- 添付資料 5 連携シナリオ定義書

1 はじめに

1.1 本実証実験について

1.1.1 背景と位置づけ

「新たな情報通信技術戦略」(平成 22 年 5 月 11 日 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定)における柱の一つとして、「国民主権の観点から、まず政府内で情報通信技術革命を徹底し国民本位の電子行政を実現する」ことが掲げられている。この中で、「国民 ID 制度の導入」に関連して、「各種の行政手続の申請等に際して、すでに行政機関が保有している情報については、原則として記載・添付が不要となるよう行政機関における適切な情報の活用」を推進するとされ、また、「全国共通の電子行政サービスの実現」の観点からは、「行政手続にかかる電子的フォーマットの全国的な共通化や企業コードにかかる政府・地方自治体の行政機関間・官民間の連携、地方自治体相互間における標準仕様を活用したバックオフィス連携と業務プロセスの改革等」を推進することが挙げられている等、「行政機関間の効率的な情報連携」は国家戦略として重視される領域と考える。

また、昨今示された「社会保障・税に関わる番号制度についての基本方針(案)」(平成 23 年 1 月 28 日 社会保障・税に関わる番号制度に関する実務検討会)においては、「情報連携」を番号制度に必要な 3 つの仕組みのひとつとして位置づけ、「付番」、「本人確認」とともに社会基盤を構成するものとしている。ここでは、「番号」と紐付けられた情報の更新、利活用のための情報連携および情報連携基盤そのものをその範囲としており、それぞれの仕組みを検討・整理することとなっている。

これらを踏まえ、「共通企業コードを媒介にした行政業務システム連携」に求められる機能を明らかにし、またその実現の上で障害となる技術面、運用面、組織面及び法制度面の課題と対応策を明らかにすることを本実証実験の目的とする。

この実証結果は IT 戦略本部電子行政タスクフォースにおける今後の検討のインプットとなり、本実証実験はわが国における情報連携基盤のあり方を定める上で極めて重要な一歩であると考ええる。

1.1.2 弊社の考えるバックオフィス連携のあり方

「共通企業コードを媒介にした行政業務システム連携」を行政にとっても民間側にとっても意義のあるものにする為には、前項において示されている通り、「標準仕様を活用したバックオフィス連携と業務プロセスの改革等」の推進が重要であると考ええる。

そのためには業務処理をただ単に現行のフローのまま連携、自動化するのではなく、業務プロセスをバックオフィス連携に最適化するための改革が必要である。本実証実験におけるユースケースである「政府における物品・役務の調達についての一般競争(指名競争)入札参加資格審査申請(以下、「入札参加資格審査申請」とする)」を例にとった場合、現行業務においては「入札希望者が添付書類を入手し申請する」というプロセスになっているが、これを単に連携基盤を用いて自動化したとしても、「添付書類を必要としているのは入札希望者である」という考え方のままであり、「すでに行政機関が保有している情報の行政機関における適切な情報の活用」を満たしているとは言えない。

弊社では、バックオフィス連携の将来像として「添付書類相当の情報を必要としているのは行政機関である」という考え方をとることにより、「申請書受付機関が業務上必要なため添付書類相当の情報を連携基盤経由で入手する」ことがあるべき姿であると考え、本実証実験に取り組んでいる。これにより、民間側の負担軽減と行政機関における適切な情報活用の双方が満たされるようになるものと確信する。

2 実証実験の概要

2.1 実証実験の目的と目標

本実証実験においては、「共通企業コードを媒介にした行政業務システム連携」に求められる機能を明らかにし、またその実現の上で検討が必要となる表 2-1 に示す 5 つの観点からの課題と、その対応策を明らかにすることを目的とした。

表 2-1 課題設定の観点

観点	課題内容
全体観点	制度全体に共通する課題の検討を行う
業務運用観点	制度の業務運用に関する課題の検討を行う
技術観点	制度を実現するための技術に関する課題の検討を行う
セキュリティ観点	制度の運用におけるセキュリティに関する課題の検討を行う
法制度観点	制度を実現するための法的な課題の検討を行う

また、これらの課題を検討するにあたって必要となる技術検証用システムについては、本実証実験に求められる前提条件を確認し、後述の「4.2 To-Be システム・アーキテクチャ」に示す弊社の「行政バックオフィス連携アーキテクチャ」および「名寄せソリューション」の特徴との適合性について内部検証を行った結果、これらのアーキテクチャおよびソリューションの採用を決定した。

これらの技術検証用システムを用いた検証の具体的な目標としては、以下を設定した。

- 入札参加資格審査申請を行う民間業者側における「公的証明書類の取得および添付プロセス省略可能性」の検証
- 公的書類の請求先である行政機関ならびに入札参加資格の申請先である行政機関が企業コードを介して連携することによる「各種事務作業の軽減可能性」の検証
- 共通企業コードを介した行政業務システムの連携に関する課題および実現方式案の整理
- 共通企業コードと各行政業務システムにおいて付与されている企業コードとの紐付けに関する課題および実現方式案の整理

2.2 実証実験の前提事項

2.2.1 基本前提事項

本実証実験の開始にあたっては、以下の事項を基本的な前提として設定し、課題検討および実現方式の策定を行うこととした。

- 共通企業コードを、各省庁のコードとは別に、新たに導入する
- 既存の各省庁のコードは当面存続するものとし、共通企業コードを介してこれらの「紐付け」を行う
- 紐付けを利用して、行政機関のバックオフィス連携を行う
- 行政機関のバックオフィス連携は、共通企業コードセンター（仮称）（以下、「共通企業コードセンター」とする）を介して行う
- 行政機関のバックオフィス連携を検証するための業務ユースケースは、入札参加資格審査申請を対象とする

またこれらを前提として、他に表 2-2 に示す前提事項を設定した。

表 2-2 本事業におけるその他の共通前提事項

事項		前提とした内容
共通企業コードのあり方	コード体系・粒度	<ul style="list-style-type: none"> ● 会社法人等番号と同じコード体系とする ● 粒度は会社法人等番号に順じ、企業単位とする（1 企業につき 1 番号を付与する）
	付番対象	<ul style="list-style-type: none"> ● 登記している団体を対象とする（個人事業主を除く）
	属性情報	<ul style="list-style-type: none"> ● 商号、住所（登記簿上の本店所在地）の 2 項目を利用する
	情報の提供元	<ul style="list-style-type: none"> ● 法務省の登記情報から提供を受ける
	流通方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 一般に公開されて流通される ● 暗号化やその他連携コードを用いず、共通企業コードそのものを連携のキーとして用いる
共通企業コードセンターの運営主体		<ul style="list-style-type: none"> ● 総務省、法務省以外の第三者である行政機関・公的団体とする
連携の接続先	連携元システム	<ul style="list-style-type: none"> ● 調達総合情報システムを対象とし、そのユーザは総務省とする
	連携先システム	<ul style="list-style-type: none"> ● 登記業務に関連する一連のシステムを対象とし、現行システムを踏襲した新システムを構築し接続する（以下、「登記情報等システム」とする） ● その他省庁における証明書発行業務を想定したシステムを接続する（以下、「他連携省庁システム」とする）
ネットワーク環境	利用者から行政機関への接続	<ul style="list-style-type: none"> ● 一般商用回線（インターネット）を利用する
	各省庁間の接続	<ul style="list-style-type: none"> ● 霞が関 WAN を利用する

2.2.2 個別前提事項

(1) 集中型と分散型の相違

本実証実験においては、図 2-1 に示す「集中型」と「分散型」の 2 つの異なる方式を採用した検討が行われ、弊社においては「分散型」を採用した。

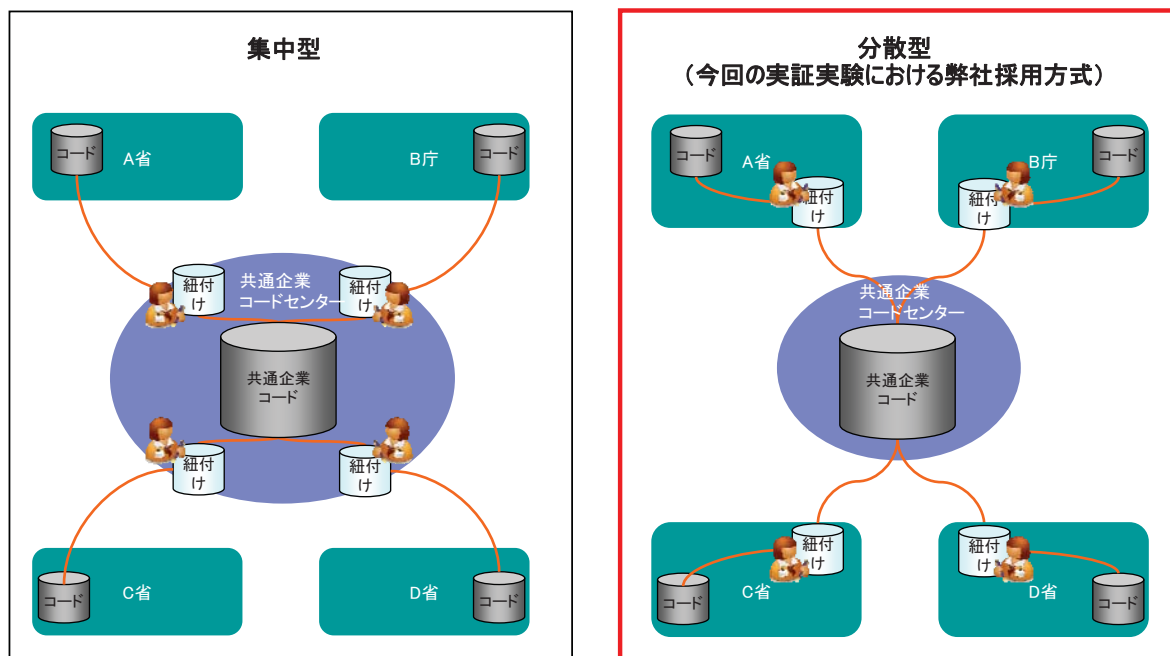


図 2-1 集中型と分散型の相違 (イメージ)

弊社が想定する「分散型」の実現方式においては、各省庁において、名寄せ・紐付け機能及び紐付け情報管理機能をもつ「連携インターフェース」を導入することとしており、この「連携インターフェース」は各省庁で保有するシステム機能の一部として、各省庁において開発および保守・運用を行う前提となる。(「連携インターフェース」の詳細については、「4.2 To-Be システム・アーキテクチャ」に後述する。)

この前提において、「集中型」「分散型」における共通点と相違点は以下のとおりとなる。

共通点：

- 共通企業コードを保持・管理する場所は共通企業コードセンターであること
- バックオフィス連携の管理を行う場所は共通企業コードセンターであること
- システム管理全般 (ログ管理、セキュリティ管理等) は、連携元・連携先省庁、共通企業コードセンターのそれぞれが保有するシステムの範囲において行うこと

相違点：

- 名寄せ・紐付け作業を行う場所が、「集中型」においては共通企業コードセンターであり、「分散型」においては連携元・連携先省庁であること
- 紐付け情報を保持・管理する場所が、「集中型」においては共通企業コードセンターであり、「分散型」においては連携元・連携先省庁であること

(2) 弊社の実証実験における個別前提事項

前述の選択において「分散型」を採用したことに加えて、名寄せの確認におけるオプトイン方式・オプトアウト方式の選択において、弊社ではオプトアウト方式による技術検証を行うこととした。(オプトイン方式、オプトアウト方式の詳細については後述の「4.4.2 共通企業コード管理に関する課題」を参照。)

これらの選択を受けて、弊社が行う実証実験においては、表 2-3 に示す前提の下に課題検討および実現方式の策定を行った。

表 2-3 弊社の個別前提事項

事項		前提とした内容
名寄せ	業務主体	<ul style="list-style-type: none"> 各省庁に分散して名寄せ・紐付け作業、および紐付け情報の管理を行う
紐付け	名寄せ結果の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> 名寄せ結果の確認においてはオプトアウト方式での技術検証を行う オプトイン方式の採用についても併せて検討を行う

2.3 実証実験の内容

2.3.1 検討事項

前述の目的・目標および前提事項を受けて、本実証実験における検討について以下の方向性を設定した。

- 入札参加資格の申請において、公的証明書添付削減を実現した際の業務フロー（以下、「To-Be 業務フロー」とする）について検討する
- 共通企業コードセンターに必要な機能について検討する
- 共通企業コードセンターに導入されるシステムのアーキテクチャについて検討する
- 共通企業コードに関連する業務およびシステム機能について検討する
- 各省庁の企業コードと共通企業コードの紐付けについて検討する
- 行政バックオフィス連携に関連するシステム機能について検討する
- 行政バックオフィス連携に接続する連携元・連携先省庁における既存業務および接続システムに必要な対応について検討する
- To-Be 業務フローを実現した場合の民間および行政機関における効果について試算を行う
- To-Be 業務フローを実現するにあたり継続検討と解決が必要な課題を抽出する

以上の検討の方向性を受けて、具体的には図 2-2 に示す検討ポイントを設定した。

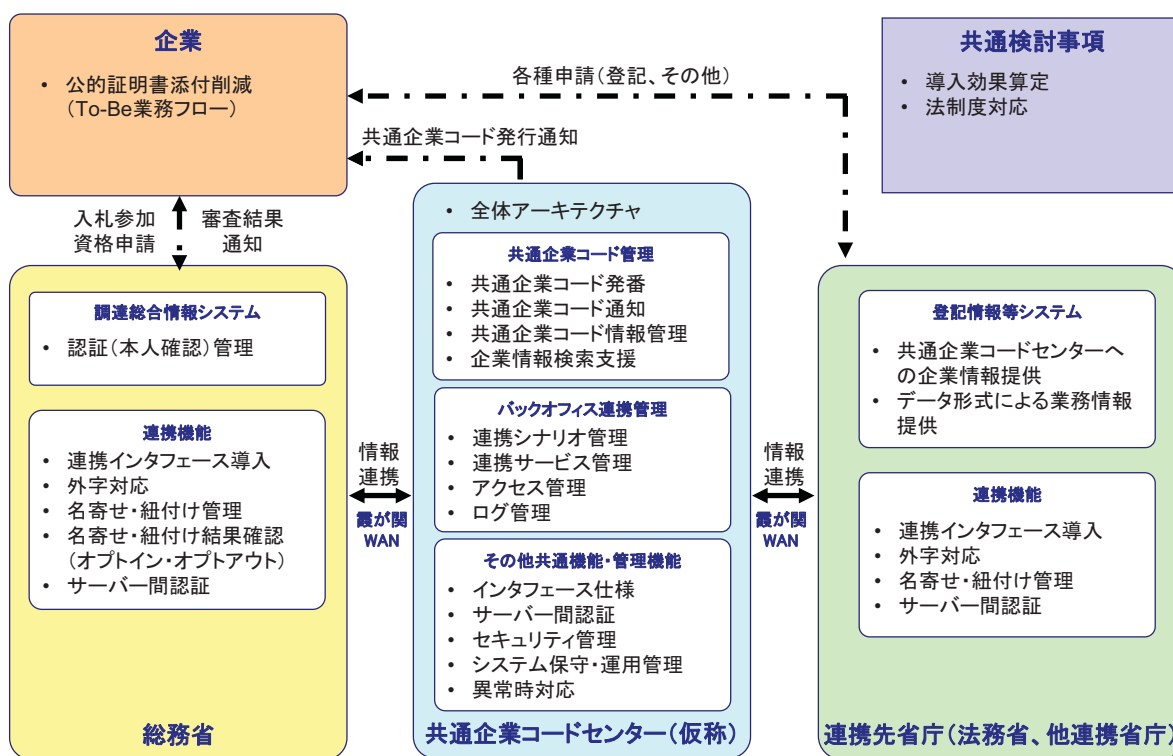


図 2-2 本実証実験の開始時に設定した検討ポイント

2.3.2 作業の概要

前述の検討事項についての検討を行い、具体的な実現方式を策定するにあたって、図 2-3 に示す作業アプローチを設定し、これに沿った作業を行った。

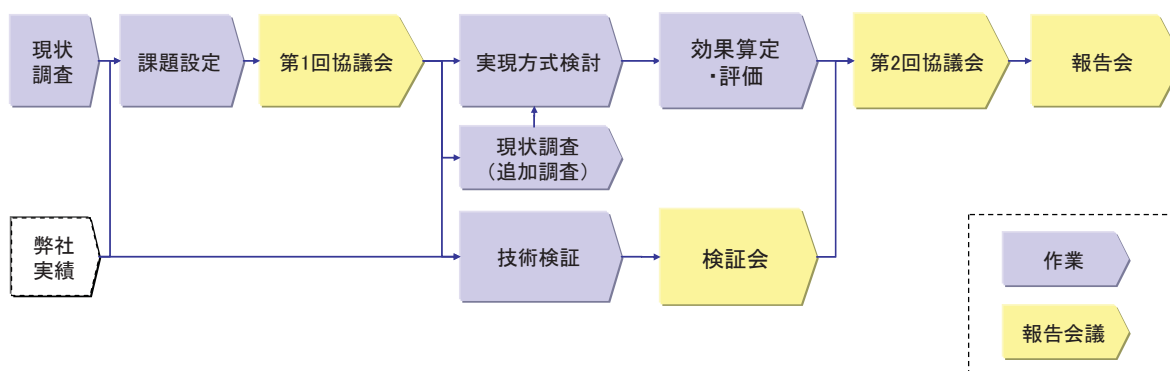


図 2-3 作業アプローチ

(1) 現状調査（追加調査）

本実証実験においては、検討課題の設定および技術検証用システムの仕様の検討にあたり、関係者へのヒアリングおよび業務・システムに関する文書の確認により、以下の調査を行った。

- 入札参加資格審査の現状業務フローに関する調査
- 連携先のシステムに関する調査

(2) 課題設定、実現方式検討、技術検証

図 2-2 に示す検討事項について具体的な検討課題を設定し、その検討を行うとともに、現状調査結果に基づき「行政バックオフィス連携アーキテクチャ」および「名寄せソリューション」をベースにした技術検証用システムを構築し、技術的な実現可能性についての検証を行った。

(3) 効果算定・評価

本実証実験において検討を行った実現方式を導入した際に想定される効果について、表 2-4 に示す観点からの算定を行った。

表 2-4 効果算定の観点

民間における効果	<ul style="list-style-type: none"> ● 支出コスト（手数料）削減 ● 業務時間・業務コスト削減
行政における効果	<ul style="list-style-type: none"> ● 支出コスト（業務委託費）削減 ● 業務時間・業務コスト削減

また、これらの実現方式の評価にあたっては、表 2-5 に示す「集中型」「分散型」を比較可能とする評価基準を設定し、この基準に基づく評価を行った。

表 2-5 共通評価基準

No.	大分類		中分類	詳細	
1	運用 観点	業務 運用	新規設立に伴う運用評価	連携先システム側に課せられる運用上の影響度評価	
2				共通企業コードセンター側に課せられる運用上の影響度評価	
3			通常運用時における運用評価	連携先システム側に課せられる運用上の影響度評価	
4				共通企業コードセンター側に課せられる運用上の影響度評価	
5			連携先システム追加(増加)に伴う運用評価	連携先システム側に課せられる運用上の影響度評価	
6				共通企業コードセンター側に課せられる運用上の影響度評価	
7			制度及び業務内容の変更に伴う運用評価	連携先システム側に課せられる運用上の影響度評価	
8				共通企業コードセンター側に課せられる運用上の影響度評価	
9			異常発生時における運用評価		共通企業コードセンター側及び連携先システム側におけるインシデント発生事実の把握能力の評価 ※早期に検知できる能力
10					共通企業コードセンター側及び連携先システム側で発生したインシデントの原因特定容易性評価 ※早期に原因を特定できる能力
11					共通企業コードセンター側及び連携先システム側で発生したインシデントの復旧容易性評価 ※早期に正常業務に復旧できる能力
12					共通企業コードセンター側及び連携先システム側でコードマッチング(名寄せ)等のデータ品質に係るデータ・ガバナンスの統制容易性評価
13	システム 運用	システムの保守運用評価	共通企業コードセンター側または連携先システム側でシステム(データを含む)バックアップに係る実行容易性の評価		
14			共通企業コードセンター側でシステム監視の容易性(対象オブジェクトの量、監視内容、方法等)の評価		
15			共通企業コードセンター側または連携先システム側の異常発生時における影響範囲の規模、影響度の評価		
16	性能 観点	連携先システム追加(増加)に伴う性能評価	共通企業コードセンター側のワークフローの増加に伴うトランザクション性能を維持する方式評価		
17			共通企業コードセンター側または連携先システム側で実施されるコードマッチング(名寄せ)の処理性能の評価		
18	機能性	標準適合性の評価	共通企業コードセンター側と民間実績、APPLIC等の標準仕様との親和性、適合性等の評価		
19		連携先システム追加(増加)に伴う機能評価	連携フローの新規追加の柔軟性の評価		
20		既存業務の変更に伴う機能評価	連携フローの修正の容易性の評価		
21	セキュリティ	情報セキュリティの評価	共通企業コードセンター側または連携先システム側におけるトランザクションデータの重要性評価とセキュリティ妥当性の評価		
22			共通企業コードセンター側または連携先システム側におけるマスターデータ(コードマッチング情報)の重要性評価とセキュリティ妥当性の評価		
23	法制度	適法性の評価	連携先システムと共通企業コードセンター間で流通する企業コードに係る法制度への抵触度の評価 ※会社法人等番号を共通企業コードとしてシステム間を流通させるとした場合の現行法制度への抵触有無等		
24		コードマッチング(名寄せ)の品質に係る責任主体の評価	コードマッチング(名寄せ)処理結果の品質に係るアクター毎の責任分担の違い(範囲、内容等)を比較評価		
25	コスト (経済性・効率化)	連携先システム追加(増加)に伴う初期コストの評価	共通企業コードセンターにおける初期・追加に係るコストの評価		
26			連携先システムにおける初期・追加に係るコストの評価		
27		システム運営コストの評価	共通企業センター運用に係る運用コストの評価		
28			連携先システムに係る運用コストの評価		

(4) 会議体における報告

本実証実験においては、表 2-6 に示す会議体により、前述の作業結果に関する報告および意見交換を行った。また、これらの会議体において報告された事項および指摘事項については、本報告書への反映を行った。

表 2-6 会議体の開催および報告内容

名称	参加者	日程	報告内容
協議会	<ul style="list-style-type: none"> 関係各省庁担当者 実証実験事業者 他オブザーバー 	1月21日 (第1回)	<ul style="list-style-type: none"> 現状調査結果 共通企業コードを介した行政業務システム連携による「入札参加資格の審査手続き」のあるべき (To-Be) フローの設定結果 あるべきフローの実現のための検討課題設定結果
		3月3日 (第2回)	<ul style="list-style-type: none"> 課題仮説の検証による実現方式の策定結果 検証会における指摘事項に基づいた課題の追加検討結果
実証会	<ul style="list-style-type: none"> 評価委員 関係各省庁担当者 実証実験事業者 他オブザーバー 	2月23日、24日 (同じ内容で2回開催)	<ul style="list-style-type: none"> 実験環境における技術検証のためのデモンストレーション実施と有効性検証結果 技術検証結果から抽出された継続検討課題 デモンストレーション結果に対する意見聴取
報告会	<ul style="list-style-type: none"> 関係各省庁担当者 実証実験事業者 他オブザーバー 	3月17日	<ul style="list-style-type: none"> 実現方式策定結果サマリー 実現方式に対する共通評価基準に基づいた評価結果 行政業務システム連携導入による効果算定結果 次年度以降における取組み事項の提言

2.3.3 全体スケジュール

本実証実験においては、図 2-4 に示すスケジュールに沿って、「2.3.1 作業の概要」に示す作業を行った。

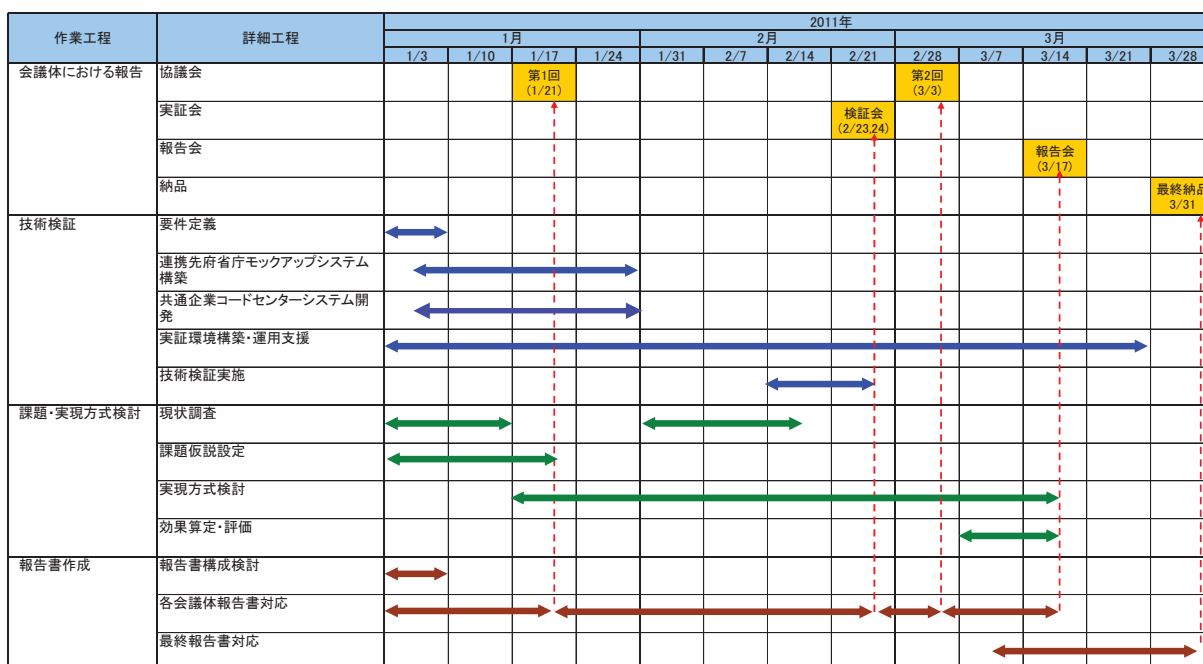


図 2-4 全体スケジュール

3 現状調査の結果

3.1 入札参加資格審査の現状業務フロー

本実証実験における業務ユースケースである入札参加資格審査申請においては、新規申請、更新申請、変更申請の3つの申請ケースがある。

これらの申請にあたっては、以下の4点の書類の添付が義務付けられている。(申請内容によって添付が必要となる書類が異なる)

- 登記事項証明書 (法人の場合)
- 営業経歴書
- 財務諸表類 (法人の場合) 又は営業用純資本額に関する書類及び収支計算書 (個人の場合)
- 納税証明書

入札参加資格の申請から審査までの流れは、以下の(1)～(4)に示す手順により行われる。

(1) 公的証明書類の取得

入札参加資格審査の申請に必要とされる登記事項証明書および納税証明書については、申請者において、それぞれ法務局、税務署より取得する必要があるため、窓口、郵便もしくはインターネットでの申請・受け取りを行う。

(2) 入札参加資格審査申請書類の提出

申請者が郵送・持参により申請を行う場合は、入札参加資格の申請書類への記入を行った後、上記の4点の書類を添付し、申請を行う。

申請者がインターネットによる申請を行う場合は、「統一資格審査申請受付サイト」からの申請内容の入力を行い、電子化した上記の4点の書類を添付し、申請を行う。なお、添付できるファイルサイズの上限は合計で3MBまでと設定されており、これを超える場合には画質調整等によりファイルサイズを基準値内に抑え、もし画質調整により不鮮明となるようであれば郵送する必要がある。

(3) 申請書類の受付処理～審査

郵送・持参による申請が行われた場合には、申請を受け付ける行政機関において、申請書類の記載内容の確認および添付書類との突合等を行い、申請内容に不備が無いかの確認を行う。

これらの確認を行った後、申請書類の(写)を統一資格審査事務処理センター(以下、「事務処理センター」とする)に郵送し、調達総合情報システムへの申請内容の入力が行われる。申請書類の原本ならびに添付書類については受付省庁による保管が義務付けられている。

入力完了後に、調達総合情報システム上において機械処理による資格審査が行われる。

インターネットによる申請が行われた場合は、受付省庁の担当者が、調達総合情報システムの画面において申請内容の確認および添付書類との突合等を行い、申請内容に不備が無いかの確認を行う。

これらの確認終了後に、調達総合情報システム上において、機械処理による資格審査が行われる。

なお、これらの申請書類の受付確認時においては、添付書類の不足や申請内容の不備に関する確認作業に費やす時間がもっとも大きく、申請者との確認が完了せずに、審査未了となるケースもある。

(4) 資格審査結果の承認～審査結果通知の送付

資格審査の終了後、受付省庁において審査結果の確認を行う。確認終了後に、統一資格審査事務処理センターにおいて、資格審査結果通知書の作成を行い、申請者に対して送付が行われる。

これらの業務の全体は、図 3-1 および図 3-2 に示すフローとなる。

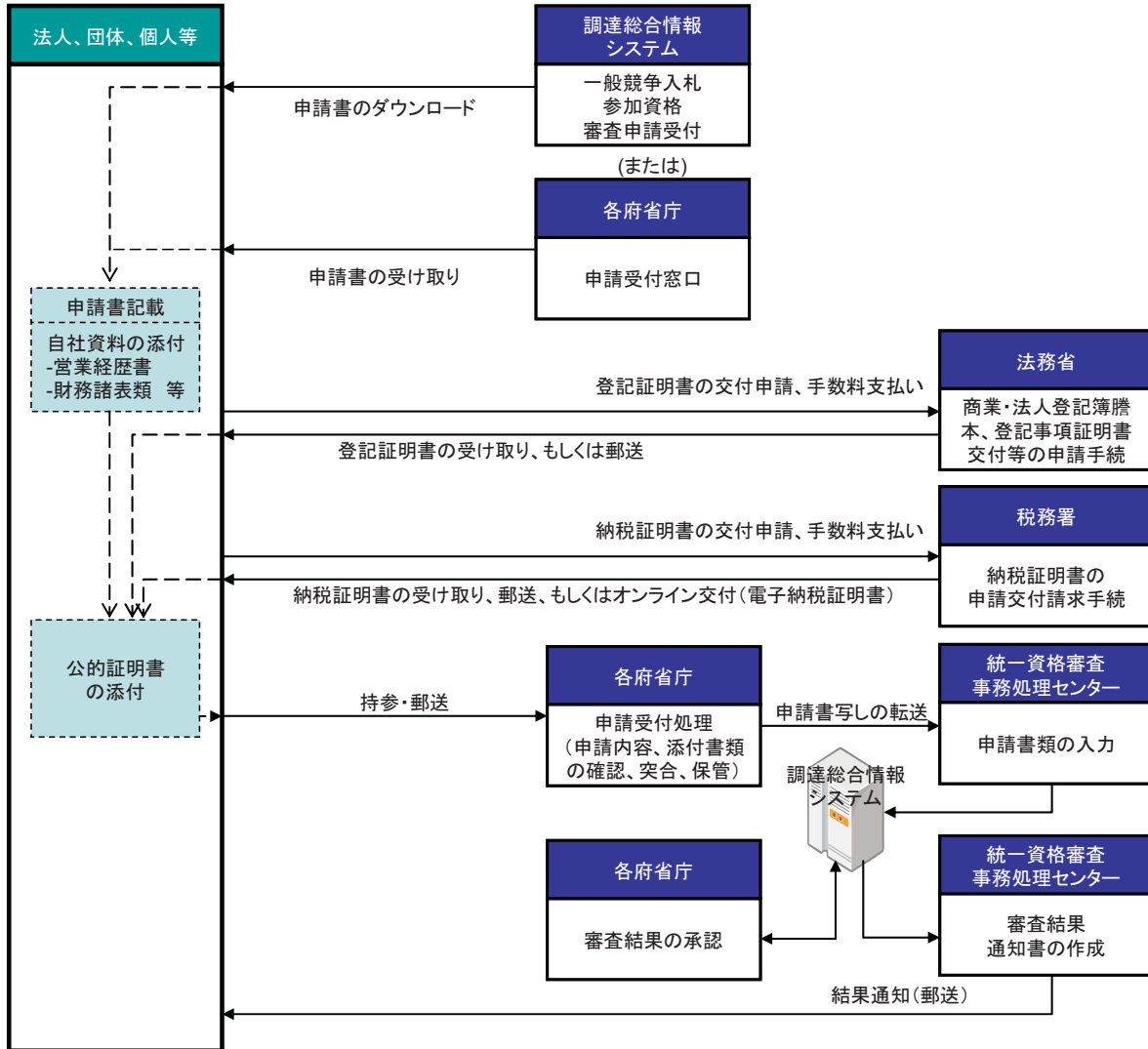


図 3-1 入札参加資格審査の現状業務フロー（郵送、窓口申請）

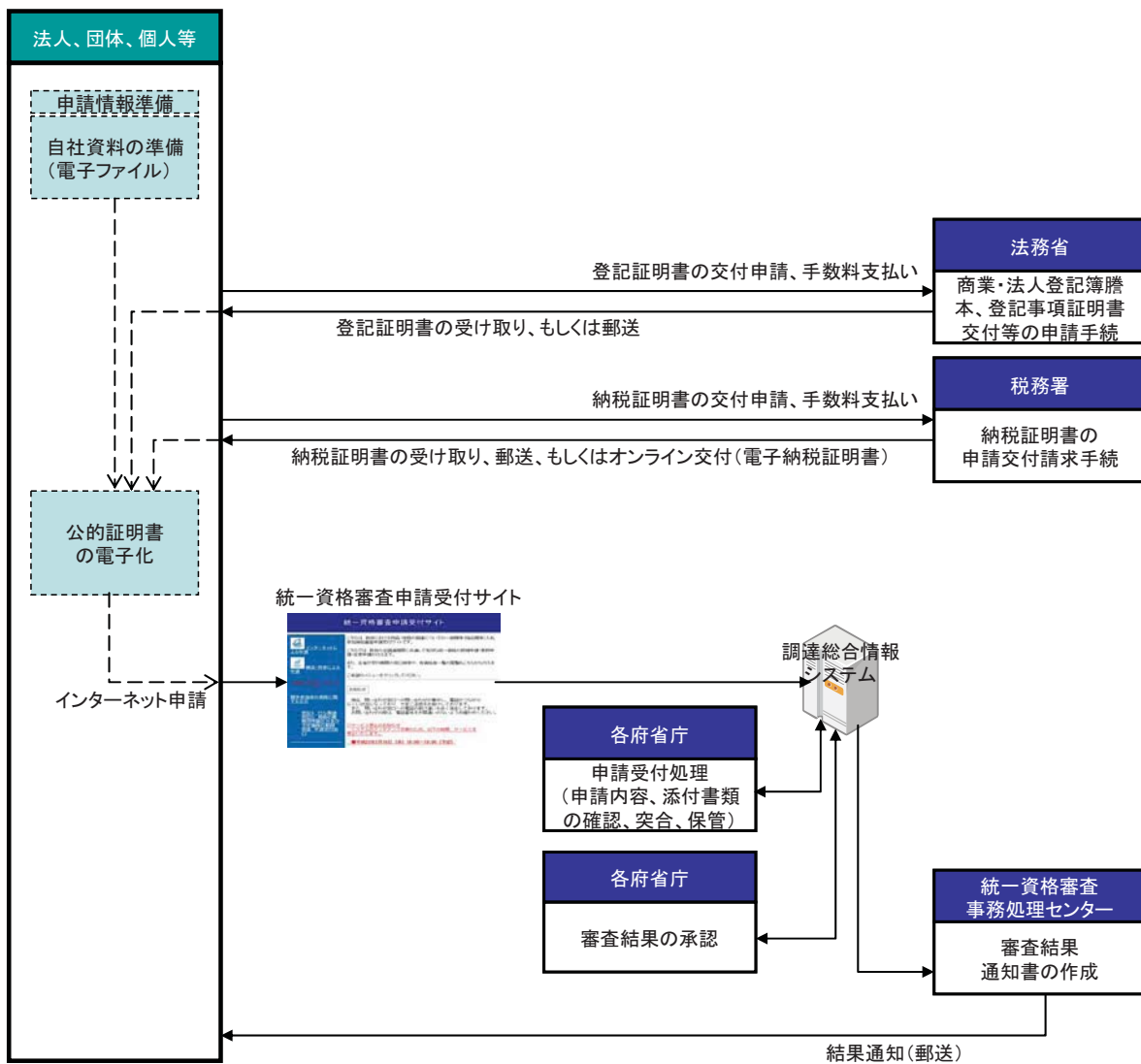


図 3-2 入札参加資格審査の現状業務フロー (インターネット申請)

3.2 連携先の業務・システムに関する調査

本実証実験においては、接続元と接続先である以下の2つの業務・システムについて調査を行った。

- 入札参加資格審査業務および調達総合情報システム
- 登記事項証明書発行業務および登記情報等システム

3.2.1 入札参加資格審査業務および調達総合情報システム

入札参加資格審査業務および調達総合情報システムに関する調査においては、以下に示す事項の確認を行った。

(1) 入札参加資格審査申請時の本人確認方法

入札参加資格審査申請時の本人確認については、紙書類による申請では社印を押印した申請書類の持参等により確認を行っている。インターネット申請ではHPからの手続き後、確認メールを申請者に送付することにより確認を行っている。現時点では、電子署名等の技術的な手法は取られていない。

(2) 入札参加資格審査申請と添付書類の突合方法

申請書類に記載された項目は、表 3-1 に示す添付書類との目視による突合を行い、内容の確認を行っている。

表 3-1 入札参加資格審査申請書類記載項目と添付書類の比較

記載項目	突合を行う添付書類
住所	• 登記事項証明書（本店住所）
商号又は名称	• 登記事項証明書（商号）
代表者氏名	• 登記事項証明書（代表者）
主たる事業の種類	• 登記事項証明書（目的）
希望する資格の種類	• 登記事項証明書（目的）
製造・販売等実績	• 財務諸表類（損益計算書）
自己資本額	• 財務諸表類（貸借対照表） • 登記事項証明書（資本金の額）
経営状況	• 財務諸表類（貸借対照表）
営業年数	• 営業経歴書 • 登記事項証明書（設立年月日）から計算
常勤職員の人数	• 営業経歴書
設備の額	• 財務諸表類（貸借対照表）

なお、調達総合情報システムに業者情報を登録される際に、申請書に記載された商号・住所と登記事項証明に記載された商号・住所が異なる場合は、登記事項証明に記載されたものを正として登録が行われる。

(3) 業者コードの管理

ア 業者コード仕様

10桁の連番で構成されており、1業者につき1コードが付与される。既に業者コードを保有する業者に対して新規にコードを払いだすことのないよう申請時に重複チェックが実施されて

おり、調達総合情報システム上においては、以下の 2 パターンの項目の組み合わせでのチェックを行っている。

- ① 商号（漢字）＋代表者氏名（漢字）
- ② 郵便番号＋商号（カナ）＋代表者氏名（カナ）

なお、申請企業に対して一旦付与された業者コードは、制度上では変更されることはないが、紙申請の際の誤入力や申請者からの誤申請（継続なのに新規で申請する等）があった場合に変更されるケースがある。

一度資格を喪失した申請企業が再度資格を申請した場合には、以前の業者コードを再利用せず、新しい業者コードを付与する。これらの資格を喪失した企業の情報は 5 年間保存される。また資格を喪失した企業に付与されていた業者コードを、新しく申請を行った他の企業に対して再利用することはない。

イ 業者コード（業者情報）の調達総合情報システム上における管理仕様

調達総合情報システムにおいては、業者コード（業者情報）は以下の管理を行っている。ただし、これらの管理においては、入札参加資格の保有状況の管理を主眼としており、企業のライフサイクル管理を目的としておらず、業者からの資格廃止の申告は必要とされていない。（入札参加資格には有効期間があり、この有効期間を超過して更新申請が行われない場合、資格非保有状態となる。）

- 新規払い出し
- 情報の変更（更新）
- 統一参加資格の停止/取消

ウ 現在管理している業者コードの総数

2010 年 12 月 16 日現在において、142,235 件の業者コードが管理されている。

3.2.2 登記事項証明書発行業務および登記情報等システムに関する調査

登記事項証明書発行業務および登記情報等システムに関する調査においては、以下に示す事項の確認を行った。

(1) 登記事項証明書の取得方法

登記事項証明書を取得するにあたっては、オンラインによる送付請求（以下、「オンライン請求」とする）、郵送による請求、窓口における請求の3つの方法がある。

登記事項証明書のオンライン請求については、その送付（郵送等）の請求をオンラインで行うものであり、電磁的な登記事項証明書をオンラインで交付する仕組みではない。（現時点においては、そもそも電磁的な「登記事項証明書」の発行は行われていない。ただし、「インターネット登記情報提供サービス」として、登記情報のオンラインによる「閲覧」は可能となっている。）

登記事項証明書は、登記の対象となる本人以外による取得が可能であり、請求にあたっての「（登記事項証明書に記載の）本人である確認」は行われていない。

(2) 登記事項証明書の種類と記載項目

ア 登記事項証明書の種類

商業・法人登記における証明書発行においては、以下の種類の証明書がある。

- 履歴事項証明書
- 現在事項証明書
- 閉鎖事項証明書
- 代表者事項証明書
- 登記事項要約書

現在事項証明書、履歴事項証明書、閉鎖事項証明書は、それぞれ全部証明書と一部証明書に分けられており、「履歴事項全部証明書」、「現在事項一部証明書」といった形式で発行される。

入札参加資格申請においては、「履歴事項全部証明書」もしくは「現在事項全部証明書」の添付が求められている。

イ 登記事項証明書の記載項目

登記事項証明書に記載される項目は、証明書の種類によって異なるが、その主な記載項目について、表 3-2 に示す。

表 3-2 登記事項証明書の主な記載項目

記載項目	記載内容
商号	● 商号
本店	● 登記簿上の本店住所（業務上の本店ではない）
会社設立の年月日	● 会社の設立年月日
目的	● 会社の事業内容
資本金の額	● 資本金の額
役員に関する事項	● 取締役、監査役の名前一覧 ● 代表者については住所も記載

(3) 会社法人等番号の管理

会社法人等番号は、登記所番号(4桁)-会社の種類(2桁)-連続番号(6桁)で構成されており、1法人に対して1番号が付与される。

付与された番号については、以下の事項に該当する場合に、変更される。

1. 会社の様態が変化した場合（有限会社から株式会社への変更等）
2. 本店の移転を行い、管轄の登記所が変更となる場合

また、登記の時点において、同一商号・同一住所の法人の登記が行えないよう制限されている。ただし、同じ建物内でその部屋番号まで登記されている場合は、異なる部屋番号であれば同一商号でも登記が可能となる。

4 実証内容

4.1 To-Be 業務フロー

4.1.1 概要

本実証実験においては、調達総合情報システムに対して行われる入札参加資格審査申請に添付される公的証明書（もしくは公的証明情報）に相当する業務情報を、共通企業コードセンターが共通企業コードを用いて各証明書発行機関とバックオフィス連携をして取得する方式を想定し、To-Be 業務フローを定義した。

(1) To-Be 業務フローの概要

入札参加資格審査申請における To-Be 業務フローにおいては、図 4-1 のように調達総合情報システムが共通企業コードセンターを介して法務省および他連携省庁のシステムとバックオフィス連携し、共通企業コードを用いて入札参加資格審査に必要な公的証明書に関する業務情報を取得する。

この時、調達総合情報システムは申請者の代わりに業務情報を取得するのではなく、行政機関として業務上必要な情報を取得する。そのため、申請者（民間企業）側で公的証明書の申請、取得、添付を行うプロセスが省略される。申請者は申請事項の記入と申請者側で用意すべき書類のみを添付して申請するだけとなり、申請者（民間企業）にとっての業務負担軽減、リードタイム削減効果が想定される。

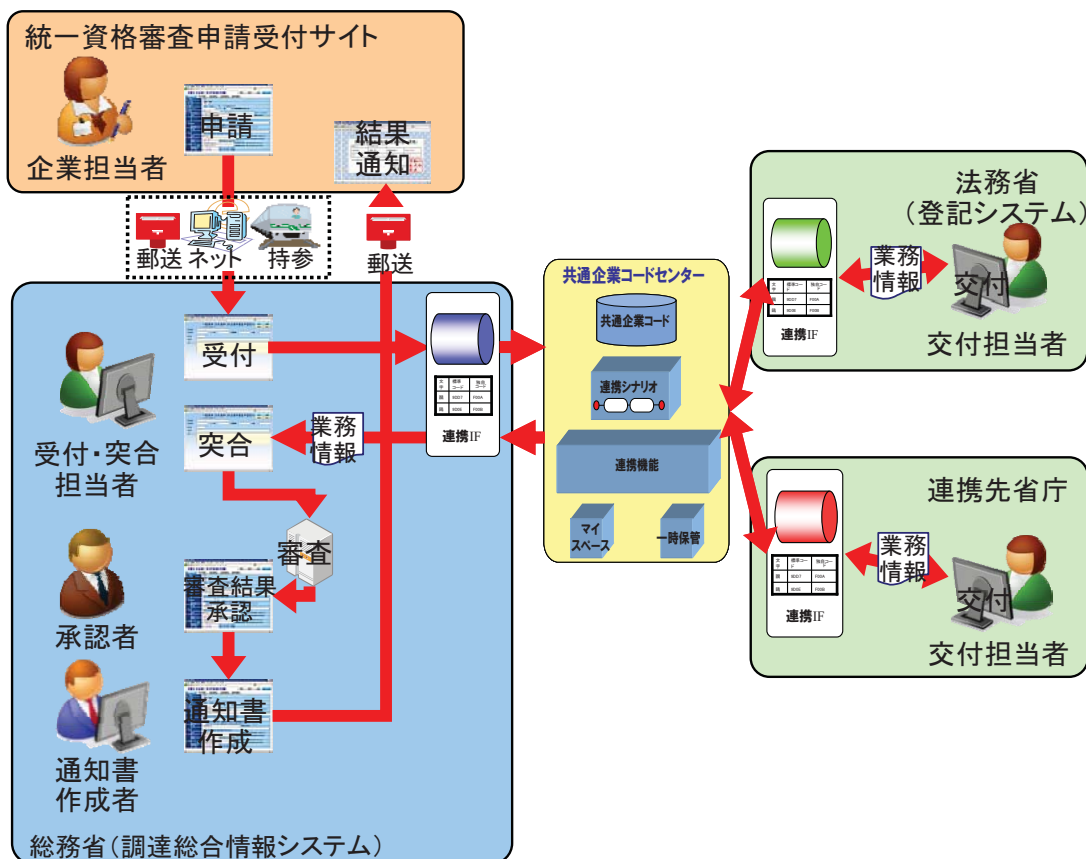


図 4-1 入札参加資格審査申請 To-Be 業務フロー

(2) To-Be 業務フローにおける業務運用主体（アクター）

入札参加資格審査申請の To-Be 業務フローにおける業務運用主体（アクター）を表 4-1 に示す。

表 4-1 業務運用主体（アクター）一覧

業務運用主体（アクター）	説明
資格申請者	官公庁へ入札参加資格審査の申請手続きを行う民間企業の申請担当者
資格審査・受付担当者	入札参加資格審査申請の受付を行う受付省庁担当職員
資格審査・突合担当者	入札参加資格審査申請の突合を行う受付省庁担当職員
資格審査・承認担当者	入札参加資格審査申請の審査結果に対して承認を行う受付省庁担当職員
資格審査・通知書作成者	入札参加資格審査申請の結果通知の作成を行う事務処理センター担当職員
登記事項情報交付担当者	登記事項証明書に関する業務情報の交付請求の受付及び交付を行う法務省担当職員
登録証明情報交付担当者	他連携省庁登録証明書に関する業務情報の交付請求の受付及び交付を行う他連携省庁担当職員
共通企業コードセンターシステム	共通企業コード及びバックオフィスの行政業務システムの連携を管理するセンターのシステム
バックオフィス連携システム	バックオフィスの行政業務システムの連携を管理するシステム
共通企業コード管理システム	共通企業コードのマスタを管理するシステム
連携元システム	共通企業コードセンターを介し連携先のシステムに情報処理を依頼し、他システムからの情報（データ）を受領するシステム
調達総合情報システム	入札参加資格審査申請を受付し管理する総務省のシステム
調達総合情報システム連携インタフェース	調達総合情報システムからバックオフィス連携システムに対して、要求やデータを送受信するインタフェース 企業コード紐付け表を使用して、連携元システムの企業コードと共通企業コードの変換を行う。また、送受信するデータの文字コードの変換も行う
連携先システム	共通企業コードセンターを介し、他の連携システムからの要求を受付け、情報（データ）を提供するシステム
登記情報等システム	法人登記情報を管理する法務省のシステム
登記情報等システム連携インタフェース	登記情報等システムからバックオフィス連携システムに対して、要求やデータを送受信するインタフェース 企業コード紐付け表を使用して、連携元システムの企業コードと共通企業コードの変換を行う。また、送受信するデータの文字コードの変換も行う
他連携省庁システム	連携先に登録情報を提供する他連携省庁のシステム
他連携省庁システム連携インタフェース	他連携省庁システムからバックオフィス連携システムに対して、要求やデータを送受信するインタフェース 企業コード紐付け表を使用して、連携元システムの企業コードと共通企業コードの変換を行う。また、送受信するデータの文字コードの変換も行う

4.1.2 To-Be 業務フローにおける証明書の取り扱いについて

現在の入札参加資格審査申請の業務においては、申請者は「登記事項証明書」を法務省から発行してもらい、「登記事項証明書」又はその写しを郵送又はファイル添付することにより入札参加資格審査申請を行っている。To-Be 業務フローにおいては、バックオフィス連携により情報を取得することを想定している。

本実証実験においては、「登記事項証明書」に記載される情報を連携することにより、入札参加資格審査申請の業務を行い突合確認作業が可能であるとことを前提として検討を行った。

4.1.3 To-Be 業務フロー概要

本実証実験においては、以下の4つのTo-Be 業務フローを定義し検討を行った。

1. 既存事業者による入札参加資格審査更新申請の To-Be 業務フロー
2. 既存事業者による入札参加資格審査変更申請の To-Be 業務フロー
3. 新規事業者による入札参加資格審査新規申請の To-Be 業務フロー
4. 官公需適格組合による入札参加資格審査更新申請の To-Be 業務フロー

(1) 既存事業者による入札参加資格審査更新申請の To-Be 業務フロー

既存の業者が定期申請として更新扱いでの申請を行う。公的証明書に関する業務情報は2つの省庁より取得する。

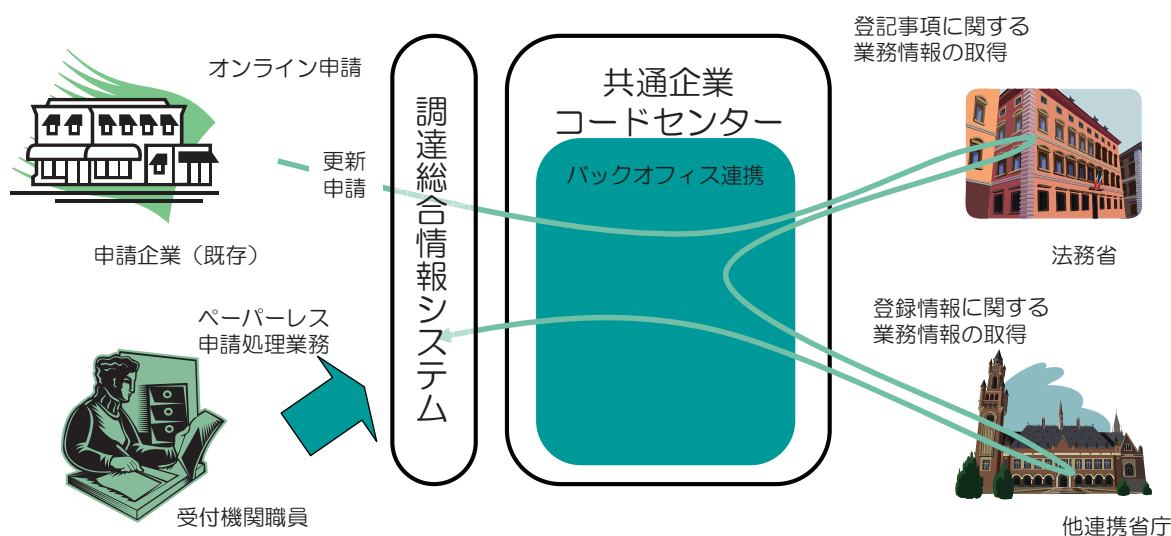


図 4-2 既存事業者による資格更新申請

(2) 既存事業者による入札参加資格審査変更申請の To-Be 業務フロー

既存の業者が、住所変更等の理由により変更申請を行う。公的証明書に関する業務情報は1つの省庁より取得する。

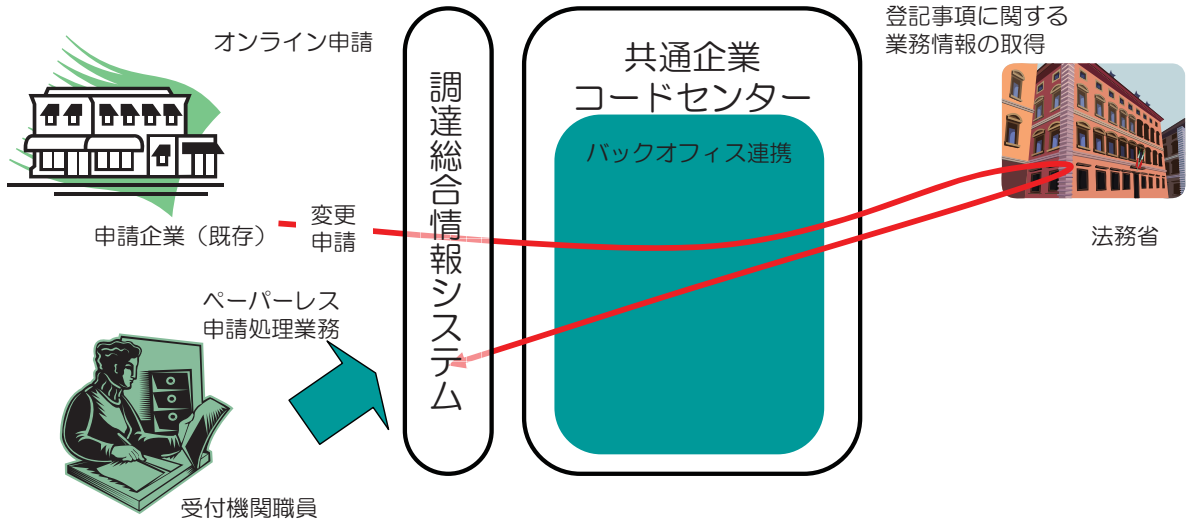


図 4-3 既存事業者による変更申請

(3) 新規事業者による入札参加資格審査新規申請の To-Be 業務フロー

業者コードを持たない企業が、会社名、住所の情報等を入力して入札参加資格審査申請を行う。共通企業コードセンターにおいて共通企業コードを検索し、共通企業コードを紐付けた上で入札参加資格審査の連携シナリオを実施する。調達総合情報システムにおいて発行した業者コードと共通企業コードが紐づき、申請企業に対して結果通知を行う。

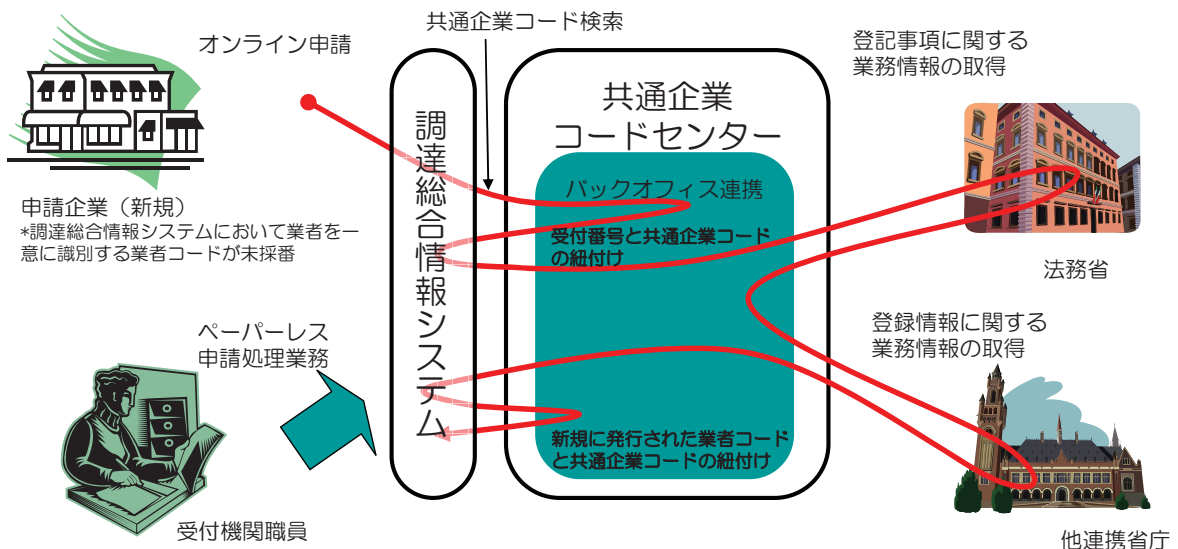


図 4-4 新規事業者による資格申請

(4) 官公需適格組合による資格申請

複数の構成員から構成される官公需適格組合が資格申請を行う。組合の登記事項証明書に関する業務情報は法務省より取得し、組合と組合を構成する構成員についての公的証明書に関する業務情報を他連携省庁より取得する。

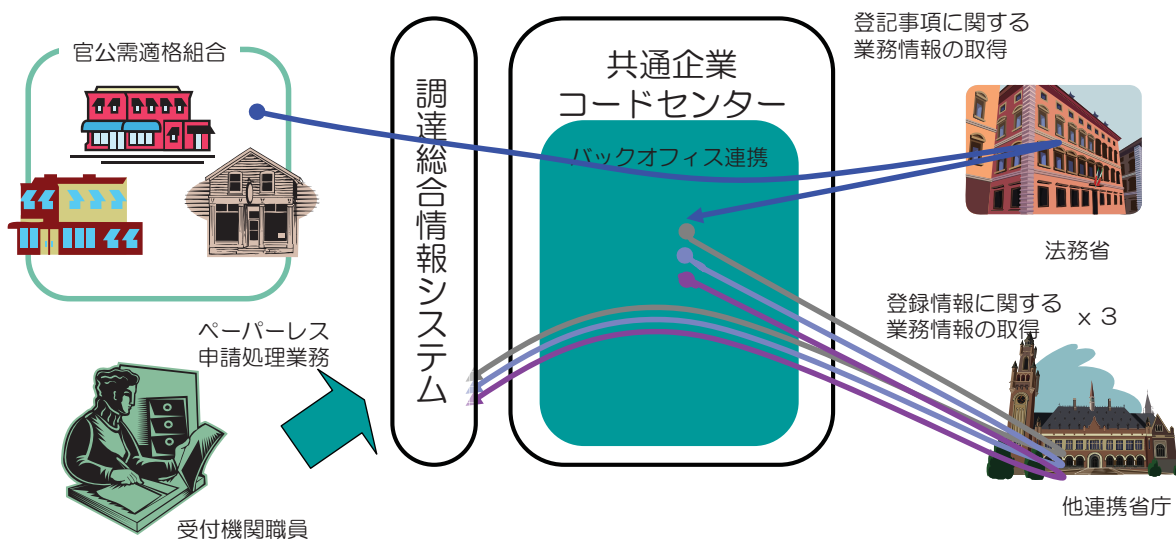


図 4-5 官公需適格組合による資格申請

4.1.4 To-Be 業務フロー詳細

To-Be 業務フローの中で代表的な「既存事業者による入札参加資格審査更新申請の To-Be 業務フロー」の詳細を図 4-6 に示す。

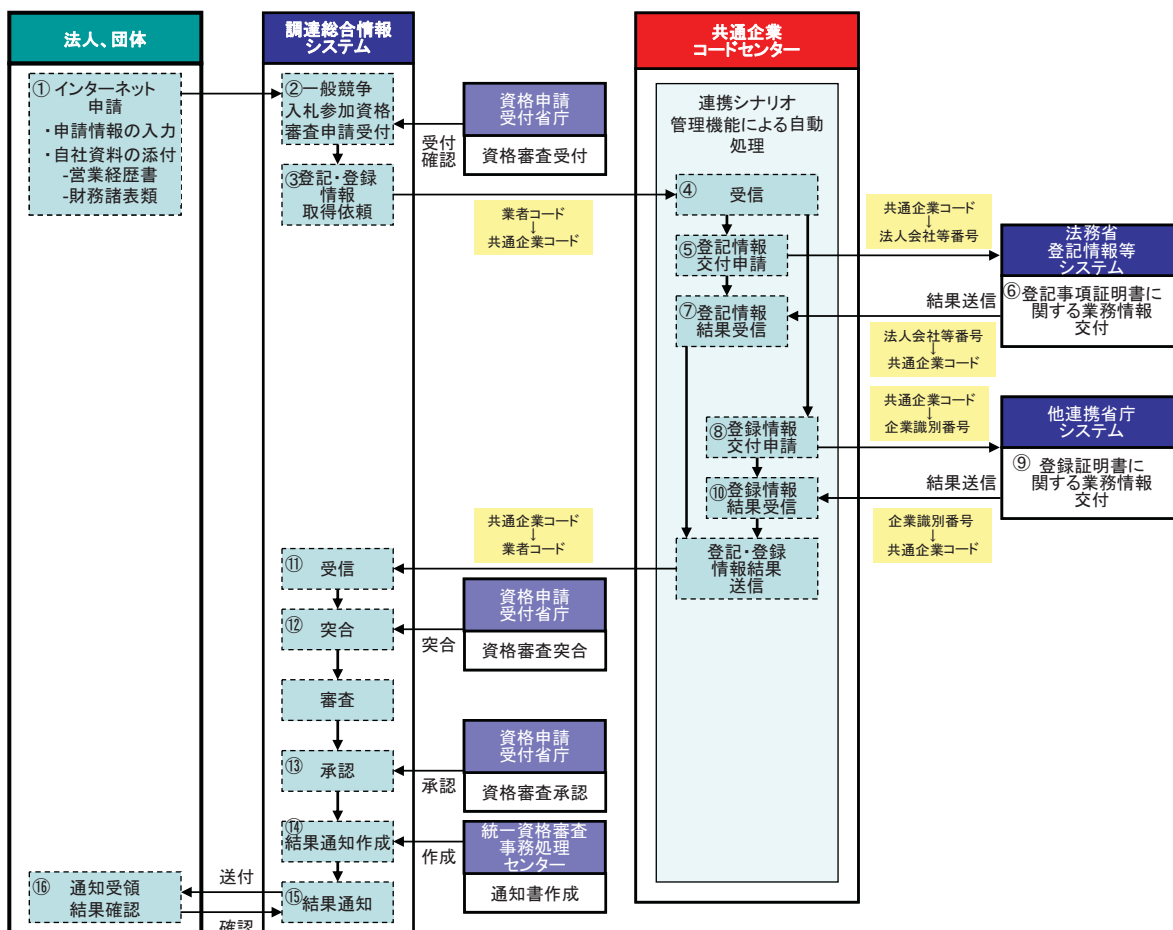


図 4-6 更新申請の To-Be 業務フロー

以下に業務の流れを説明する。

- ① 資格申請者は業者コードを使用して入札参加資格審査の更新をインターネット経由で調達総合情報システムから申請する。その際、申請に必要な情報を入力し、営業経歴書と財務諸表類を添付して申請する。
- ② 資格審査・受付担当者は、調達総合情報システムで、申請された情報と添付ファイルを確認し、受付を行う。
- ③ 調達総合情報システムは、紐付け表を基に業者コードを共通企業コードに変換し、入札参加資格審査の更新処理に必要な登記事項証明書と他連携省庁登録証明書に関する業務情報の取得依頼を共通企業コードセンターに送信する。
- ④ 共通企業コードセンターのバックオフィス連携システムは、調達総合情報システムより業務情報取得依頼を受信し、入札参加資格審査に必要な業務情報取得の連携シナリオによる処理を開始する。バックオフィス連携システムは、共通企業コードをキーとして登記事項証明と他連携省庁登録証明書に関する業務情報の請求をそれぞれ連携先となる登記情報等システム、他連携省庁システムに対して行う。

- ⑤ 登記情報等システムは、共通企業コードを受信し、紐付け表を基に共通企業コードを会社法人等番号に変換し（今回の検証では共通企業コードとして会社法人等番号を使用するため同じ番号に変換される）、登記情報請求依頼を受信する。
- ⑥ 登記事項情報交付担当者は、登記情報請求依頼を確認し、登記事項証明に関する業務情報の交付を承認する。
- ⑦ 登記情報等システムは、紐付け表を基に会社法人等番号を共通企業コードに変換し、登記事項証明に関する業務情報を、バックオフィス連携システムに送信する。
- ⑧ 他連携省庁システムは、共通企業コードを受信し、紐付け表を基に共通企業コードを他連携省庁システムの企業コードに変換し、他連携省庁登録情報請求依頼を受信する。
- ⑨ 他連携省庁情報交付担当者は、他連携省庁登録情報請求依頼を確認し、他連携省庁登録証明に関する業務情報の交付を承認する。
- ⑩ 他連携省庁システムは、紐付け表を基に他連携省庁システムの企業コードを共通企業コードに変換し、他連携省庁登録証明に関する業務情報と共に、バックオフィス連携システムに送信する。
- ⑪ 調達総合情報システムは、依頼した結果の登記事項証明書と他連携省庁登録証明書に関する業務情報をバックオフィス連携システムから受信し、紐付け表を基に共通企業コードを業者コードに変換する。
- ⑫ 資格審査・突合担当者は、調達総合情報システムで、登記事項証明書と他連携省庁登録証明書に関する業務情報、申請情報を突合し内容の確認を行う。
- ⑬ 資格審査・承認担当者は、調達総合情報システムで、審査結果を確認し承認する。
- ⑭ 資格審査・通知書作成者は審査結果の通知書を作成する。
- ⑮ 調達総合情報システムは、審査結果を資格申請者にメールで通知する。
- ⑯ 資格申請者は、審査結果の通知を受領し、結果の詳細を調達総合情報システムで確認する。

4.2 To-Be システム・アーキテクチャ

4.2.1 バックオフィス連携基盤の実現方針

各行政機関の IT の利用範囲は基幹系業務システムからその周辺業務まで拡張され、数多くのシステムが構築・運用されている現状がある。本来は、関連する業務との情報の一貫性や標準化の後に IT システムを構築するのが理想であるが、多くの場合、IT 化のメリットをすぐに享受することを優先したため、情報の一貫性や標準化が後手に回ってしまっていることもまた事実である。

行政機関のバックオフィス間での情報連携を実現するに当たって、これらの情報連携することを前提に構築されていないサイロ化されたシステムを一斉に再構築することは困難であり、なるべく既存システムの大幅な改修を行うことなく、異なる環境のままでの連携を実現することが不可欠である。そして、環境の異なるシステム間の連携を実現するためには、連携する各行政機関及びそのシステムによって異なる企業コードの変換や、漢字や外字など文字コードの変換が必須となる。

また、各行政機関のシステムを跨る連携になるため連携される情報のセキュリティに留意すること、環境の異なるシステムへの接続を容易にするために可能なかぎりオープンかつ標準的な技術を採用すること等が必要と考える。

そこで以上を踏まえて、本実証事業の技術検証用システムを構築するにあたって、バックオフィス連携基盤の実現方針として以下を定めた。

(1) 柔軟な情報連携基盤

- 連携する各省庁における従来の情報システムに与える影響を極小化・局所化するとともに、各システムを疎結合*で連携する。
- 制度の変更に伴う連携業務フローへの対応の柔軟性を確保する。
- 既存のコード体系で処理できるように連携インタフェースを設け、共通企業コードから連携する各省庁が管理する企業コードへ変換及び文字コード等を変換する。

(2) 情報管理の効率性・確実性の確保

- 情報連携基盤に接続される各省庁において管理、運用されているデータは、情報連携基盤実現後も引き続き各省庁において管理、運用を行う。
- 情報連携基盤には、情報連携に必要な最小限のデータを保持する。

(3) 連携情報の責任追跡性の確保

- 連携する各省庁のシステム間で情報が連携されるため、その連携された情報の追跡を可能とする。

(4) 標準化・オープン化の推進

- 情報連携基盤には、オープンかつ標準的な技術を採用することとし、連携する各省庁の情報システムとの接続性の確保、ならびに構築費用や運用保守費用の抑制を図る。

* 疎結合： 個々のシステム（コンポーネント）が「相互に連携しているが、相互の依存度が低い」結合方法を示す。疎結合による連携を行う場合、システム間の連携を強く意識する必要がないことから、各システムの個別改修作業等が容易になる。

4.2.2 アーキテクチャの方針

以上の実現方針を踏まえて、バックオフィス連携基盤のアーキテクチャに、弊社で作成した情報連携基盤アーキテクチャである行政バックオフィス連携アーキテクチャ（STTAR: Standardized Transmit with Transform ARchitecture for inter enterprise/government exchange）を採用した。

STTAR は弊社が海外で直接システム構築に携わった、ベルギーのクロスロードバンク（CBSS: Crossroads Bank for Social Security）システムのバックオフィス連携アーキテクチャを基に日本独自の対応として、非同期処理や、ID コードの変換、都道府県コードなどの変換、文字コードの変換等の機能を追加して作成したアーキテクチャである。

クロスロードバンク（CBSS）は、ベルギー国内の 3,000 を超える社会保障関連機関のバックオフィス業務機能をネットワークで結び、利用者である国民や企業が、ポータルならびに窓口を通じて各種申請手続きをワンストップで行える。年金や社会保障給付金の申請、相談など 210 の電子サービスが提供され、年間で約 6 億 8,000 万件（2008 年）の処理実績があり、情報の電子化や社会保障機関における業務効率の向上、国民の申請作業の負荷軽減、情報交換プロセスの合理化による管理コスト削減など、以下に示すように大きな効果が得られている。

- ・ 業務スピードの向上：（例：企業の外国人雇用申請は 7 日から 5 日へ短縮）
- ・ 国民・企業・政府の業務量削減：（企業だけで 2,600 億円相当）
- ・ 給付を受けられるサービスを漏れなく住民に通知

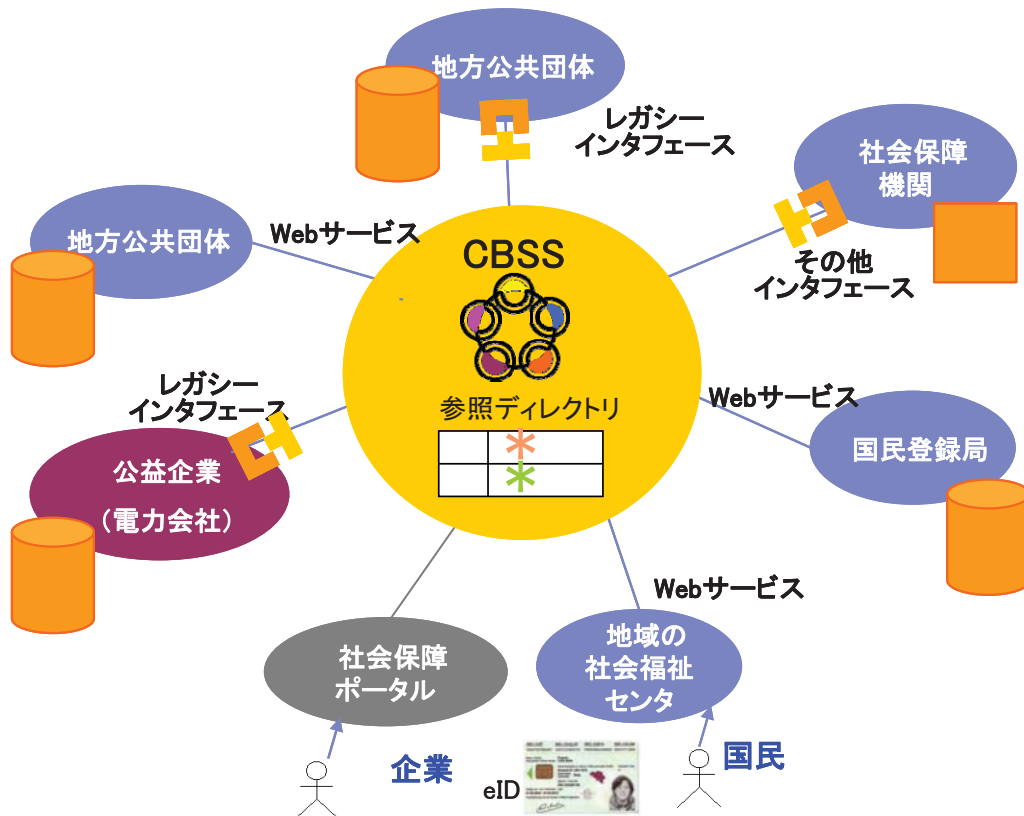


図 4-7 クロスロードバンク・システム

4.2.3 行政バックオフィス連携アーキテクチャ（STTAR）の概要

本実証実験において、バックオフィス連携基盤に採用した STTAR のアーキテクチャの特徴を以下に示す。

- 各機関の業務をバックオフィスで情報連携することが可能である。
- 様々なアーキテクチャ、技術仕様で実現された各機関の既存システムを連携することが可能である。
- 各機関の既存システムへの改修を最小限にとどめるため、連携インタフェースを各機関に配置している。
- 連携業務フローの変更対応等の柔軟性がある。
- ID コードの変換、都道府県コードなどの変換、文字コードの変換、外字対応等のコード変換が可能である。
- 連携された各機関の業務の処理時間に応じた非同期処理が可能である。
- 海外で稼働実績のある行政のバックオフィス連携のアーキテクチャを基に作成している。
- オープンかつ標準的な技術仕様を採用し、疎結合による連携が可能である。

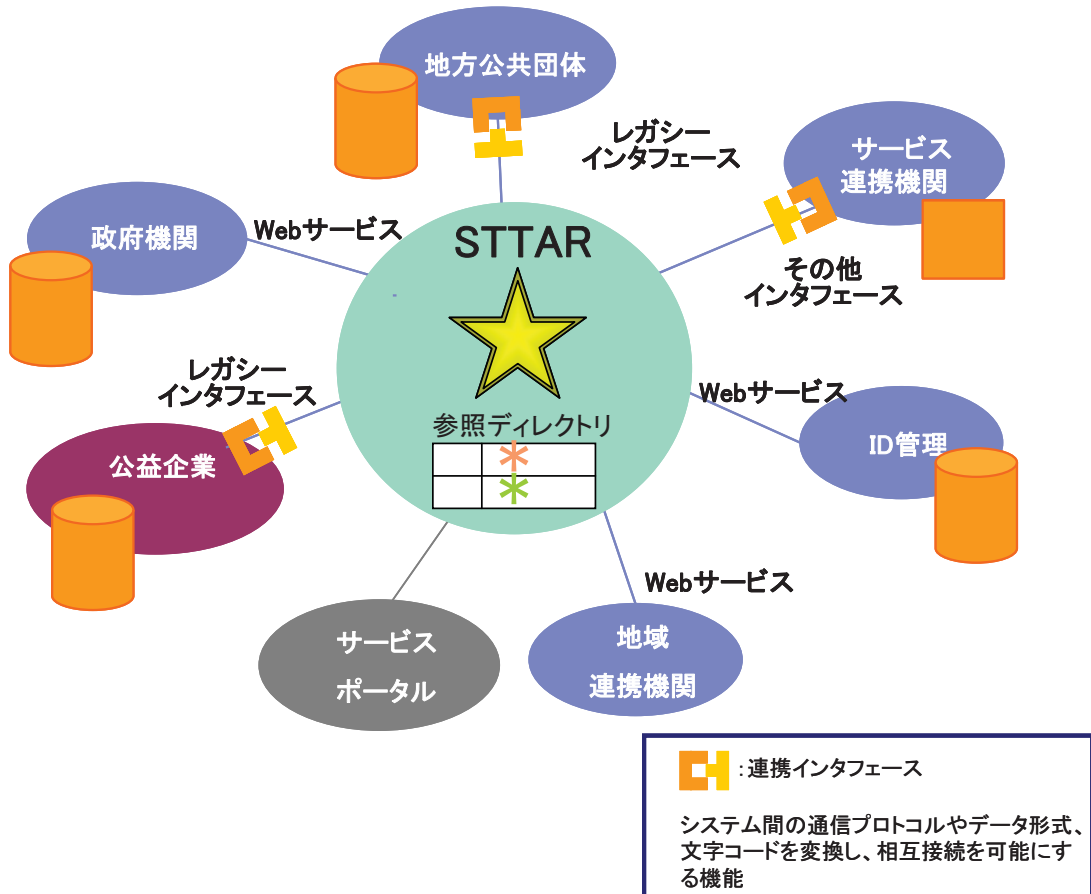


図 4-8 STTAR アーキテクチャ

4.2.4 名寄せソリューション・アーキテクチャの概要

連携する各省庁の既存の業務システムにおいて付与されている企業コード同士を、共通企業コードを介して紐付ける情報は、図 4-9 に示した QualityStage を使用した名寄せソリューションによって作成することが可能である。

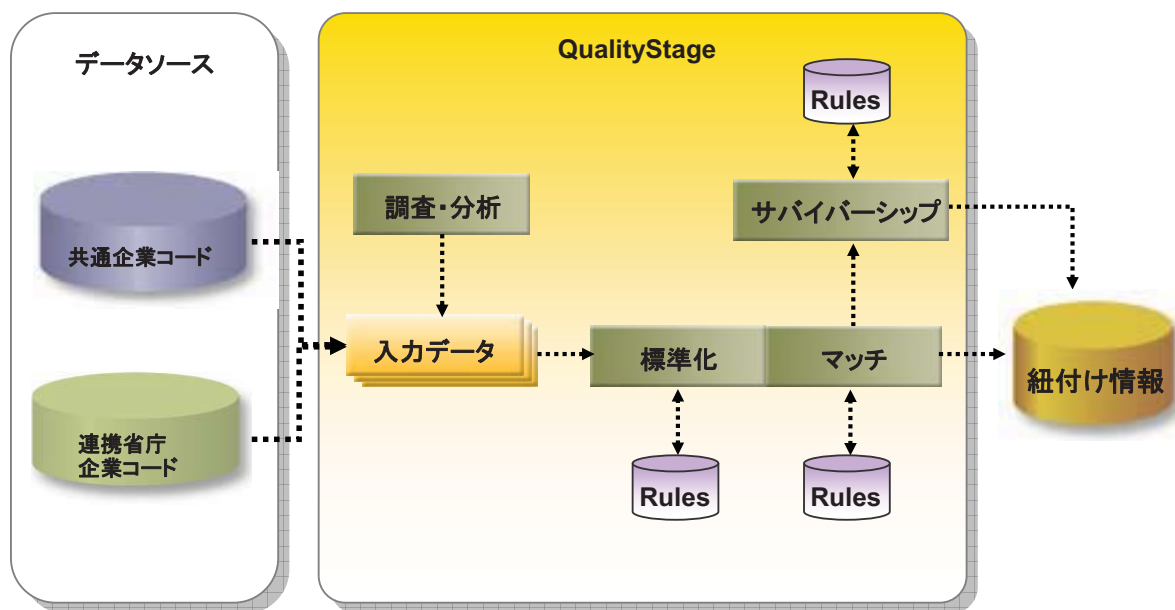


図 4-9 名寄せソリューション・アーキテクチャ

名寄せソリューションは以下の特徴がある。

- 日本語のデータに対する名寄せの実績がある。
- 文字コードの変換に対応している。
- 日本国内の住所の標準化が可能である。
- データ量に応じたスケーラビリティがある。

詳細については、添付資料 1「共通企業コード運用における名寄せ技術概要」を参照。

4.2.5 To-Be システム・アーキテクチャ

本実証事業で構築した技術検証用システムの To-Be システム・アーキテクチャを図 4-10 に示す。

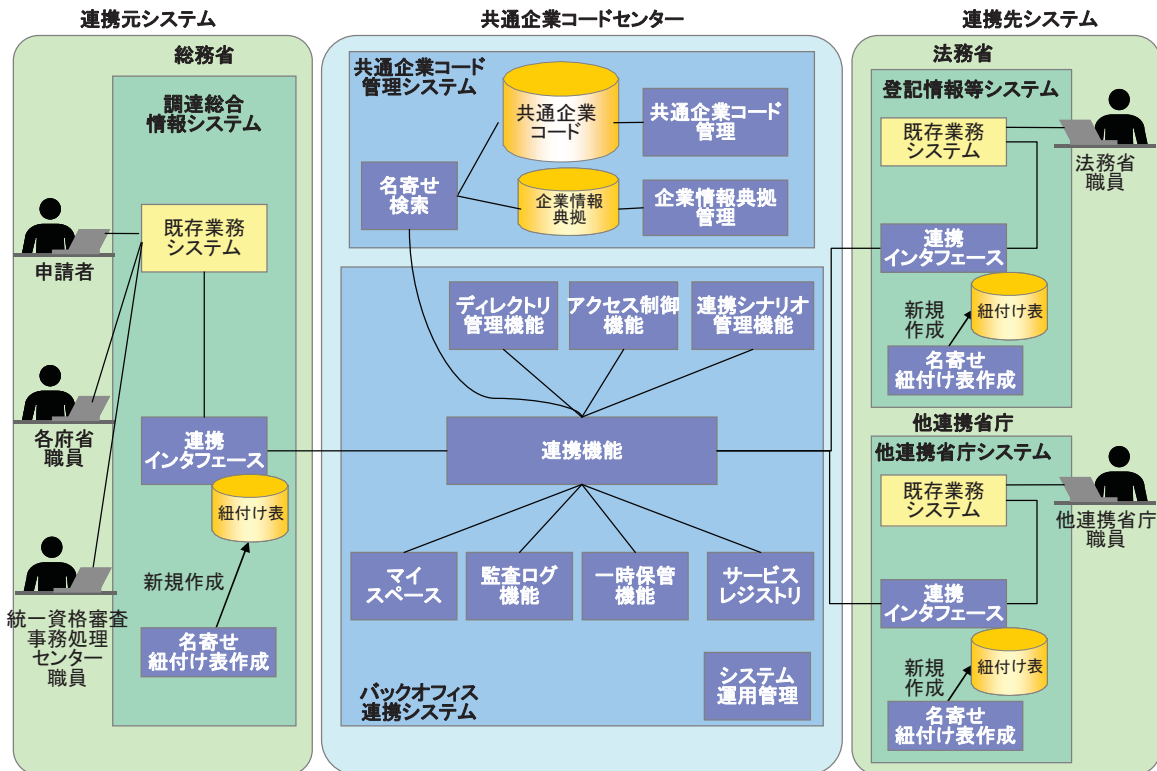


図 4-10 To-Be システム・アーキテクチャ

情報連携の要求を行う連携元システムである総務省の調達総合情報システムは、連携インタフェースを介して共通企業コードセンターのバックオフィス連携システムと接続される。また、調達総合情報システムの業者コードと共通企業コードの紐付け表を名寄せで作成するための名寄せ紐付け表作成機能を有する。

共通企業コードセンターは、共通企業コードを管理する共通企業コード管理システムと、連携する各省庁システム間の情報連携を行うバックオフィス連携システムから成る。

バックオフィス連携を行う連携先システムの一つである法務省の登記情報を提供する登記情報等システムは、連携インタフェースを介して共通企業コードセンターのバックオフィス連携システムと接続される。また、登記情報等システムの企業コードである会社法人等番号と共通企業コードの紐付け表を名寄せで作成するための名寄せ紐付け表作成機能を有する。

もう一つの連携先システムとして、他連携省庁の登録情報を提供する他連携省庁システムがあり、連携インタフェースを介して共通企業コードセンターのバックオフィス連携システムと接続される。また、他連携省庁システムの企業コードと共通企業コードの紐付け表を名寄せで作成するための名寄せ紐付け表作成機能を有する。

4.2.6 To-Be システム・アーキテクチャに求められる要件とその対応

本実証事業で構築したアーキテクチャに求められた要件とその対応を以下に整理した。

(1) 共通企業コードによる紐付け

各省庁の既存業務システムが管理する企業コードを維持した状態において、省庁間でのバックオフィスの情報連携を実現するためには、共通企業コードを介して各省庁の企業コード同士を紐付ける必要がある。

各省庁の企業コードと共通企業コードの紐付け情報は、連携する各省庁システムの連携インタフェース上に紐付け表として配置され、各省庁のシステムで管理・運用される。

紐付け表には、共通企業コードと各省庁の企業コードとのマッピング情報を保持する。連携インタフェースは、情報連携時にその紐付け表を基に各省庁の企業コードと共通企業コードの変換を行う。

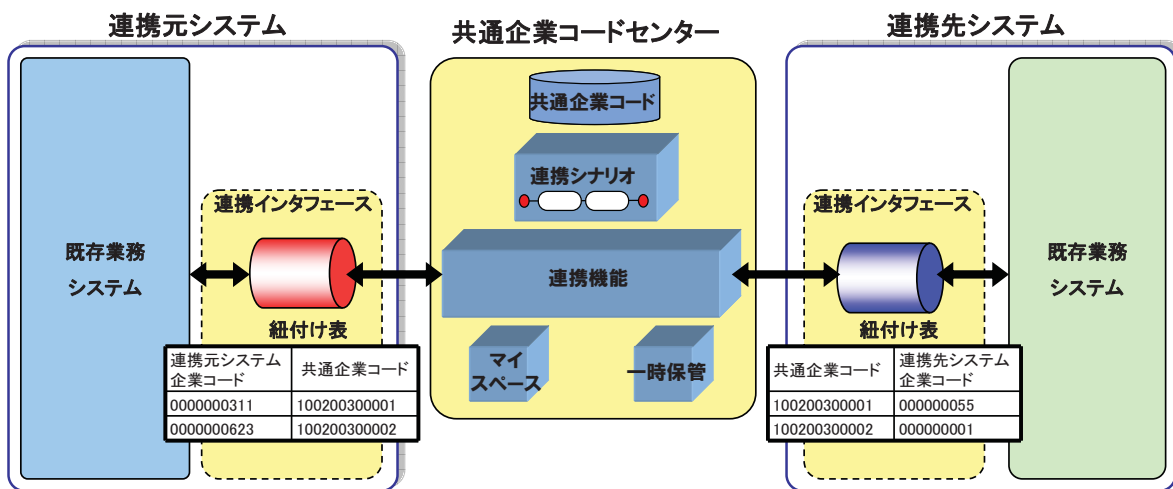


図 4-11 紐付け表の役割

図 4-11 に示したように、連携元の業務システムから情報連携の要求があった場合、連携元システムの企業コードは連携インタフェースによって紐付け表に登録してある共通企業コードに変換される。共通企業コードは共通企業コードセンターの連携機能を経由して連携先システムに渡り、連携先システムの連携インタフェースによって共通企業コードは紐付け表に登録してある連携先システムの企業コードに変換され、連携先の既存業務システムで要求が処理される。

連携先の既存業務システムで処理された結果は、連携先システムの連携インタフェースで共通企業コードに変換され、共通企業コードセンターの連携機能を経由して連携元システムに渡り、連携元システムの連携インタフェースによって連携元システムの企業コードに変換され、連携元の既存業務システムに返される。

(2) 名寄せによる紐付け表の作成

各省庁の企業コードと共通企業コードとの紐付け情報を作成するために、それぞれの企業コードの属性情報を用いて名寄せを行う。紐付け表は、連携参加時には各省庁において名寄せ紐付け表作成機能を使用し、名寄せ結果を確認した後、一括で作成される。図 4-12 に示したように、共通企業コードセンターの共通企業コード表を各省庁のシステムに複製し、名寄せ紐付け表作成機能によって連携するシステムの企業コードとの名寄せを行い、紐付け表を作成する。

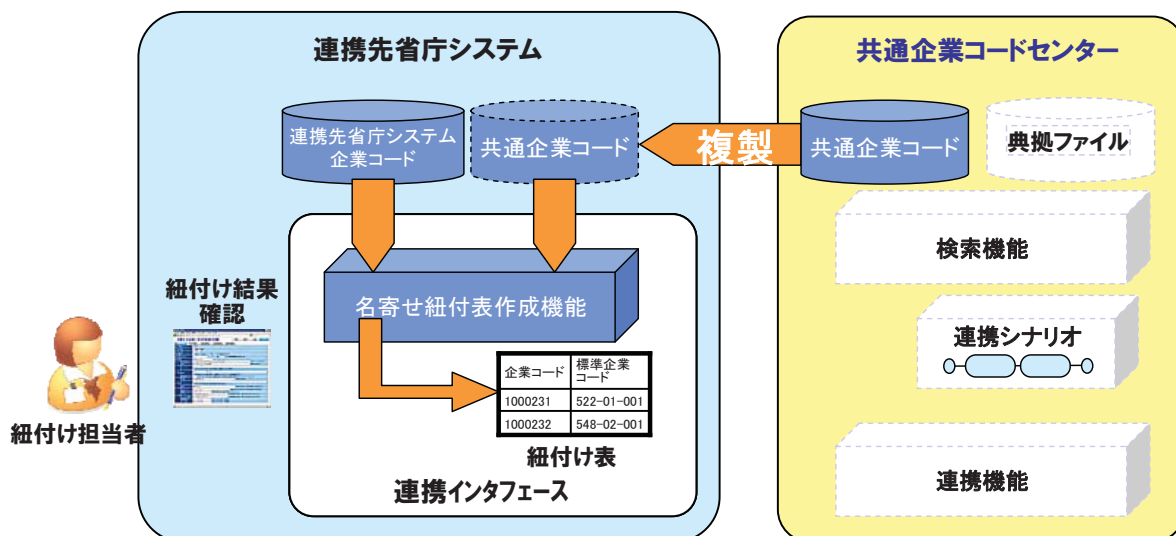


図 4-12 紐付け表作成方法

また新規に紐付け情報を追加する場合は、共通コードセンターの共通企業コード管理システムの名寄せ検索機能を使用して紐付けを行う企業の共通企業コードを特定し、紐付け表に登録する。

(3) 名寄せの精度向上

共通企業コードに対する名寄せ検索の検索キーは申請者による入力が行われることから、表記のゆらぎや登記上の本店所在地ではなく業務上の本社機能所在地が入力される等の間違いが想定される。そこで、共通企業コードセンターの企業情報典拠管理機能で、企業名の「略称」や「表記のゆれ」、「企業情報の変更の履歴」を企業情報の典拠として登録し、名寄せ検索の検索対象とすることで、共通企業コードの名寄せの検索能力を向上させる。

(4) 共通企業コードの管理

共通企業コードは、企業を一意に特定し、各省庁のシステムをバックオフィス連携するために用いられる。そして、共通企業コードは、共通企業コードセンターの共通企業コード管理システムで一元管理される。また、企業を特定する情報として企業の属性情報も共通企業コードに紐付けて共通企業コード管理システムで管理される。

共通企業コードの登録や企業属性情報の変更、企業への共通企業コードの通知等は、共通企業コード管理システムの共通企業コード管理機能で行われる。

(5) 各省庁による紐付け情報の分散管理

共通企業コードと各省庁の企業コードの相互変換を行う紐付け表は、各省庁で作成され、各省庁システムの連携インターフェースに配置し管理される。

各省庁の企業コードが新規に登録された場合、その企業属性情報を基に、共通企業コードセンターの共通企業コード管理機能に対して共通企業コードの検索を行い、共通企業コードを入手し、紐付け表を更新する。

共通企業コードと各省庁の企業コードの相互変換は、各省庁のシステムの連携インターフェースで行われるため、連携時に各省庁システムが管理する企業情報は各省庁の外部へ流出しない。また、これらのコード変換処理は各省庁システムの連携インターフェース上で分散して行われるため、共通企業コードセンターにおけるシステム処理の負荷が軽減される。

(6) 制度の変更に伴う連携業務プロセスへの対応の柔軟性の確保

バックオフィス連携システムの連携シナリオ管理機能は、各省庁の提供するサービス情報に対応して定義した連携シナリオ（情報の収集手順や通知手順のパターン定義）に基づいて処理を実行する。また、連携シナリオ管理機能は、連携元や連携先情報を管理するディレクトリ管理機能やアクセス制御機能と連動し、複数の連携先へ順次及び同時並行に処理要求することが可能となる。

このようにバックオフィス連携のシナリオと連携のための情報を連携元・連携先の省庁システムでそれぞれ管理するのではなく、共通企業コードセンターで一元管理すること、および連携シナリオを標準のビジネスプロセスモデリング言語等で定義することによって、連携業務プロセスが変更された場合でも、追加・変更を柔軟に行うことが可能となっている。

(7) 非同期の連携

連携先システムからの返信に数日かかるような場合に、要求時の情報や収集途中の結果を一時保管機能で一時的に保存する。そして、収集手順終了後、結果の情報をマイスペースに移動し、連携元システムに渡されることによって、非同期の連携に対応する。

(8) 拡張性

ア 連携先増への対応

連携先システムの接続情報を共通企業コードセンターのバックオフィス連携システムのディレクトリ管理機能で一元管理を行っているため、変更に対する影響範囲が少なく、連携先システムの増減に対して柔軟に対応が可能である。

イ トランザクション数の増大への対応

共通企業コードセンターのバックオフィス連携システム内を機能ごとにコンポーネント化し、また連携先のシステムに応じて構築される連携インタフェースを連携先の省庁に配置し、スケーラブルなアーキテクチャとして設計を行っているため、連携元の申請件数の増大や新たな連携先の追加等によりトランザクション数が増大した場合に対応可能となっている。

(9) 既存のコード体系で処理可能

各省庁のシステムの連携インタフェースで、文字コードや外字等をバックオフィス連携システムで使用される標準文字コードに変換を行い、各省庁のシステムが既存のコード体系で処理可能であるため、既存業務システムへの影響を低減できる。

(10) セキュリティ

ア 資格申請者の認証

資格申請者の認証は、調達総合情報システムの既存の認証機能で行う。

イ バックオフィス連携システムに接続する各省庁システムに対する認証

バックオフィス連携システムに接続する各省庁システムとバックオフィス連携システムとは霞が関 WAN 経由で接続されているため、バックオフィス連携システムのディレクトリ管理機能に登録された接続情報を基にサーバー間認証を行う。

ウ アクセス制御

連携元システムからの要求に対して連携先システムから提供されるサービスや連携シナリオに対するアクセス権は、バックオフィス連携システムのアクセス制御管理機能で管理される。

エ 連携情報の責任追跡性

バックオフィス連携システムの監査ログ機能は、バックオフィス連携手順の一つ一つの手順を実行するたびに、いつどの連携する省庁システムがどの連携シナリオを実行したか、またどのサービスを要求したか等のログを記録する。この監査ログを閲覧することにより、セキュリティ・インシデント等に対応可能となる。

(11) システム運用

共通企業コードセンターの共通企業コード管理システムとバックオフィス連携システムのインシデント管理やデータのバックアップ等は、バックオフィス連携システムの運用管理機能による運用管理が行われる。

各省庁システムのシステム運用管理は、それぞれの省庁システムの運用管理機能による運用管理が行われる。

(12) オープンかつ標準な技術仕様を採用

連携元および連携先システムの連携インタフェース機能と、共通企業コードセンターのバックオフィス連携システムの連携インタフェースのプロトコルには、Web サービスにおけるオープンかつ標準的な技術であり、APPLIC の標準プロトコルとして採用されている SOAP (Simple Object Access Protocol) および HTTP を採用し、連携元システムと連携先システムで交換される業務情報のデータは XML で定義する。

また、共通企業コードセンターのバックオフィス連携システムのアーキテクチャは APPLIC のシステム仕様にも対応しており、APPLIC 準拠のシステムとの連携においても親和性を有する。

4.2.7 機能概要

本実証事業の技術検証用システムが保有する機能の概要について述べる。

(1) 共通企業コード管理システム保有機能

バックオフィス連携システムが保有する機能の一覧を表 4-2 に示す。

表 4-2 共通企業コード管理システム保有機能

機能要素	機能概要
共通企業コード管理	共通企業コードのデータベースに対し登録、変更等の管理を行う。
名寄せ検索機能	共通企業コードの検索を行う。
企業情報典拠管理	企業情報典拠への追加、変更などの管理を行う。

(2) バックオフィス連携システム保有機能

バックオフィス連携システムが保有する機能の一覧を表 4-3 に示す。

表 4-3 バックオフィス連携システム保有機能

機能要素	機能概要
ディレクトリ管理機能	連携先システムの提供可能なサービスのリストの管理を行う。アクセス制御機能や連携シナリオ管理機能は、このディレクトリを使用して利用者の要求を制御し、適切に連携先の処理にアクセスできるように管理する。
アクセス制御機能	連携先システムの提供する手続きの使用権限管理を行う。
連携シナリオ管理機能	連携先機関の提供するサービス・情報に対応して規定したシナリオ（情報の収集手順や通知手順のパターン定義）に基づいて処理を実行する。ディレクトリ管理機能やアクセス制御機能と連動し、閲覧・照会などの要求を連携先の処理へ中継を行う。複数の連携先処理へ順次に要求したり、同時並行に要求したりすることが可能である。
連携機能	連携元機関、行政連携先機関と情報連携基盤を接続するハブの機能を果たし、情報連携基盤内の各機能も連携機能を介して情報交換を行う。
マイスペース	収集手順が完了し一時保管から移動してきた情報を保管する。連携元システムからの情報の取り出し要求に応答し、情報を送信する。連携元システムに送信後、保管された情報を削除する。
監査ログ管理機能	連携シナリオ管理機能の手順が一つ一つ処理されるたびに、ログを記録する。
一時保管機能	連携先システムからの返信に数日かかるような場合に、要求時の情報や収集途中の結果を一時的に保存し、収集手順終了後に消去する。
サービスレジストリ	連携システムのネットワーク上の宛先とインタフェースを管理する。
システム運用管理	連携システムのインシデント管理やデータのバックアップなどの運用を管理する。

(3) 連携元システム保有機能

連携元システムが保有する機能の一覧を表 4-4 に示す。

表 4-4 連携元システム保有機能

機能要素	機能概要
既存業務システム	連携元の既存の業務システム。連携インタフェースを介して、手続きの要求を行う。
連携インタフェース	紐付け表を使用して、連携元システムの企業コードと共通企業コードを変換する。また、送受信するデータの文字コードの変換も行う。
紐付け表	連携元システムの企業コードと共通企業コードの変換表。
名寄せ紐付け作成	連携元システムの企業コードと共通企業コードの紐付け表を作成する。連携参加の初期のみ使用する。

(4) 連携先システム保有機能

連携先システムが保有する機能の一覧を表 4-5 に示す

表 4-5 連携先システム保有機能

機能要素	機能概要
既存業務システム	連携先の既存の業務システム。連携インタフェースを介して、受け付けた手続きを実行し、結果を返す。
連携インタフェース	紐付け表を使用して、連携先システムの企業コードと共通企業コードを変換する。また、送受信するデータの文字コードの変換も行う。
紐付け表	連携先システムの企業コードと共通企業コードの変換表。
名寄せ紐付け作成	連携先システムの企業コードと共通企業コードの紐付け表を作成する。連携参加の初期のみ使用する。

4.3 技術検証

4.3.1 技術検証概要

技術検証においては、前述した共通企業コードセンターのアーキテクチャ及び機能の確認と、実現に際しての課題と対応策を明らかにすることを目的とするシステムを構築した。

技術検証の対象として、下記に示す2つの検証を行った。

➤ 公的添付書類省略化実証実験

「バックオフィス連携システム」の機能仕様ならびに共通企業コードセンターと連携先システムとのインタフェース仕様を検証する。

- シナリオ 1-1： 既存事業者による資格更新申請
- シナリオ 1-2： 既存事業者による変更申請
- シナリオ 1-3： 新規事業者による資格申請

➤ 共通企業コード運用実験

共通企業コードの運用時に特に重要である名寄せに関する検証を行う。

- シナリオ 2-1： 連携参加初期における紐付け表の新規作成
- シナリオ 2-2： 新規資格申請時における共通企業コード検索
- シナリオ 2-3： 企業情報典拠を使用した共通企業コード検索

公的添付書類省略化実証実験は、前述の「4.1 To-Be 業務フロー」における To-Be 業務フローに従って、技術検証を行ったため、シナリオの概要説明は割愛する。

共通企業コード運用実験では、バックオフィス連携のため必要となる共通企業コード運用に関する検証を行った。共通企業コード運用実験の概要について、後述の「4.3.1(1) 共通企業コード運用実験のシナリオの概要」で述べる。

(1) 共通企業コード運用実験のシナリオの概要

以下に共通企業コード運用実験のシナリオの概要を示す。

ア シナリオ 2-1： 連携参加初期における紐付け表の新規作成

連携参加の初期に紐付け表を新規に作成する。調達総合情報システムの業者コードと共通企業コードを企業情報の名寄せによって紐付ける。

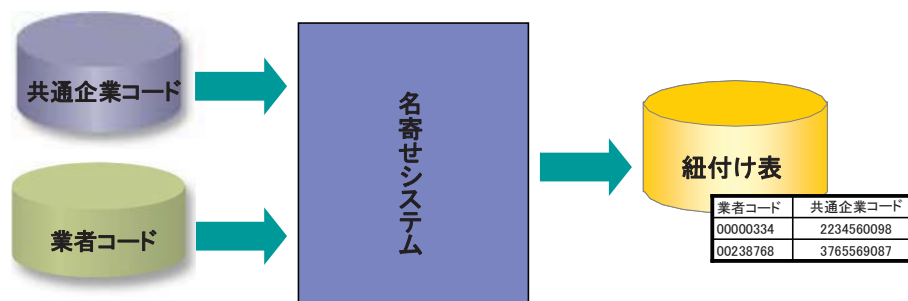


図 4-13 連携参加初期における紐付け表の新規作成

イ シナリオ 2-2： 新規資格申請時における共通企業コード検索

シナリオ 1-3 新規事業者による資格申請では紐付け情報を作成する必要があることから、入札参加資格審査の新規申請時に入力された企業情報を元に共通企業コードを検索する。

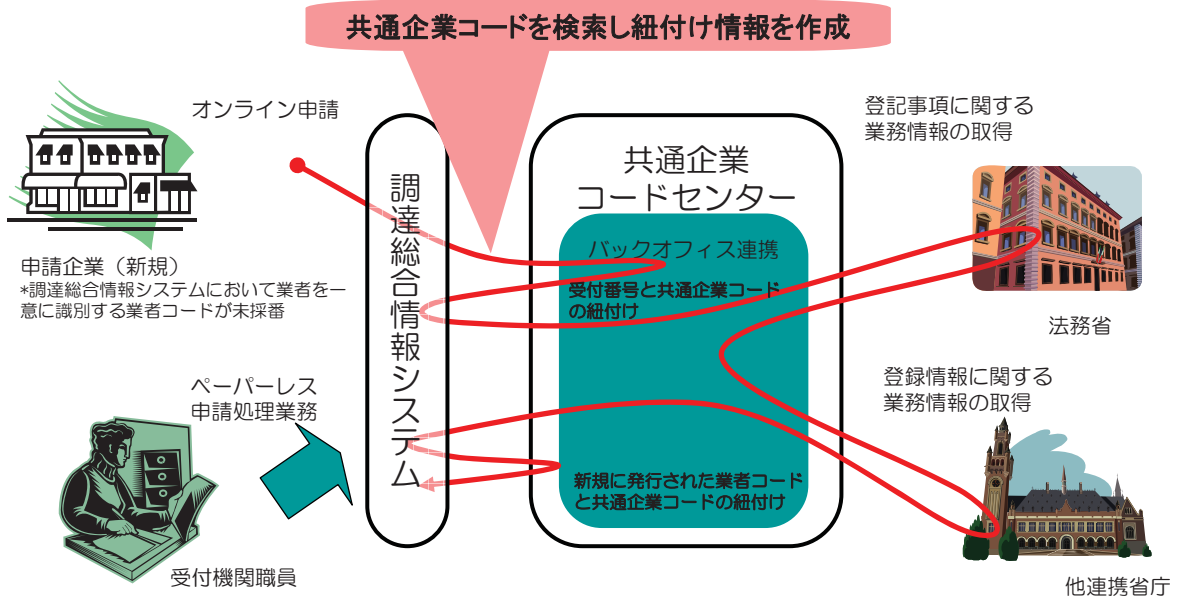


図 4-14 新規資格申請時における共通企業コード検索

ウ シナリオ 2-3： 企業情報典拠を使用した共通企業コード検索

シナリオ 2-2 における検索の際に、企業情報典拠を使用して検索する。

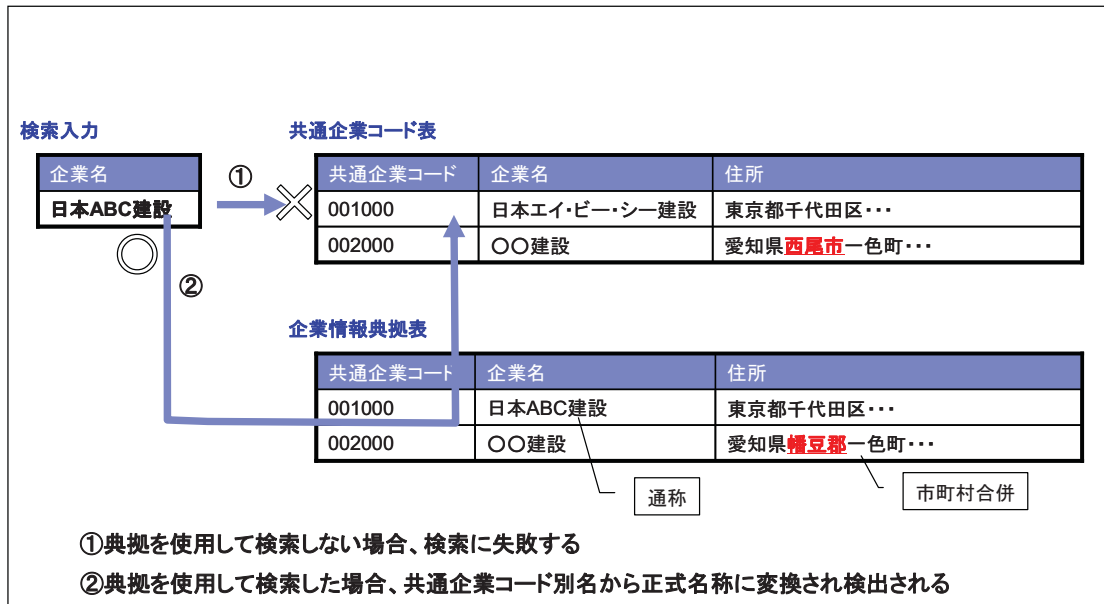


図 4-15 企業情報典拠を使用した共通企業コード検索

(2) 共通企業コード運用実験の前提

ア 検証対象の名寄せプロセス

名寄せを行うにあたって、以下の4つのプロセスを行うが、②標準化と③マッチングを対象としている。①ソースデータの分析・調査は実データを使用してしないため、行っていない。また、④サバイバーシップは複数のデータソースから1つのマスタを作成するために必要となるが、共通企業コードは複数のデータソースから作成するのではなく、登記情報等システムのみから作成する前提であるため、対象外とした。

- ① ソースデータの分析・調査
- ② 標準化
- ③ マッチング
- ④ サバイバーシップ

詳細については、添付資料1「共通企業コード運用における名寄せ技術概要」を参照。

イ 共通企業コード運用実験で使用したテストデータ

シナリオ2-1から3で使用したテストデータについて表4-6、表4-7、表4-8に示す。

名寄せの標準化やマッチングなどの有効性の検証を行うには、テスト用に作成したデータを用いても予想内のエラーケースしかテストすることができない。そのため、技術検証に用いたテストデータは、インターネットを通じて入手可能な企業マスタデータをテストデータとした。

共通企業コードセンターを想定した企業データには、JIPDEC（財団法人日本情報処理開発協会）が公開している標準企業コードを利用しており、調達総合情報システムを想定した企業データは、インターネット上の企業情報提供サイトから、無料で入手可能なデータを利用している。これらのデータの詳細と特徴を下記に示す。

共通企業コードのデータとして使用しているJIPDECのデータはハイフンの表記が統一されておらず、誤入力が存在するため標準化率が低い。これはJIPDECのデータの登録が申請ベースであることが原因と考えられる。法人格や住所の丁目以降の表記については、データソース間でルールが統一されていない場合も、標準化により同じ表記に統一されるため問題とならない。

都道府県の省略は、一意に特定できない都道府県が省略されている場合は問題となるが、テストに使用したデータではこのようなデータは存在せず問題とならなかった。ビル名が省略されている場合には、同一ビル内の全てのフロアや室がカバーされることとなり、住所の信頼性が低くなる。

表 4-6 テストデータソースの比較

比較項目	共通企業コードセンター用	調達総合情報システム用
データソース	JIPDEC	インターネット検索
データ件数	25440 件	6338 件
標準化成功率	99.75%	99.97%
比較項目	共通企業コード	調達総合情報システム
法人格の省略表記	省略されていない	省略されている
丁目の表記	ハイフンと漢字表記が混在	ハイフンに統一
都道府県の省略	省略されていない	省略されている
ビル名の省略	省略されている	省略されている

表 4-7 共通企業コードセンターデータ例

商号	住所
〇〇商事株式会社	東京都千代田区霞が関 2-1-2
有限会社××建設	東京都千代田区霞が関二丁目-1-2 中央合同庁舎第 2 号館

表 4-8 調達総合情報システムデータ例

商号	住所
△△工業(有)	東京都千代田区霞が関 2-1-2 中央合同庁舎第 2 号館
(株)□□商事	東京都千代田区霞が関二, 1-2

4.3.2 技術検証シナリオの詳細

(1) シナリオ 1-1 既存事業者による資格更新申請

ア 目的

- バックオフィス連携を行う際の基本的な機能について以下の確認を行う。
- ✓ 連携インタフェースにおいて紐付け表を基に企業コードが変換されること
 - ✓ バックオフィス連携を通じて連携先システムに連携されること
 - ✓ 連携先システムで提供された情報が集約され連携元システムに連携されること

イ 前提（データの登録状況）

- ✓ 各システムにおける事業者情報の登録状況
既存事業者のため、調達総合情報システム、登記情報等システムと他連携省庁システムにおいて企業情報は登録済みである。

ウ 検証内容

技術検証における検証内容を図 4-16 に示す。

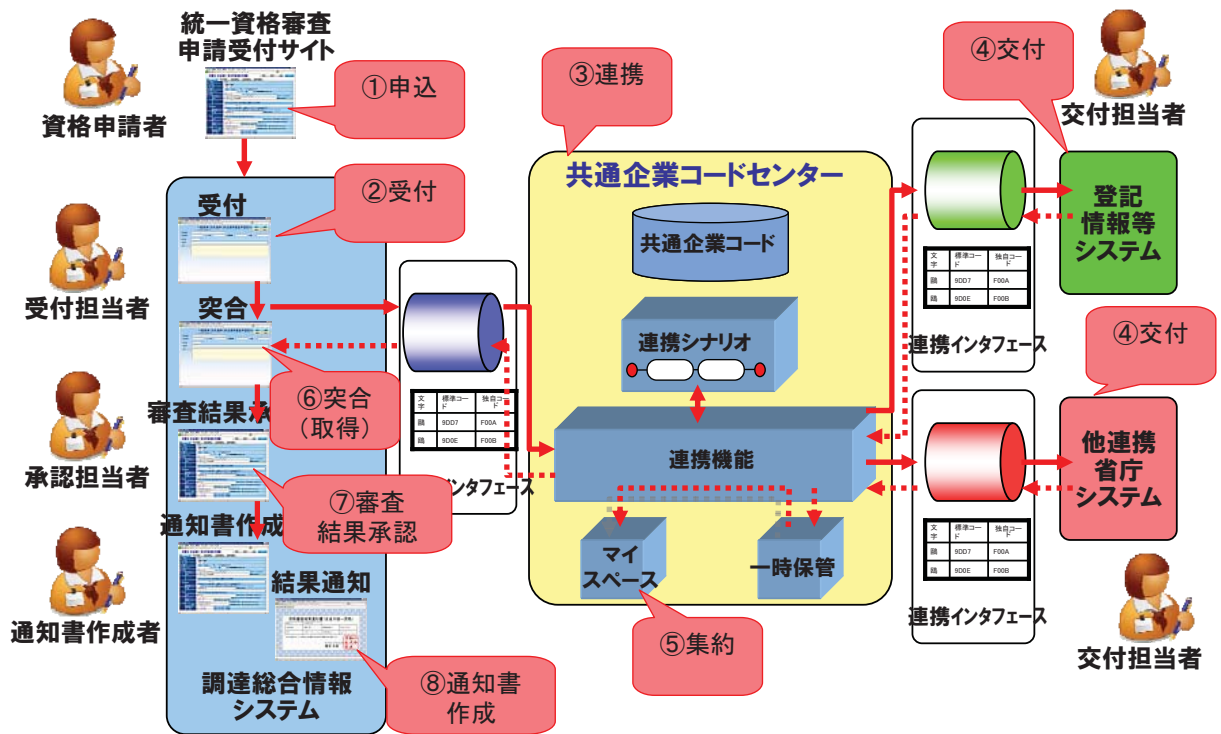


図 4-16 技術検証シナリオ（既存事業者による資格更新申請）

- ① 資格申請者は業者コードを使用して、入札参加資格審査の更新をインターネット経由で調達総合情報システムから申請する。その際、営業経歴書、財務諸表類を添付して申請する。
- ② 資格審査・受付担当者は、調達総合情報システムで、添付ファイル等を確認し、受付を行う。
- ③ 調達総合情報システムは、紐付け表を基に業者コードを共通企業コードに変換し、入札参加資格審査の更新処理に必要な業務情報の取得依頼を共通企業コードセンターに送信する。
 - (ア) 連携インターフェース上で、紐付け表を基に業者コードを共通企業コードに変換する。
 - (イ) 共通企業コードセンターではリクエストを元に連携シナリオを呼び出す。連携シナリオは定義された内容に従い、登録情報等システムと他連携省庁システムに対して業務情報連携依頼を行う。
 - (ウ) 登録情報等システムと他連携省庁システムでは、連携インターフェース上で紐付け表を基に共通企業コードを会社法人等番号と会社識別番号に変換する。
- ④ 登録情報等システムと他連携省庁システムでは、連携依頼に基づき交付担当者が業務情報の提供を行い、共通企業コードセンターに送る。
 - (ア) 登録情報等システムと他連携省庁システムでは、連携インターフェース上で紐付け表を基に会社法人等番号と会社識別番号を共通企業コードに変換する。
 - (イ) 共通企業コードセンターでは、提供された情報を一時保管に保管する。
- ⑤ 連携シナリオでは、すべての要求に対する業務情報が提供されると、その情報を集約しマイスペースに保管する。
- ⑥ 資格審査・受付担当者は、マイスペースに保管された業務情報を取得し、申請情報と業務情報を突合し内容確認を行う。確認が終わると調達総合情報システム上で自動的に資格審査結果の導出が行われる。
- ⑦ 資格審査・承認担当者は、調達総合情報システムで、資格審査結果を確認し、承認する。
- ⑧ 資格審査・通知書作成者は、資格審査結果に基づき通知書を作成し、申請者に郵送する。

(2) シナリオ 1-2 既存事業者による変更申請

ア 目的

連携シナリオにより、複数の連携パターンを実現することができることを確認する。具体的には、シナリオ 1-1 とは異なる連携パターンが実現できるか確認する。

イ 前提（データの登録状況）

- ✓ 各システムにおける事業者情報の登録状況
既存事業者のため、調達総合情報システム、登記情報等システムと他連携省庁システムにおいて企業情報は登録済みである。
- ✓ 各システムにおける紐付け表への登録状況
既存事業者のため、調達総合情報システム、登記情報等システムと他連携省庁システムにおいて紐付け情報は登録済みである。

ウ 検証内容

技術検証におけるシナリオを図 4-17 に示す。

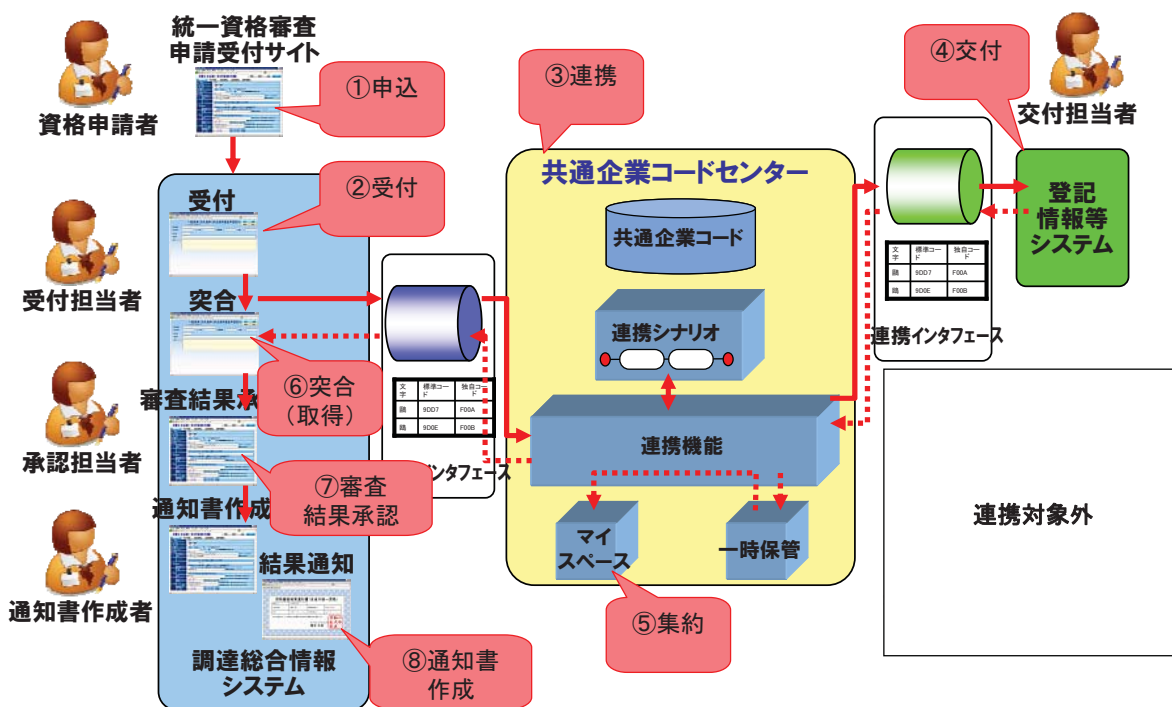


図 4-17 技術検証シナリオ（既存事業者による変更申請）

- ① 資格申請者は業者コードを使用して、入札参加資格の変更をインターネット経由で調達総合情報システムから申請する。
- ② 資格審査・受付担当者は、調達総合情報システムで、添付ファイル等を確認し、受付を行う。
- ③ 調達総合情報システムは、紐付け表を基に業者コードを共通企業コードに変換し、入札参加資格審査の変更処理に必要な業務情報の取得依頼を共通企業コードセンターに送信する。

- (ア)連携インタフェース上で、紐付け表を基に業者コードを共通企業コードに変換する。
(イ)共通企業コードセンターではリクエストを元に連携シナリオを呼び出す。連携シナリオは定義された内容に従い、登記情報等システムに対して業務情報連携依頼を行う。
(ウ)登記情報等システムでは、連携インタフェース上で紐付け表を基に共通企業コードを会社法人等番号に変換する。
- ④ 登記情報等システムでは、連携依頼に基づき交付担当者が業務情報の提供を行い、共通企業コードセンターに送る。
(ア)登記情報等システムでは、連携インタフェース上で紐付け表を基に会社法人等番号を共通企業コードに変換する。
(イ)共通企業コードセンターでは、提供された情報を一時保管に保管する。
- ⑤ 連携シナリオでは、すべての要求に対する業務情報が提供されると、その情報を集約しマイスペースに保管する。
- ⑥ 資格審査・受付担当者は、マイスペースに保管された業務情報を取得し、申請情報と業務情報を突合し内容確認を行う。確認が終わると調達総合情報システム上で自動的に資格審査結果の導出が行われる。
- ⑦ 資格審査・承認担当者は、調達総合情報システムで、資格審査結果の確認し承認する。
- ⑧ 資格審査・通知書作成者は、資格審査結果に基づき通知書を作成し、申請者に郵送する。

(3) シナリオ 1-3 新規事業者による資格申請

ア 目的

共通企業コードセンターにおける検索機能を使用し、新規事業者の申請において紐付け表の自動作成が可能であることを確認する。ただし、検索結果として完全に一致する企業が見つかり機械的に紐付けを行うこととする。

イ 前提（データの登録状況）

- ✓ 各システムにおける事業者情報の登録状況
新規事業者のため、調達総合情報システムには企業情報は登録されていない。登記情報等システムと他連携省庁システムには企業情報は登録済みである。

ウ 検証内容

技術検証におけるシナリオを図 4-18 に示す。

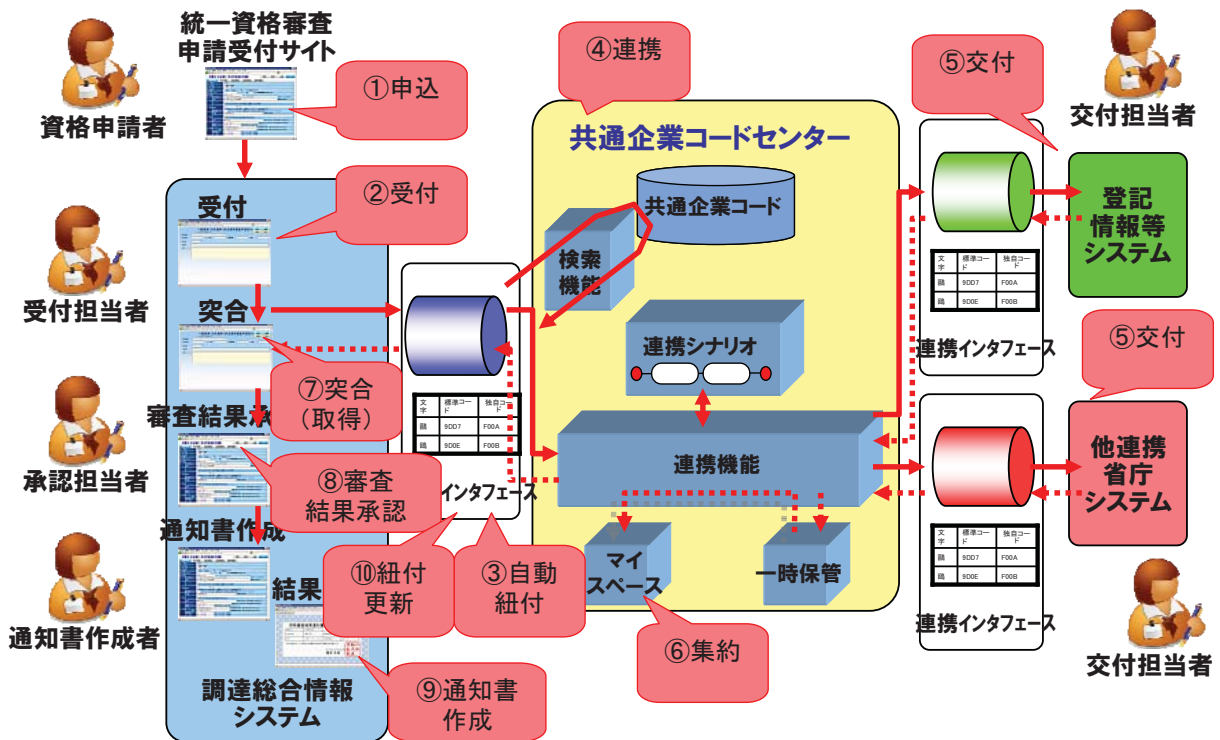


図 4-18 技術検証シナリオ (新規事業者による資格申請)

- ① 資格申請者は業者コードを使用して入札参加資格審査の更新をインターネット経由で調達総合情報システムから申請する。その際、営業経歴書、財務諸表類を添付して申請する。
- ② 資格審査・受付担当者は、調達総合情報システムで、添付ファイル等を確認し、受付を行う。
- ③ 紐付け情報が未登録のため、共通企業コードを検索し自動紐付けを行う。
 (ア) 連携インターフェースでは紐付け情報が存在しないため、共通企業コードセンターの検索機能を使用し、商号と本店所在地をキー情報として検索を行う。
 (イ) 検索した結果、完全に一致した企業の共通企業コードが取得し紐付け情報を紐付け表に追加する。その際、業者コードは未発番のため、受付番号を仮の業者コードとする。
- ④ 調達総合情報システムは、紐付け表を基に業者コードを共通企業コードに変換し、入札参加資格審査の更新処理に必要な業務情報の取得依頼を共通企業コードセンターに送信する。
 (ア) 連携インターフェース上で、紐付け表を基に業者コードを共通企業コードに変換する。
 (イ) 共通企業コードセンターではリクエストを元に連携シナリオを呼び出す。連携シナリオは定義された内容に従い、登記情報等システムと他連携省庁システムに対して業務情報連携依頼を行う。
 (ウ) 登記情報等システムと他連携省庁システムでは、連携インターフェース上で紐付け表を基に共通企業コードを会社法人等番号と会社識別番号に変換する。
- ⑤ 登記情報等システムと他連携省庁システムでは、連携依頼に基づき交付担当者が業務情報の提供を行い、共通企業コードセンターに送る。
 (ア) 登記情報等システムと他連携省庁システムでは、連携インターフェース上で紐付け表を基に会社法人等番号と会社識別番号を共通企業コードに変換する。
 (イ) 共通企業コードセンターでは、提供された情報を一時保管に保管する。
- ⑥ 連携シナリオでは、すべての要求に対する業務情報が提供されると、その情報を集約しマイスペースに保管する。
- ⑦ 資格審査・受付担当者は、マイスペースに保管された業務情報を取得し、申請情報と業務

情報を突合し内容確認を行う。確認が終わると調達総合情報システム上で自動的に資格審査結果の導出が行われる。

- ⑧ 資格審査・承認担当者は、調達総合情報システムで、資格審査結果の確認し承認する。
- ⑨ 資格審査・通知書作成者は、資格審査結果に基づき通知書を作成し、申請者に郵送する。
- ⑩ 調達総合情報システムは、正式な業者コードを発番し、紐付け情報を更新する。

(4) シナリオ 2-1 連携参加初期における紐付け表の新規作成

ア 目的

連携先システムを初めて共通企業コードセンターへ接続する際、共通企業コードセンターの企業情報と新たに接続される連携先システムの企業情報を基にそれぞれの企業コードの紐付けが可能であるかを確認する。

イ 前提

- ✓ 共通企業コード表はすでに作成されており、登記情報等システムの商号と本店所在地を使用し、共通企業コードを発番している。
- ✓ パフォーマンス、ネットワーク負荷を考慮し、連携インタフェースへ共通企業コード表の複製を作成する。ただし、共通企業コード表の複製は紐付け表の初期構築時のみ使用され、通常運用時は不要となる。
- ✓ 共通企業コードと調達総合情報システムのテストデータは 4.3.1(2)イ 共通企業コード運用実験で使用したテストデータで述べるものを使用している。
- ✓ 法務省、他連携省庁では、紐付け表は作成済である。

ウ 検証内容

技術検証におけるシナリオを図 4-19 に示す。

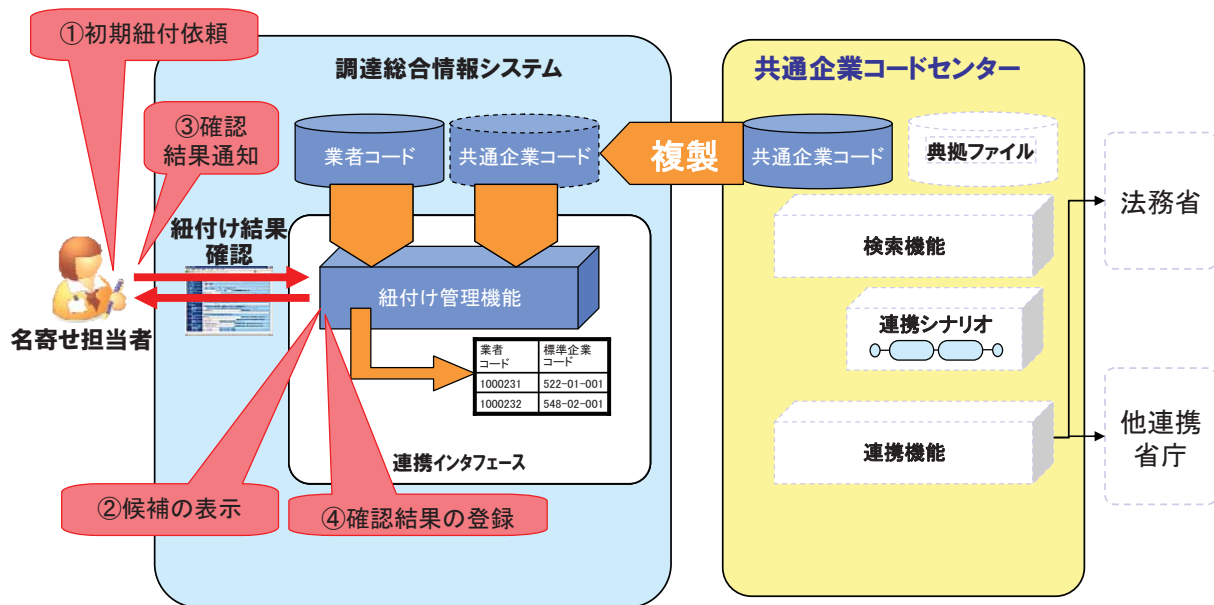


図 4-19 連携参加初期における紐付け表の新規作成

- ① 名寄せ担当者は、連携インターフェースへ初期紐付けの依頼を行う。
- ② 連携インターフェースは、共通企業コード表の企業の商号及び住所と総務省の商号及び住所のマッチングプロセスを行い、名寄せ結果を作成する。
- ③ 名寄せ担当者は、連携インターフェースが作成した名寄せ結果を確認し、業者コードと共通企業コードの紐付け情報の確認結果を連携インターフェースへ入力する。
- ④ 連携インターフェースは名寄せ担当者から受け取った確認結果を紐付け表に登録する。

(5) シナリオ 2-2 新規資格申請時における共通企業コード検索

ア 目的

- ✓ 新規資格申請時に、業者コードと共通企業コードの紐付けが可能であることを確認する。
- ✓ シナリオ 1-3 新規事業者による資格申請では、検索結果の候補が 1 件のみであり、自動で紐付けされるシナリオであったが、本シナリオでは、検索結果が複数ある場合を検証する。

イ 前提

- ✓ 新規申請者は法人登記を完了しており、共通企業コード表に新規申請者の企業情報が登録され、共通企業コードが発番されている。
- ✓ 連携インターフェースの紐付け表に、新規資格申請企業と共通企業コードの紐付けが行われていない。

ウ 検証内容

技術検証におけるシナリオの概要を図 4-20 に示す。

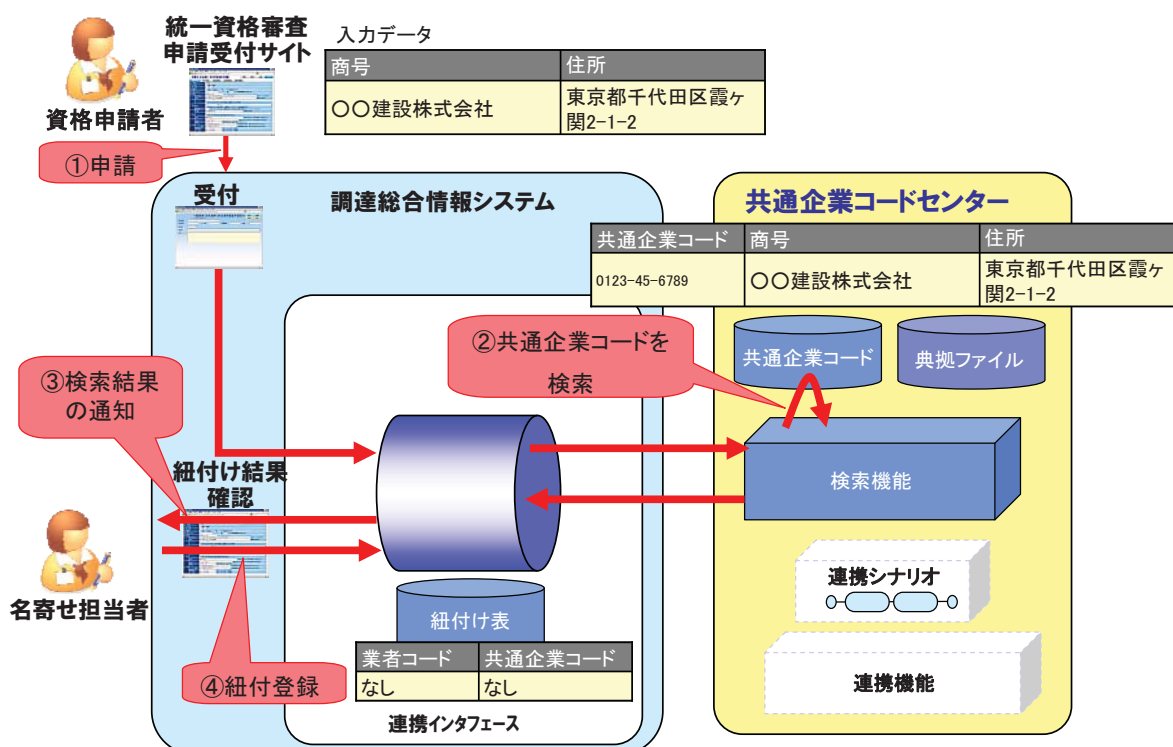


図 4-20 新規資格申請時における共通企業コード検索

- ① 資格申請者は、調達総合情報システムへ新規資格申請を行う。
- ② 調達総合情報システムは、仮の業者コードを発番し、新規資格申請時の法人の商号と住所を元に、共通企業コードセンターに対して検索を行う。
- ③ 共通企業コードセンターは、共通企業コード表を検索し、検索結果を名寄せ担当者へ通知する。
- ④ 名寄せ担当者は、検索結果を元に業者コードと共通企業コードの紐付け情報を作成し、紐付け表に登録する。

(6) シナリオ 2-3 企業情報典拠を使用した共通企業コード検索

ア 目的

企業情報典拠表を使用することで、別名や旧住所が検索時の入力に使用された場合であっても、共通企業コードを取得することができるかを確認する。

イ 前提

- ✓ 新規の入札参加資格審査の申請者は法人登記を完了しており、共通企業コード表に新規申請者の企業情報が登録され、共通企業コードが発番されている。
- ✓ 連携インターフェースの紐付け表に、新規の入札参加資格審査申請企業と共通企業コードの紐付けが行われていない。

ウ 検証内容

企業情報典拠を使用した検索を図 4-21 に示す。

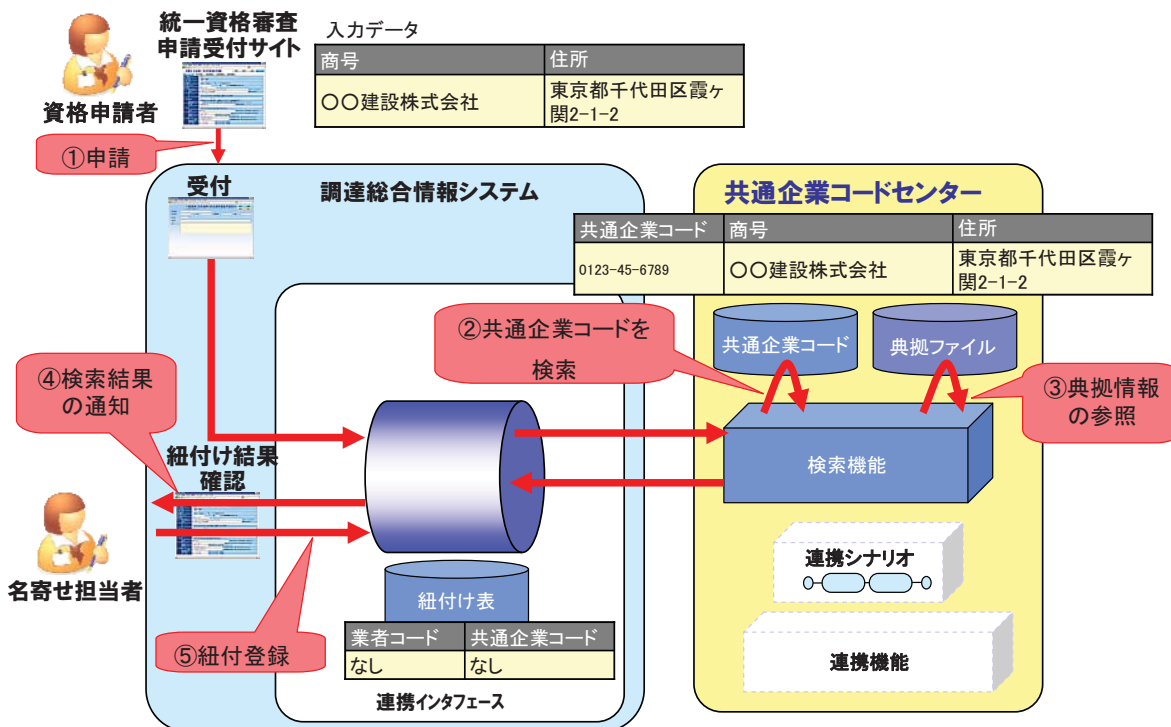


図 4-21 企業情報典拠を使用した共通企業コード検索

- ① 資格申請者は、調達総合情報システムへ新規の入札参加資格審査の申請を行う。
- ② 調達総合情報システムは、仮の業者コードを発番し、新規資格申請時の法人の商号と住所を元に、共通企業コードセンターに対して検索を行う。
- ③ 共通企業コードセンターは、企業情報典拠表を参照し、正しい法人情報を取得する。
- ④ 共通企業コードセンターは、正しい法人情報を使用して共通企業コード表を検索し、検索結果を名寄せ担当者へ通知する。
- ⑤ 名寄せ担当者は、検索結果を元に業者コードと共通企業コードの紐付け情報を作成し、紐付け表に登録する。

4.3.3 技術検証環境

(1) 技術検証設計書

技術検証において作成した以下のアプリケーションの設計書を添付する。

- ✓ 添付資料2 UI (ユーザ・インタフェース) 設計仕様書
- ✓ 添付資料3 論理データ・モデル
- ✓ 添付資料4 インタフェース仕様書
- ✓ 添付資料5 連携シナリオ定義

(2) 技術検証環境

技術検証において使用した環境を下記に示す。

ア 公的添付書類省略化実証実験

公的添付書類省略化実証実験の技術検証環境を図 4-22 と表 4-9 に示す。クライアント環境としてノート PC2 台、サーバー環境として 4 台の構成とした。

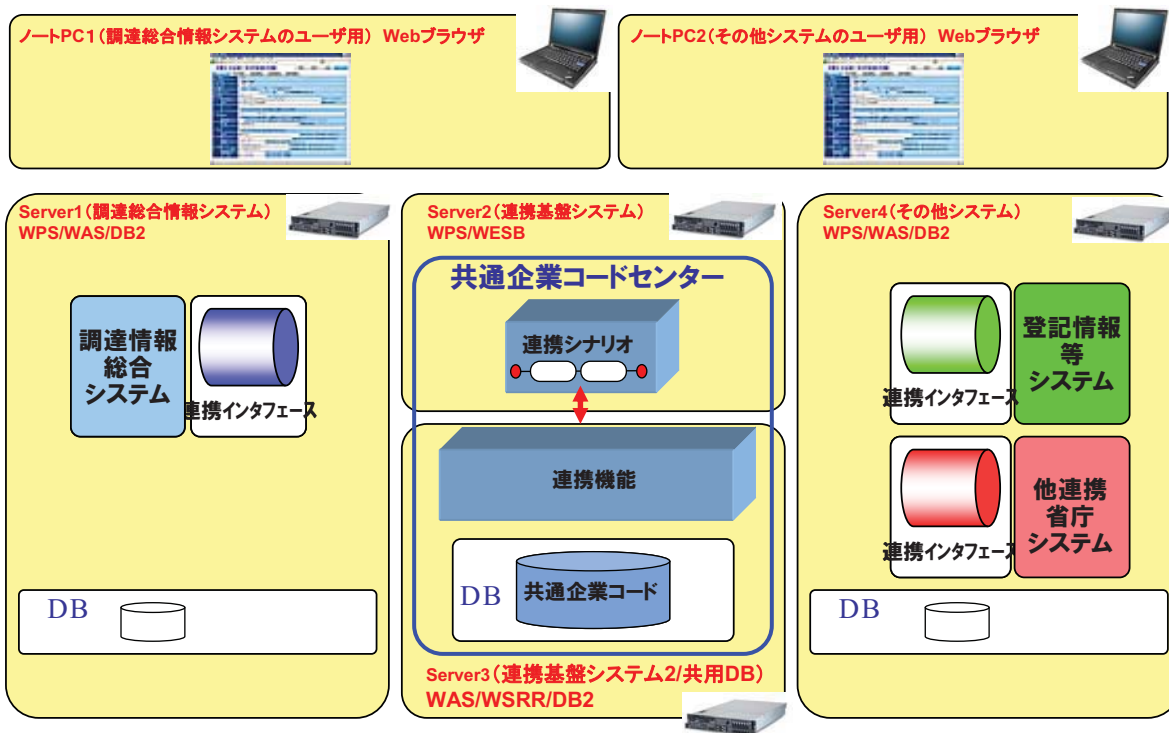


図 4-22 技術検証環境 (公的添付書類省略化実証実験)

表 4-9 技術検証環境（公的添付書類省略化実証実験）

クライアント/ サーバー	マシン	用途	ハード ウェア	主要なソフトウェア
クライアント	ノート PC1	調達総合情報システムにアクセスするためのクライアントマシン	ThinkPad T61	Windows XP FireFox 3.6.6
	ノート PC2	登記情報等システムと他連携省庁システムにアクセスするためのクライアントマシン	ThinkPad T61	Windows XP FireFox 3.6.6
サーバー	Server1	調達総合情報システムが稼働するマシン	X3650	Windows 2003 Server WebSphere Application Server 6.1 WebSphere Process Server 6.2 DB2 9.5
	Server2	共通企業コードセンターが稼働するマシン	X3650	Windows 2003 Server WebSphere Process Server 6.2 WebSphere Enterprise Service Bus 6.2 STTAR(アセット)
	Server3	共通企業コードセンターが稼働するマシン	X3650	Windows 2003 Server WebSphere Application Server 6.1 WebSphere Service Registry and Repository 6.2 DB2 9.5 STTAR(アセット)
	Server4	登記情報等システムと他連携省庁システムが稼働するマシン	X3650	Windows 2003 Server WebSphere Application Server 6.1 WebSphere Process Server 6.2 DB2 9.5

※ハードウェアの詳細スペックは各ソフトウェアの推奨スペックを満たすこと

イ 共通企業コード運用実験

共通企業コード運用実験の技術検証環境を図 4-23 と表 4-10 に示す。クライアント環境としてノート PC1 台、サーバー環境として 1 台の構成とした。本来調達総合情報システムと共通企業コードセンターは別環境となることが想定されるが、本技術検証では同じサーバーに配置している。

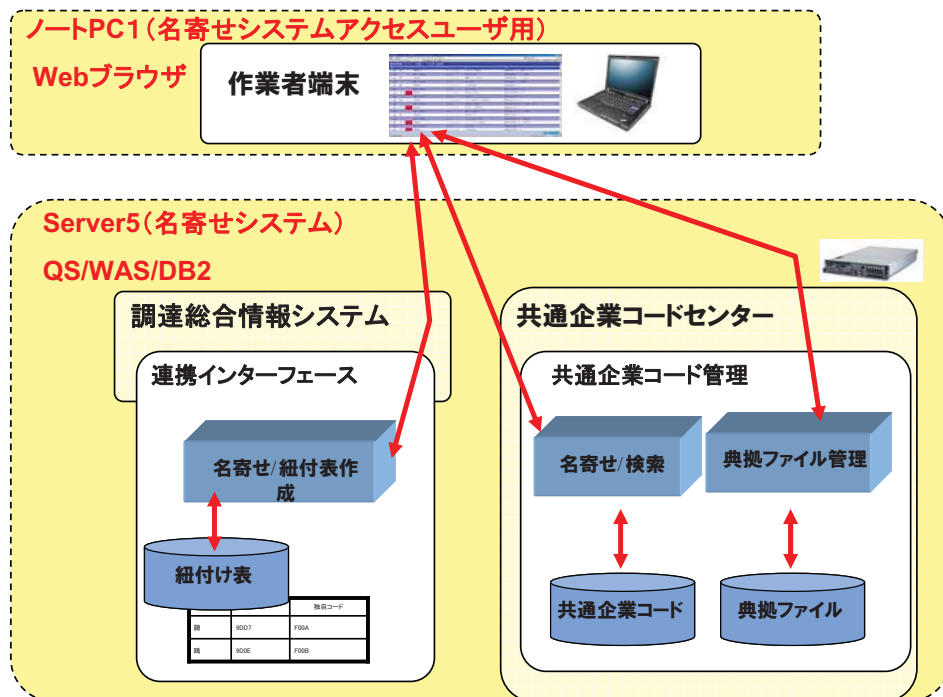


図 4-23 技術検証環境（共通企業コード運用実験）

表 4-10 技術検証環境（共通企業コード運用実験）

クライアント/ サーバー	マシン	用途	ハード ウェア	主要なソフトウェア
クライアント	ノート PC1	調達総合情報システムと共通企業コードセンターにアクセスするためのクライアントマシン	ThinkPad T61	Windows XP Firefox 3.6.6
サーバー	Server5	調達総合情報システムと共通企業コードセンター稼働するマシン	X3650	Windows 2003 Server Infosphere Quality Stage 8.5 WebSphere Application Server 7.0 DB2 9.7

※ハードウェアの詳細スペックは各ソフトウェアの推奨スペックを満たすこと

(3) 技術検証における連携のインターフェース

技術検証における連携インターフェースについて下記に示す。

ア 対象となる連携インターフェース

対象となる連携インターフェースは、以下の4種類である。

- ① 必要書類取得プロセス呼出
- ② 登記情報提供依頼
- ③ 登記情報提供
- ④ 必要書類取得結果照会

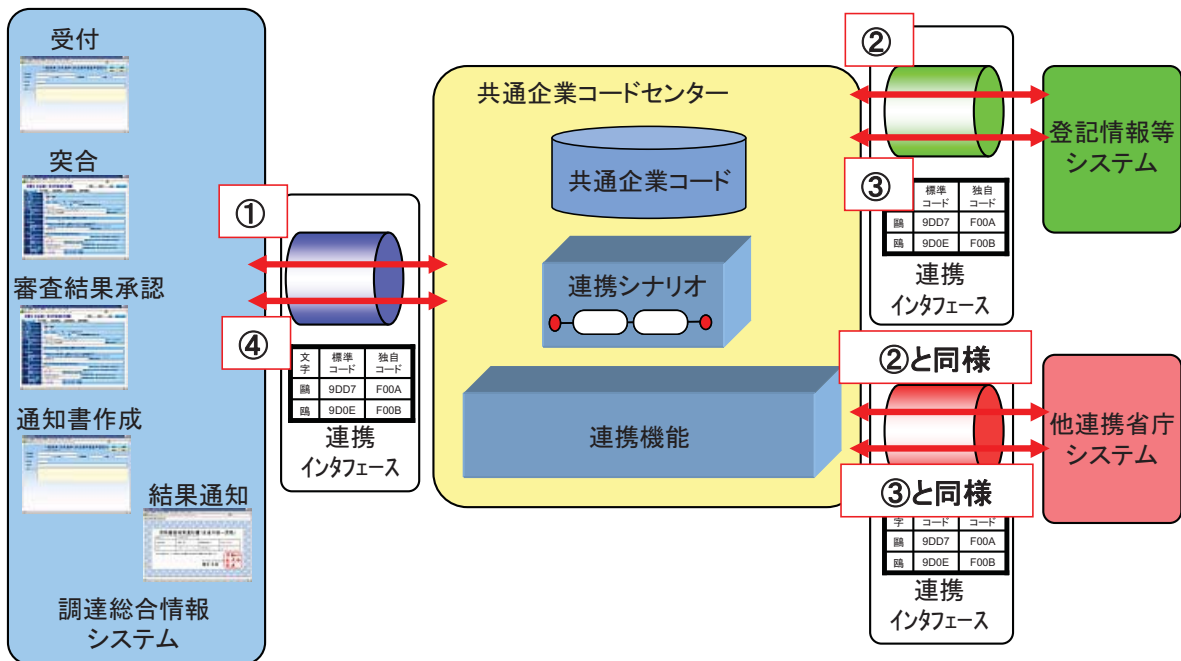


図 4-24 対象となる連携インターフェース

イ プロトコル

技術検証では、以下の理由から、SOAP/HTTP を使用した。

- Web サービスにおける標準の一つであり、多くの Web 関連製品で採用されている
- APPLIC の標準として採用されている
- 経済産業省の技術参照モデルフレームワーク (TRM) にも定義されている

本実証実験で構築した連携元および連携先のシステムについては、技術検証用システムとして新規に構築したため SOAP/HTTP を使用しているが、実際の導入にあたってはそれぞれのシステムで実際に採用するプロトコル（以下の例を参照）に対応する。

例：

- オープン標準 SOAP/HTTP、REST
- レガシー X.25、LU6.1 (6.2)、APPC、等
- その他 FTP、SMTP、等

ウ データフォーマット

本技術検証では、連携のプロトコルに SOAP を採用したため、データフォーマットは XML を使用した。

エ データ項目

交換データを以下のエリアに分割して、データ項目の定義を行った。

リクエスト発信側のシステムにおいて使用されるエリア

- 制御・管理情報（システム ID、共通企業コード等）
- 業務情報（申請者情報等）

リクエスト受信側のシステムにおいて使用されるエリア

- 制御・管理情報（リクエスト識別番号、受付結果等）
- 業務情報（証明書相当の業務情報等）

詳細については、添付資料 4「インタフェース仕様書」を参照。

4.3.4 技術検証の結果報告

(1) 技術検証の結果

技術検証の結果を表 4-11 に示す。

表 4-11 技術検証の結果

実証シナリオ	実証結果	継続検討課題
シナリオ 1-1 既存事業者による更新申請	バックオフィス連携によって法務省をはじめとする関連省庁から必要な証明書に関する業務情報を取得することにより、申請者があらかじめ証明書を取得することなく申請処理を完了するフローの技術的な実現性を確認した。 本アーキテクチャにおいて、上記を実現するための機能が充足されていることを確認した。	<ul style="list-style-type: none"> ・受付業務省略の検討 企業の公的認証等、本人確認と必要書類（業務情報）取得の資格確認を行うことにより、受付を省略することによる効率化を検討する必要がある ・証明書発行自動化の検討 証明書発行（業務情報取得）を人手ではなくシステムで自動化することによる効率化を検討する必要がある ・連携データの形式の検討 公的証明書等の連携データをシステムで処理可能な形式し、突合等の自動化を行うことによる効率化を検討する必要がある
シナリオ 1-2 既存事業者による変更申請	資格申請と資格内容変更の異なる申請において、連携シナリオ管理機能によって連携を行う省庁を変更することが可能であることを確認した。	<ul style="list-style-type: none"> ・連携シナリオの作成単位方針の設定 資格申請や資格内容変更等、異なるユースケースごとに連携シナリオ作成するかどうか、シナリオ作成・管理ルールを検討する必要がある
シナリオ 1-3 新規事業者による新規申請	新規事業者の新規申請において、紐付け表に自動登録することが可能であることを確認した。	<ul style="list-style-type: none"> ・自動紐付けを行う閾値の設定 システムによる自動紐付けを許可するか、目視検証を要するかの区分を行うための名寄せ結果のスコアリングの閾値の設定について検討する必要がある
シナリオ 2-1 連携参加初期における紐付け表の新規作成	標準化及びマッチング（スコアリング）により、一定数の自動紐付けが実現可能であることを確認した。 自動紐付けされない場合において、スコアリング機能により、目視検証の効率化が図られることを確認した。	<ul style="list-style-type: none"> ・業務・システムの追加分析 連携対象業務・システムごとに対象となる実データの信頼性等を調査・分析し、どのような項目を用いて名寄せを行うことが適切かを検証する必要がある ・自動紐付けを行う閾値の設定 システムによる自動紐付けと目視検証との区分を行うスコアリングの閾値の設定について検討する必要がある
シナリオ 2-2 新規申請時における共通企業コード検索	適切な入力データによる申請が行われた場合に自動紐付けが実現可能であり、連携フローを自動的に進行することが可能であることを確認した。	<ul style="list-style-type: none"> ・ユーザ入力ルールの検討 ユーザによるデータ入力時のルール、およびルールが遵守されない場合の対応方法等について検討する必要がある ・目視検証の担当者の決定 目視検証を行う担当者を検討する必要がある
シナリオ 2-3 企業情報典拠を使用した共通企業コード検索	企業情報典拠により、申請者の記入データの表記ゆれを補正し、期待する検索結果を得ることが可能であることを確認した。	<ul style="list-style-type: none"> ・典拠表へのデータ登録方法の決定 典拠表にデータを登録する基準、トリガー、手動/自動の別について検討する必要がある

(2) 公的添付書類省略化実証実験の技術検証を踏まえた業務の効率化について

技術検証における業務フローは将来に向けさらなる効率化が可能であると考えられる。その実現のための課題を下記に示す。

ア 受付自動化

技術検証の業務フローでは、申請内容を一度調達総合情報システムの担当者が確認を行い、その後共通企業コードセンターを介して連携先の各システムへ連携されている。これは、申請者の確認とその申請者が必要書類を取得する資格があるかを確認するためである。

さらなる効率化では、企業の認証等、公的証明書類に関する情報を利用する資格の確認（本人・代理人確認）を系統的に行い、受付業務を省略することが可能か検討する必要がある。

イ 証明書類交付自動化

技術検証の業務フローでは、連携先の各省庁の担当者が申請内容を確認し、その後証明書に関する業務情報を提供している。さらなる効率化では、証明書に関する業務情報の提供を完全自動化による効率化を検討する必要がある。

ウ 突合自動化

技術検証の業務フローでは、取得した証明書に関する業務情報がシステムで処理可能な形式でないとの仮定をおき、担当者が取得情報と申請者の申請内容が合致しているかについて目視で突合を行うこととした。

さらなる効率化では、公的証明書等の連携データをシステムで処理可能な形式にし、突合等の自動化を行うことによる効率化を検討する必要がある。

(3) 共通企業コード運用実験に使用したデータの追加検証

技術検証後、共通企業コード運用実験に使用したデータの追加検証を行った。不一致データを目視でサンプリング調査したところ、テストデータ中には、以下の①～④に示すケースが見受けられた。

➤ 名寄せ率が低下（不一致）するケース

① 住所の使用用途が異なる

登記上の本店所在地が登録されているケースと、業務上の本社機能所在地が登録されているケースが見受けられた。

② 移転前の住所と移転後の住所が登録されている

データの登録時期が異なり、登録後に変更が行われていないことから、住所の移転が反映されていないケースが見受けられた。

③ 住所の漢字表記が異なる

目視によっては同一住所と判断できるが、システムで自動名寄せできないような表記の違いが存在するケースが見受けられた。

例えば、「京都9条市」と「京都九条市」の「9」と「九」のような誤入力や「京都市下京区佛光寺通西洞院西入ル」と「京都市下京区仏光寺通西洞院西入」の「佛」と「仏」など標準漢字への置きかえが存在した。

④ 市区町村合併前と市区町村合併後の住所が登録されている

「香川県木田郡牟礼町大町 1194」と「香川県高松市牟礼町大町 1194 番地」の「木田郡」と「高松市」など、一方のデータにおいて、市区町村合併が反映されていないケースが見受けられた。

下記に、①～④のケースにおいて名寄せ率の向上のため、運用上で想定される対応方法について記述する。

ケース①への対応

商号と住所以外の属性情報の追加を行うことで、目視確認の効率を向上させることによる対応が想定される。

追加を行う属性情報の一例として、本ユースケースを例にとると、調達総合情報システムの営業年数と申請年月日から設立年を算出し、共通企業コードの設立年月日と突き合わせることで、名寄せのための属性情報として使用できる。設立年月日はデータソースによって異なることがなく、変更されない普遍的な属性であるため、名寄せ率の向上のために有効であると考えられる。

実運用においては、調達総合情報システムと登記情報等システムのデータは登記上の本店所在地を登録するため問題はないと考えるが、新しく連携を行う省庁のシステムが接続される際に、そのデータソースの作成ルールによっては、業務上の本社機能所在地が登録されている可能性が考えられる。

ケース②への対応

名寄せを行う一方のデータに住所変更履歴を用いることで、機械的な名寄せの一致率を向上させることが可能となる。

実運用においては、法人登記の住所変更履歴を名寄せに活用することが想定される。

ケース③への対応

ケース①の属性情報追加の他に、類似性を考慮した比較方法などによって対応することができる。

類似性を考慮した比較とは、文字の文字列長と一致文字列数の割合により判定する方法である。類似性を考慮した比較の詳細については、「4.4.1(5)ア 共通企業コード管理機能における外字の取り扱い」で詳細を説明する。

ケース④への対応

市区町村合併の場合は、国土地理協会等の住所マスタを参照することで、市区町村合併後の住所と合併前の住所を同一の住所として認識することができる。また、住所マスタの月次更新情報を典拠情報として蓄積することで、典拠機能により名寄せの一致率を向上させることも可能となる。

4.4 課題検討

実証実験を通じて行った課題検討について、主となる業務・システム毎に分類し示す。複数の業務・システムに跨る課題検討については、共通課題として示す。

4.4.1 複数の業務・システムにまたがる共通課題

(1) 連携シナリオの追加・修正への対応

ア 想定するシステムユースケース

本検討においては、行政バックオフィス連携のシナリオ管理について、システム的な視点におけるユースケースにより、その作業内容とその容易性について検討を行った。

1. 接続元の増加（利用する連携パターンは既存のものを使用）
2. 接続先の増加（利用する連携パターンは既存のものを使用）
3. 既存の連携シナリオの変更（接続先は既存のものを利用）
4. 新規の連携シナリオの追加（接続先は既存のものを利用）

業務的なユースケースについては、上記システムユースケースの組み合わせによって実現可能であり、共通企業コードセンターの設立時に連携シナリオを作成する場合には、1 と 2 と 4 の作業で実現される。

イ システムユースケースにおける作業

各システムユースケースにおける作業の一覧を表 4-12 に示す。これらの作業においてはシステムの機能改修を伴わず、シナリオ等の制御用のデータ追加・変更作業によって接続先拡大・変更に対応できることから、迅速かつ容易に行政業務システムの連携管理を行うことが可能である。

表 4-12 システムユースケースにおける作業一覧

システム ユースケース	接続元 システム	連携インタフェース (接続元用)	共通企業 コードセンター	連携インタフェース (接続先用)	接続先 システム
接続先拡大時 (接続元の増加)	改修 (リクエスト 発信)	新規作成 紐付け表の作成 (*2)	アクセス制御機能へのデータ追加 (アクセス許可の登録)	不要	不要
接続先拡大時 (接続先の増加)	不要	不要	ディレクトリ管理機能へのデータ追加 (サービスの登録) サービスレジストリへのデータ追加 (ネットワークアドレスの登録)	新規作成 紐付け表の作成 (*2)	改修 (リクエスト 受信)
既存業務の変更時	不要	不要	連携シナリオ管理機能上でのシナリオデータ変更(*1)	不要	不要
新規業務の追加時 (業務ユースケースの追加)	不要	不要	連携シナリオ管理機能上でのシナリオデータ追加(*1)	不要	不要

*1: 連携シナリオについては、連携元・連携先の業務・システム担当者が業務要件を定義し、共通企業コードセンター側において変更・追加作業を行う。

*2: 紐付け表については、必要に応じて共通企業コードセンター側から提供されるテンプレートを活用し、連携元・連携先の業務・システム担当者が紐付け表の作成を行い、データ搭載作業を行う。

(2) 証明書類、認証・署名の必要性

本検討においては、図 4-25 に示す情報の流れにおける観点から、本実証実験における証明書類、認証、署名の必要性について検討を行った。

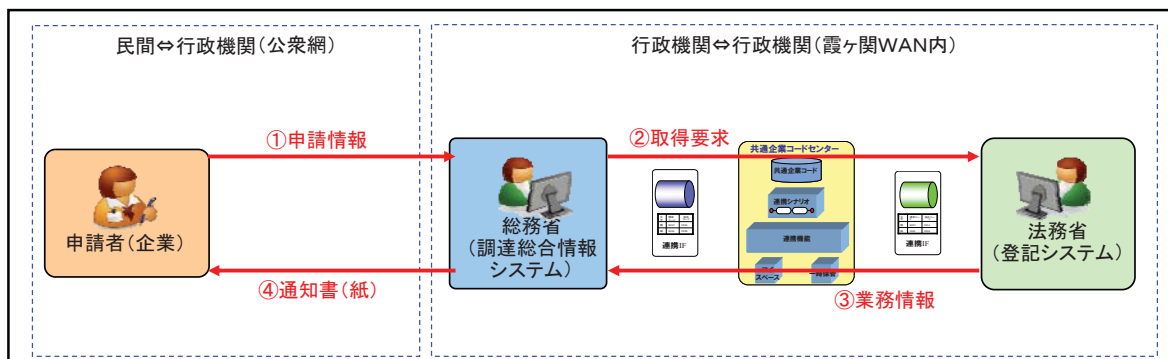


図 4-25 情報の流れ

検討を行った結果について、以下の表 4-13 に示し、その検討内容について以降に記述する。

表 4-13 本ユースケースに対する証明、署名、認証の必要性

	民間→行政機関 (①)	行政機関→行政機関 (②、③)	行政機関→民間 (④)
証明書類の必要性	不要	不要	必要
署名の必要性	必須ではない (継続検討が必要)	不要	必要
認証の必要性	必要	必要 (サーバー間認証が適当)	対象外

ア 証明書類

本事項では証明書類（登記事項証明書等）を提供する必要があるかについて検討を行う。（認証時の電子署名に付与する電子証明書のことではない）。

本ユースケースにおいては以下のとおりと考える。

- 民間から行政機関への申請（図中①の申請情報）
 - 民間から行政機関に対する申請において、申請者自身が証明書類を発行するケースはない。
 - また、To-Be 業務フローにおいては、バックオフィス連携により連携先行政機関から業務情報を取得するため、行政機関から発行される証明書類の添付は不要となる。
- 行政機関から行政機関への連携（図中②の取得要求、③の業務情報）
 - 現在の業務は申請情報が正しいことを確認するために各種証明書を要求しているが、To-Be 業務フローではバックオフィス連携により連携先行政機関から必要な業務情報を直接取得する。行政機関の間で情報の正確性担保のために証明書類を発行する必要はないと考えられることから、証明書類は不要であると考えられる。

➤ 行政機関から民間への交付（図中④の通知書（紙））

入札時等において、第三者行政機関に提供し、入札参加資格を有することの証明に用いられることから、証明書類としての発行・交付が必要である。

また、現時点においては民間から行政機関に対して証明書類発行を電子的に申請する仕組みは存在するが、行政機関が証明書類そのものを電子的媒体によって発行する仕組みは実現していないことから、当面は行政機関からの紙媒体による証明書類発行が継続されるものとする。 (証明情報を電子的に「閲覧」する仕組みは存在する)

イ 署名

署名とは、提供する情報について、誰が作成したか、内容が改ざんされていないかについて確認する目的で使用され、個人または役職に紐づくものである。紙を媒体とする場合には公印やサインに相当し、電子データの場合には電子証明書が付与された電子署名となる。

本ユースケースにおいては以下のとおりと考える。

➤ 民間から行政機関への申請（図中①の申請情報）

現在の業務においては、紙による申請が行われる場合には、署名（印）が用いられているが、インターネット申請においては電子署名が必須とされていないことから、署名が必須要件とはならないと考える。

ただし、前述の技術検証においても、バックオフィス連携による行政機関間での業務情報交換を行うに当たっての申請者の本人確認手続きの効率化が課題として挙げられており、民間からの申請時における電子署名及び電子証明書の利用については、今後の継続検討が必要と考える。

➤ 行政機関から行政機関への連携（図中②の取得要求、③の業務情報）

行政の閉域ネットワーク（霞が関 WAN）を介したシステム間の情報連携であり、情報を提供するシステムが明らかである。また人手を介さない業務の流れとなることから改ざんのリスクが低いと考えられる。さらに、監査ログの取得が可能な範囲における情報交換であることから改ざん検知も可能となるため、電子署名及び電子証明書は不要であると考えられる。

➤ 行政機関から民間への交付（図中④の通知書（紙））

確かに当該権限を有する行政機関から発行されたことが示される必要があることと、改ざんリスクが想定されることから、紙媒体で発行される証明書類への署名（印）は必要であるとする。

また、今後、証明書類そのものを電子的媒体によって発行する仕組みが実現される場合においては、紙媒体での発行よりも改ざんリスクが高まることから、その対策の一つとして電子証明及び電子証明書の利用方法について検討が必要となる可能性があるとする。

ウ 認証

認証とは、利用者の本人確認を行い、利用者が行う作業範囲の制約や、作業内容の証跡を取得する場合等に行われる。重要な情報を扱うシステムでは、情報保護の観点から、基本的に認証を行う必要がある。

本ユースケースにおいては以下のとおりと考える。

➤ 民間から官への申請（図中①の申請情報）

現在の業務においては、社印・代表者印の押印や、メールによる確認等を通じて、本人確認が行われていることから、本人確認のための認証は今後においても必要要件であると考え

る。
紙書類による申請が行われる場合においては、今後も押印等による本人確認が行われるものとするが、インターネット申請等の電子申請における具体的な認証の方法については、前述の電子署名の利用も含めて今後の継続検討が必要と考える。

➤ 行政機関から行政機関への連携（図中②の取得要求、③の業務情報）

システム間の情報連携を行うため相手方システムが想定するシステムであることを認証によって確認する必要がある。ただし、閉域ネットワーク内において相手方システムを特定するだけでよいと考えるため、サーバー間認証で十分であるとする。

➤ 行政機関から民間への交付（図中④の通知書（紙））

認証は利用者に対して行われるものであるため対象外である。

(3) 各アクターにおけるシステム操作の権限管理及び認証方式

本システム・アーキテクチャでは、権限管理を行う箇所は下記のとおりである。

- ✓ 連携元システム
- ✓ 共通企業コードセンター（アクセス管理）
- ✓ 連携先システム

各システムの利用イメージを図 4-26 に示す。

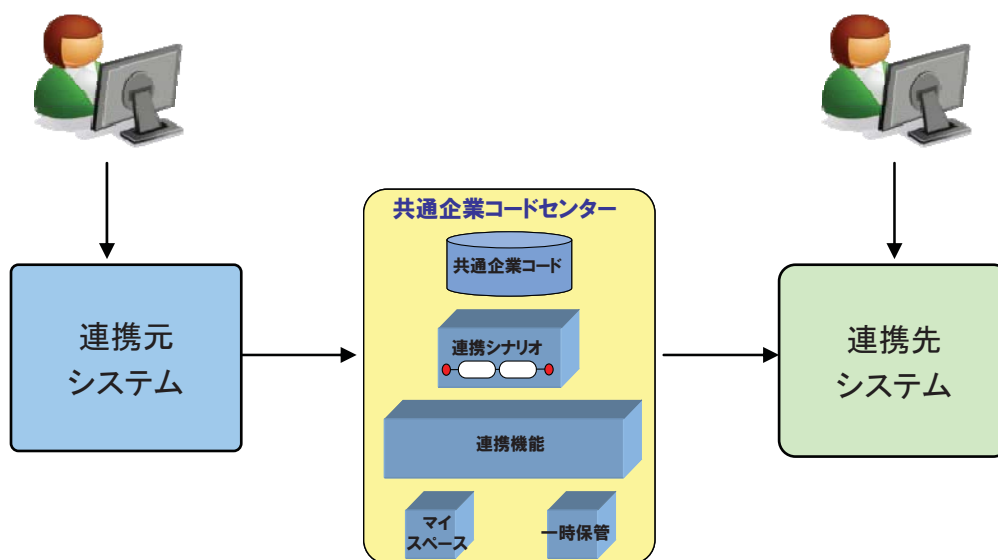


図 4-26 各システムの利用イメージ

ア 連携元システム

連携元システムで行う権限管理については、そのシステムに設定される権限と認証に従う。

連携インタフェースは、連携元システムの機能の一つであるという前提から、連携元システムに設定される権限と認証に従うものとなる。

イ 共通企業コードセンター（アクセス管理）

共通企業コードセンターでは、提供するサービスに対して連携元システムの利用可否を管理する。連携元システムは、利用したいサービスについて共通企業コードセンターに利用申請を行い、共通企業コードセンターは許可を与える。

認証方式については、システム間の情報連携のためサーバー間認証で十分であるとする。

ウ 連携先システム

連携先システムで行う権限管理については、連携元システムと同じくそのシステムの権限と認証に従う。連携インタフェースについても連携元システムと同様となる。

また連携先システムにおいては、上記に加えて、共通企業コードセンターからの特定機能の利用について、その可否を管理する必要があるとする。

認証方式については、システム間の情報連携のためサーバー間認証で十分であるとする。

(4) データの重要性とセキュリティ対策

本システム・アーキテクチャにおいて下記の 3 点においてデータの取り扱いについて検討を行った。

マスタ情報：

- ✓ 共通企業コード管理において保有される共通企業コード表の情報
- ✓ 連携インタフェースにおいて保有される紐付け表の情報

トランザクション情報：

- ✓ バックオフィス連携において連携される情報

ア マスタ情報

マスタ情報については、共通してその紛失・損壊、改ざん等のリスクに対する対策を講じる必要がある。これらについては、行政機関における当該リスクに対応したセキュリティ対策に準じた対策を行う必要がある。

以降においては、各情報の流出等のリスクに対する対策を検討する。

(ア) 共通企業コード表において保有される共通企業コード表の情報

共通企業コード表に保有される情報は共通企業コードとその属性情報であり、これらの情報は名寄せ・紐付けとその確認結果の通知にのみ使用されるものである。

本ユースケースにおいては、属性情報として商号と本店住所を保有するが、そのどちらも公開性が高くデータの機密性は低いとする。また共通企業コードセンターもセキュアな閉域ネットワーク（霞が関 WAN）のみに接続する想定でありセキュリティリスクは低いと見え、特別なセキュリティ対策は不要であり、官公庁の既存システムが講じているセキュリティ対策に準じることで十分とする。

他のユースケースを考慮した場合には、名寄せ・紐付けの品質向上のために属性情報が追加される可能性、オープンなネットワークからの接続可能性が想定され、属性情報の重要度や接続環境を考慮し、必要なセキュリティ対策について検討を行う必要がある。

(イ) 連携インタフェースにおいて保有される紐付け表の情報

連携インタフェースにおいて保有される紐付け表は、バックオフィス連携の際にシステム独自の企業コードと共通企業コードをマッピングするために使用されるものである。

本ユースケースにおいては、調達総合情報システム側で保有する情報は業者コードと共通企業コード、登記情報等システム側で保有する情報は会社法人等番号と共通企業コードとなる。これらの情報は公開流通されるコードであるため機密性は低いと考える。接続するネットワークは連携元・連携先システムの環境に依存するが、機密性が低いため特別なセキュリティ対策は必要ないと考える。

他のユースケースを考慮した場合において、紐付け表が持つ情報は、システム独自の企業コードと共通企業コードとなるが、そのシステム独自の企業コードが非公開情報である場合に、セキュリティ対策について検討を行う必要がある。

イ トランザクション情報

(ア) バックオフィス連携において連携される情報

バックオフィス連携においてネットワーク上を流れるデータは、下記のものである。

- ✓ 共通企業コード
- ✓ リクエスト情報（情報の取得依頼）
- ✓ レスポンス情報（提供される情報）

本ユースケースにおいては、以下のとおりと考える。

- ✓ 共通企業コード
公開流通されることから、特に保護する必要がないと考える。
- ✓ リクエスト情報
必要な情報取得内容を通知するための管理情報および取得に必要な企業情報が含まれるが、本ユースケースにおける企業情報は商号と住所であるため、特段の保護が必要な情報ではないと考える。
また、本技術検証では企業担当者の情報も含まれている。企業担当者情報はデータ保護対象として考える必要があるが、データが流れる環境はセキュアな閉域ネットワーク（霞が関 WAN）であることからセキュリティリスクは低いと考えられ、暗号化等の対応は不要であると考ええる。
- ✓ レスポンス情報
リクエストに対応するための管理情報に加えて、登記事項証明書に記載されている情報が含まれる。
登記事項証明書に記載されている情報については、外部に対しては有料で提供される情報も含まれることから、データ保護について考慮する必要があると考える。
一方、データが流れる環境はセキュアな閉域ネットワーク（霞が関 WAN）であることからセキュリティリスクは低いと考えられ、暗号化等の対応は不要であると考ええる。

なお、他のユースケースを考慮した場合、流通するデータの重要性やネットワーク環境を考慮し、必要に応じて SSL 等の暗号化を検討する必要があると考える。

(5) 外字の取り扱い

外字とはシステム固有のコードを割り当てた文字であり、通常外字を他のシステムにそのままデータとして渡した場合に、同じ文字が異なるものと判別されたり文字化けが発生したりする等、問題が発生する可能性がある。本システム・アーキテクチャにおいて外字は下記の2つの観点について検討する必要がある。

- ✓ 共通企業コード管理機能における外字の取り扱い
- ✓ バックオフィス連携機能における外字の取り扱い

ア 共通企業コード管理機能における外字の取り扱い

名寄せを実現する技術においては、システム固有の外字データが含まれた状態では比較することができない。一方、共通企業コード管理で保有する情報は、本ユースケースにおいては行政の内部で使用されるものであり民間に対して連携するものではない。そのため、本来の漢字（外字）でなくとも業務上の影響がないと考えられることから、標準文字に置き換え保有することを想定する。

本ユースケースにおいては、共通企業コードの属性として商号と本店住所の2つの項目を保有する。この2項目について標準文字への置き換えについて検討を行う。

本店住所については、郵便番号マスタファイルで、標準住所のリストが提供されていることから、建物名以外は標準文字へと置き換え可能と想定され、標準化後のマッチングでは高い精度が期待される。

一方、商号については標準文字に置き換えできない文字が含まれる可能性があり、共通企業コード管理機能において外字の保有方法と名寄せについて考慮する必要がある。対応方法として、変換できない外字を特殊な標準文字（例えば■）に変換し保有する。名寄せの際には文字列の類似性を考慮した比較を行う方法が考えられる。類似性を考慮した比較方法では、文字列長と一致文字列数から一致率を算出することにより紐付け精度を向上させることができると考える。類似性を考慮した比較方法を図 4-27 に示す。

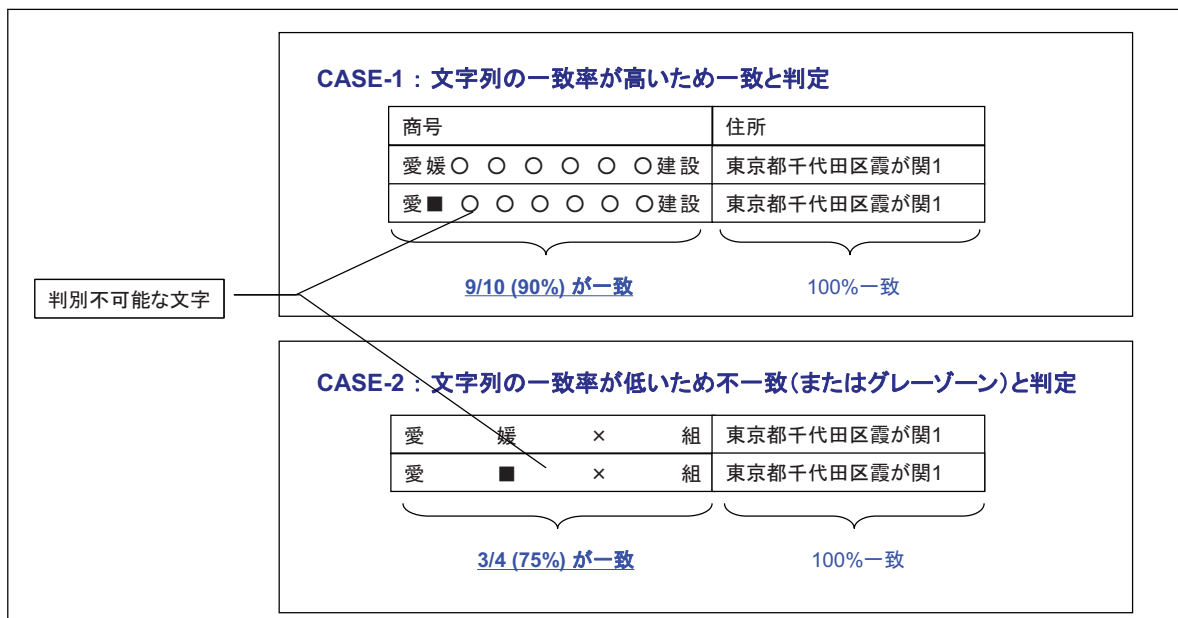


図 4-27 類似性を考慮した比較方法

イ バックオフィス連携機能における外字の取り扱い

バックオフィス連携において XML 等のシステムで処理可能な形式で情報連携を行う場合、下記の問題が発生することが予想される。

- ✓ 誤った文字に変換される
- ✓ 文字が表示されない (■等の表示になる)

これらの問題への対応において、下記の3つの方法が考えられる。

- ① 標準文字に置き換える
- ② 外字を一律特定文字に置き換える
- ③ 全省庁で共通の外字テーブルを保有する。

各対応方式における外字の取り扱いイメージを図 4-28 に示す。

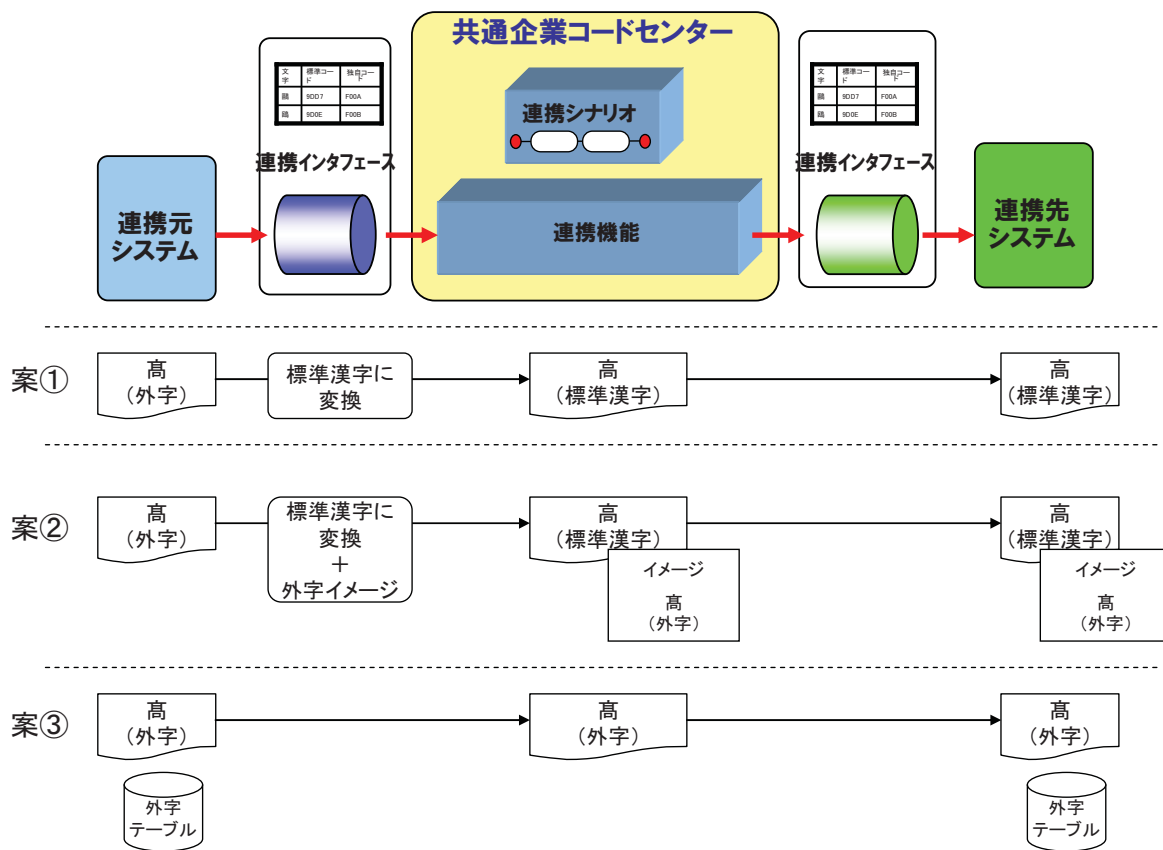


図 4-28 外字の取り扱いイメージ

「案①標準文字に置き換える」方式では連携されるデータは外字を含まない標準文字のみにするため、外字の使用ができなくなる。

反対に、「案③全省庁で共通の外字テーブルを保有する」方式では連携されるデータは外字を含んだ情報とするため外字の使用が可能となるが、外字テーブルを保守する必要がありコストが多くかかることが考えられる。

「案②外字を一律特定記号に置き換える」方式では連携されるデータは①の方式と同じく外字を含まない標準文字のみとなるが、外字に関する情報を別途連携し職員の作業によって外字

対応を行う必要があり業務負荷が高いと考える。

これらの対応方法の比較結果を表 4-14 に示す。

表 4-14 外字の取り扱い方法

	①標準文字(JIS 第一水準、第二水準、等)に置き換える	②外字を一律で特定記号(例: ■等)に置き換える	③全省庁で共通の外字テーブルを保有する
民間向け交付・発行書類への印字	標準文字で表示される	(■等から外字への変換作業を行った場合)正しい文字(外字)で表示される	正しい文字(外字)で表示される
連携されるデータ	外字は含まない	外字は含まない(■等に変換)	外字を含む
外字データの変換処理	外字から標準文字への変換は自動処理が可能だが、標準文字から外字への変換は不可能となる	外字から■等への変換は自動処理が可能だが、■等から外字への変換は行政職員の手による確認作業が必要となる(確認作業用に、置換された外字を目視確認できるファイルを同時送信する必要がある)	共通の外字テーブルを用いるため、変換処理が不要となる
外字テーブル構築・管理	各行政機関で独自の外字テーブルをそのまま使用するが、標準文字への置換ルールを策定・管理する負荷が新たに発生する	各行政機関で独自の外字テーブルをそのまま使用するため、現行と同等の作業負荷が想定される	共通の外字テーブルを構築、管理する負荷が発生する
継続検討課題	該当者(民間)の抵抗感への対策 商号、代表者(個人)名等の表示に従来から使用していた漢字が使用されなくなることへの抵抗が推測され、それらへの対策を検討する必要がある。	業務効率を上げる仕組みの検討 技術上、制度上での実現可能性は高いが、行政職員が目視確認作業が必要となるため、その業務効率を上げる仕組みの検討、およびその業務頻度を検証する必要がある。	共通外字テーブル構築の実現性検証 共通の外字テーブルを構築、管理する負荷は非常に大きいと推測され、その実現性について、他事業※の結果を踏まえた検討が必要と考える。

(6) 情報反映のズレへの対応

本検討における情報反映のズレとは、必要な申請を行っているにも関わらず、共通企業コードや紐付け情報に関連する情報がバックオフィス連携に必要な箇所に反映されていないことを指す。このようなズレが生じている状態においてバックオフィス連携を行った場合、共通企業コードや紐付け情報が正しい状態でないためバックオフィス連携ができずエラーが発生する可能性がある。

本ユースケースにおいては、連携元である総務省に対して、入札参加資格審査申請手続きを行った際に生じる情報反映のズレについて、図 4-29 に示す 2 点のズレが想定される。

(連携先の各省庁に対して必要な業務上の申請が行われていないケースについては、本検討の対象外とする。)

- ① 共通企業コードが発番されていない
- ② 共通企業コードと各省庁の企業コードとの紐付けが完了していない

なお、本実証実験では、登記情報等システムからの提供情報が、共通企業コードの情報として使用される前提であり、下記検討においては、法務省に対する登記申請が共通企業コードを発番するためのトリガーと想定する。

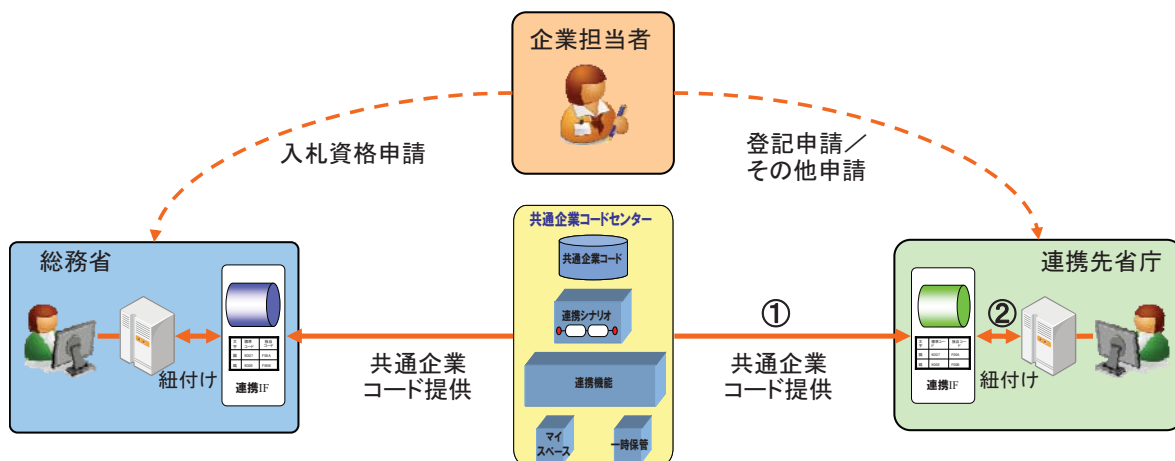


図 4-29 情報反映のズレとその対応方法

① 「共通企業コードが発番されていない」ことに対する対応：

共通企業コードの発番タイミングについては「4.4.2(2) 共通企業コードの発番タイミング」に記述するが、業務的な申請と実際に共通企業コードが発番される時間的なズレがある場合に発生する。

対応方法としては、登記申請をトリガーとしてリアルタイムに共通企業コードを発番することで時間的なズレを解消する、または共通企業コードが通知されるまで連携の利用を不可とするアナウンスにより回避可能であると考える。

② 「共通企業コードと各省庁の企業コードの紐付けが完了していない」ことに対する対応：

共通企業コードの発番後に、各省庁の企業コードとの紐付け情報が作成されるが、共通企業コードの発番と紐付け情報の作成に時間的なズレが発生する可能性がある。

法務省における紐付け情報の作成については、法務省への設立登記申請が共通企業コードの発番のトリガーになると想定されることから共通企業コードの発番と同時に紐付け情報を作成することにより回避可能であると考える。

他連携省庁については、法務省と同じくその省庁に対する業務上の新規（初回）申請と同時に紐付け情報を作成することにより時間的なズレを回避できると考える。また、紐付け結果の確認方法としてオプトイン方式を採用し、紐付け結果の確認と同時に連携サービス利用可能であることを通知する運用とし、利用者にバックオフィス連携が可能なタイミングを知らせることにより回避可能であると考える。

(7) システム運用管理の役割と範囲

各省庁のシステムを共通企業コードセンターに接続するにあたって、連携元省庁（総務省）と共通企業コードセンター、連携先省庁（法務省、他連携省庁）のそれぞれの運用管理の役割と範囲を明確にしておく必要がある。

役割と範囲の割当を行った結果を以降に示す。

ア 基本方針

システム及び使用しているデータの保守運用は、それぞれのシステムの所有者が行うことを原則とする。

イ 保守

保守対象の主なシステムに対して保守を行う担当を表 4-15 に示す。

表 4-15 保守担当

保守対象システム		保守担当			
		共通企業 コードセンター	総務省	法務省	他連携 省庁
共通企業コードセンター システム	バックオフィス連携 システム	○			
	共通企業コード管理 システム	○			
総務省システム	調達総合情報システム		○		
	調達総合情報システム 連携インタフェース		○		
法務省システム	登記情報等システム			○	
	登記情報等システム 連携インタフェース			○	
他連携省庁システム	他連携省庁システム				○
	他連携省庁システム 連携インタフェース				○

ウ システムバックアップ

バックアップ対象の主なデータに対してバックアップを行う担当を表 4-16 に示す。

表 4-16 バックアップ担当

バックアップ対象データ		バックアップ担当			
		共通企業 コードセンター	総務省	法務省	他連携 省庁
共通企業コードセンター システム	共通企業コード	○			
	企業情報典拠	○			
	連携シナリオ	○			
総務省システム	紐付け表		○		
法務省システム	紐付け表			○	
他連携省庁システム	紐付け表				○

エ システム監視

システム監視の主な監視対象に対して監視担当を表 4-17 に示す。

表 4-17 システム監視担当

監視対象		監視担当			
		共通企業 コードセンター	総務省	法務省	他連携 省庁
共通企業コードセンター システム	バックオフィス連携 システム	○			
	共通企業コード管理 システム	○			
総務省システム	調達総合情報システム		○		
	調達総合情報システム 連携インタフェース		○		
法務省システム	登記情報等システム			○	
	登記情報等システム 連携インタフェース			○	
他連携省庁システム	他連携省庁システム				○
	他連携省庁システム 連携インタフェース				○

(8) インシデントへの対応

ア インシデント対応の方針

(ア) 非同期処理におけるトランザクション処理の責任範囲

連携システムと共通企業コードセンター間の連携は非同期で行う。非同期処理は、下記の3つのステップで行われる。

- ✓ 呼出
- ✓ 受付通知
- ✓ 処理

インシデントが発生しトランザクション処理が中断された場合、回復後にトランザクション処理を再開する必要がある。処理の再開の責任について図 4-30 に示す。

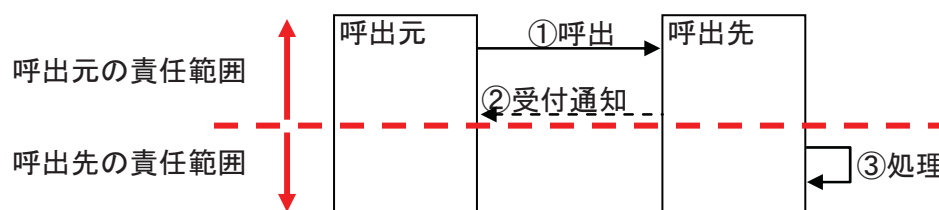


図 4-30 非同期処理における責任範囲

インシデント発生時には、呼出元は受付通知を受け取るまで（①②）にインシデントが発生したトランザクションについては再開の責務を持ち、受付通知後は呼出先が再開の責務を持つこととする。

（イ）インシデント発生時の作業

インシデント発生時の主な作業を表 4-18 に示す。インシデント発生時に処理中だったトランザクションについては、インシデント発生箇所から再開させることを基本とする。

表 4-18 インシデント発生時の作業

作業	概要
検知	問題が発生したことを検知する
問題判別	発生した問題の原因を調査する
対応	調査した内容に基づき対応を行う
処理再開	インシデントにより中断されたトランザクション処理を再開する

イ インシデントと運営（責任）主体について

インシデント発生時の運営（責任）主体についての方針を下記に示す。

- ✓ インシデント全体
現在インシデントがどういう状況であり上記したインシデント発生時の作業が進んでいるか管理を行う必要がある。インシデント全体の管理は、処理が中断され最終的に再開する必要があるインシデント発生箇所の保守担当が行うこととする。
- ✓ 検知
インシデント発生箇所の保守担当が行うこととする。
- ✓ 問題判別
インシデント発生箇所の保守担当が行うこととする。ただし、連携時に発生したインシデントについては、共通企業コードセンター又は連携先システムと協力し判別を行う。
- ✓ 対応
問題判別により判明した原因システムの保守担当が行うこととする。
- ✓ 処理再開
インシデント発生箇所の保守担当が行うこととする。

インシデント発生箇所について図 4-31 に、各インシデント発生時における責任主体について表 4-19 に示す。

- ✓ ケース 1：連携元システム内及び連携インタフェース内の処理でインシデントが発生
- ✓ ケース 2：連携インタフェースから共通企業コードセンターの呼出中にインシデントが発生
- ✓ ケース 3：共通企業コードセンター内の処理でインシデントが発生
- ✓ ケース 4：共通企業コードセンターから連携インタフェースの呼出中にインシデントが発生
- ✓ ケース 5：連携先システム内及び連携インタフェース内の処理でインシデントが発生

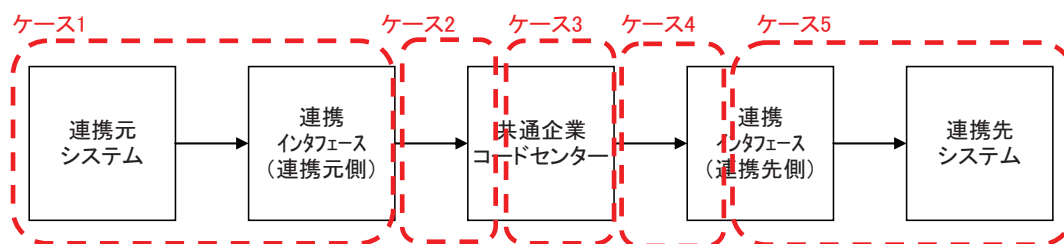


図 4-31 インシデント発生箇所とインシデントケース

表 4-19 インシデントケースにおける責任主体

インシデント発生箇所	インシデント全体	検知	問題判別	対応	処理再開
ケース 1	連携元システム	連携元システム	連携元システム	インシデント発生箇所のシステム	連携元システム
ケース 2	連携元システム	連携元システム	連携元システム (共通企業コードセンター/ネットワーク (霞が関 WAN) 保守担当)	インシデント発生箇所のシステム	連携元システム
ケース 3	共通企業コードセンター	共通企業コードセンター	共通企業コードセンター	インシデント発生箇所のシステム	共通企業コードセンター
ケース 4	共通企業コードセンター	共通企業コードセンター	共通企業コードセンター (連携先システム/ネットワーク (霞が関 WAN) 保守担当)	インシデント発生箇所のシステム	共通企業コードセンター
ケース 5	連携先システム	連携先システム	連携先システム	インシデント発生箇所のシステム	連携先システム

ウ インシデントにおける運用検討

下記の点により、複数システムに跨って対応する必要があるケースもあるが、基本的に各システムに限定された範囲でインシデントに対する対応を行うことが可能となる。

- ✓ 連携方式を非同期とする。
- ✓ システムを疎結合とする。
- ✓ 各保守担当の責任範囲を明確にする。
- ✓ インシデント発生時に中断されたトランザクションはインシデント発生箇所から再開させる。

ただし、下記の点については考慮が必要である。

(ア) 連携先システムのインシデントにおける通知について

インシデント発生に関する把握の観点からは下記の点について考慮すべきと考える。

共通企業コードセンターは、バックオフィス連携というサービスを提供するという視点に立つ場合、そのサービスレベルについて責任を持ち、連携先内で発生したインシデントも含めサービスに関するインシデントの状況を把握する必要があると考える。ここでいうサービスレベルとは、連携先が期待する一定時間内にレスポンスを返すことを指している。具体的な例としては、通常1日程度でレスポンスが返ってきていたものがインシデントにより1週間遅れた場合には、連携元システムに多大な影響があり、場合によってはインシデントと考えられ問い合わせが発生する可能性がある。

そのため、軽微なインシデントの場合には共通企業コードセンターとして対応が不要な場合もあるが、インシデントの重要度によってはインシデント内容を把握し連携元システムにその影響、具体的にどの要求に対する処理が遅れるのか等を連携する必要がある。

対応方法として、下記が挙げられる。

- ✓ インシデント発生時の連携先システムから共通企業コードセンターへの通知に関してレスポンスタイムの基準を設け、その基準を超えるインシデントについてはインシデント内容について通知する運用を行う。基準を下回る場合には通知は行わない。
- ✓ インシデント発生時の共通企業コードセンターから連携元システムへの通知に関してレスポンスタイムの基準を設け、その基準を超えるインシデントについてはインシデント内容について通知する運用を行う。基準を下回る場合には通知は行わない。

上記運用により、レスポンスタイムの基準を超える遅延（何らかの重大なインシデント）について共通企業コードセンターが把握することができ、また必要に応じて連携元システムにその影響を連携することが可能となる。この運用を行うために、共通企業コードセンターではバックオフィス連携において連携元システムから受信した要求と連携先システムに発信した要求との関連を特定するための情報を保有する必要がある。

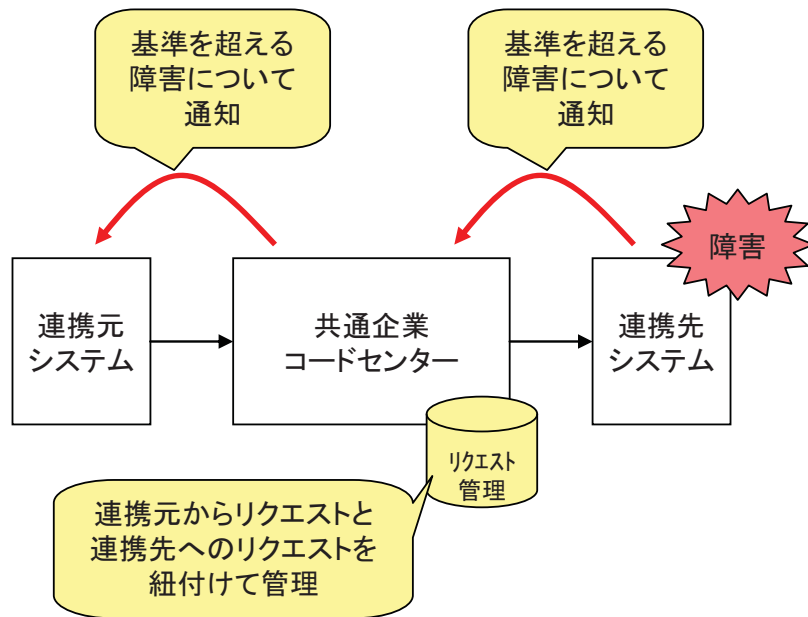


図 4-32 連携先システムのインシデントにおける通知

(9) To-Be 業務フローにおける検討事項

ア 新規事業者による資格申請における入力情報について

新規事業者が資格申請を行う場合、業者コードが未発番であり調達総合情報システム側の連携インタフェースにも紐付け情報が格納されていない状態である。そのため、シナリオ 1-3、シナリオ 2-2 において、申請者が入力した情報を使用し共通企業コードを検索し紐付け情報を作成することについて検討した。

技術検証では、商号と本店所在地の 2 情報を用いて検索を行うことを検討した。完全に一致する場合には自動的に紐付けすることが可能であると考え、一致しない場合には人手による確認が必要である。

一方、共通企業コードを別途入力することも考えられる。共通企業コードを入力すれば企業を一意に特定することができるため完全に自動化が可能となるが下記の点について考慮する必要がある。

- ✓ 入力情報として共通企業コードを入力させるため、連携元システム（調達総合情報システム）の画面を変更する必要がある。
- ✓ 共通企業コードが申請者本人のものであるか確認する必要がある。

イ 官公需適格組合による資格申請における必要証明書について

官公需適格組合は複数の構成員から構成されており、単独法人の申請とは異なる部分がある。官公需適格組合の資格申請に関する、現在の申請と実証実験における To-Be 業務フローの対応について表 4-20 に示す。

表 4-20 官公需適格組合の資格申請

現在の業務フロー		To-Be業務フロー
業者コード	<ul style="list-style-type: none"> 組合としての資格申請を行うため、業者コードが付与される 構成組合員は、単独で資格申請を行っていない限り、業者コードが付与されない(資格申請を行っている場合は、業者コードが付与されている) 構成組合員に関する情報はデータ化され管理されていない 	登記事項 <ul style="list-style-type: none"> 連携管理機能を通して、組合分の1件のみを請求する 組合分は業者コードが付与されるため、業者コードと共通企業コードの紐付けを行い、共通企業コードをキーとして法務省への請求を行う
	登記事項 <ul style="list-style-type: none"> 組合の区分での申請に際して、組合の登記事項等証明書(1通)を添付する 	
添付書類	他連携省庁登録情報証明書 <ul style="list-style-type: none"> 適格組合にあつては、組合及び構成組合員のそれぞれに係る証明書を添付する 必ず組合員全員分必要ではなく、申請者が希望する資格を付与するに足りる組合員分の証明書を添付する(対象及び件数は申請者の任意で選択される) 	

現在の業務において単独法人との大きな違いとしては、以下の2点が挙げられる。

- ✓ 取得する証明書の種類によっては、組合の証明書と合わせて構成員の証明書が必要である。取得する構成員の証明書は全構成員分必要なわけではなく、申請者が希望する資格を付与するに足りる構成員分の証明書でよい。
- ✓ 構成員に関する証明書を必要とするが現在調達総合情報システムでは構成員の情報を管理していない。

(ア) 複数の構成員の公的証明書類の取得

連携先登録情報証明書に関しては、申請する資格を付与するに足りる構成員の証明書(バックオフィス連携の場合には業務情報)を取得する必要がある。現在の業務においては申請者が必要な構成員の証明書を取得し添付を行っているが、To-Be業務フローでは図 4-33 に示すとおり、バックオフィス連携によって証明書に相当する業務情報を取得するため、申請時に取得する必要がある構成員を指定し、連携シナリオによって複数構成員分の業務情報を取得する必要があると考える。

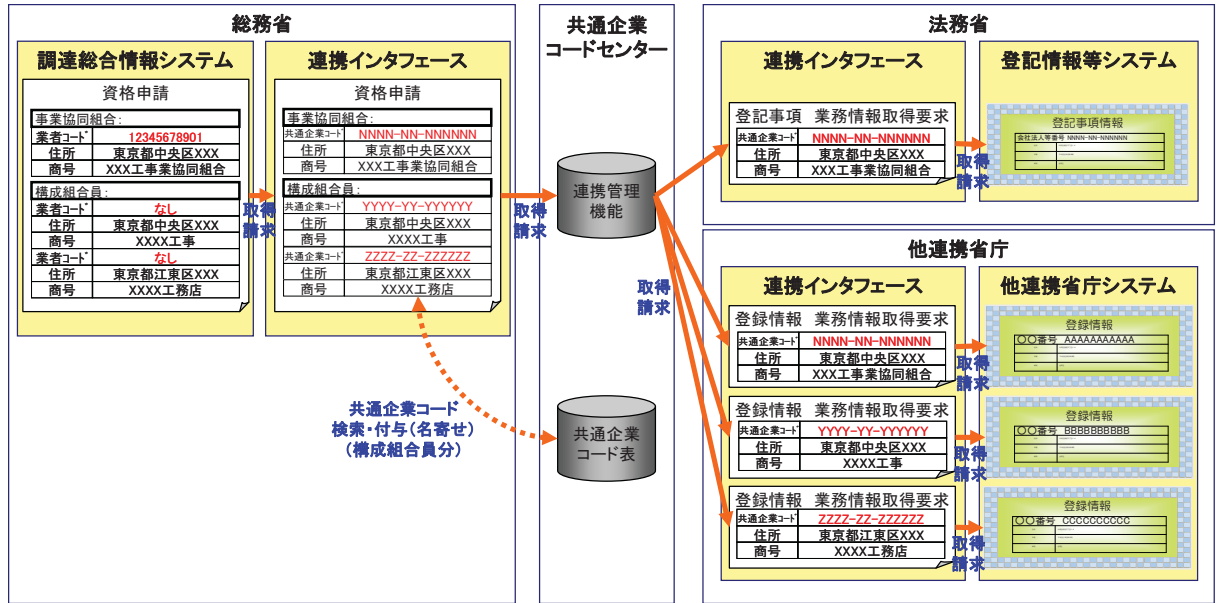


図 4-33 官公需適格組合による資格申請の処理の流れ

今後の対応としては、下記の2点の対応について検討が必要と考える。

- ✓ 業務情報（証明書）が必要な構成員情報を入力する画面への入力情報について、上記「4.4.1(9)ア 新規事業者による資格申請における入力情報について」における企業を特定するための入力情報とあわせて検討する必要がある。
- ✓ 現在、調達総合情報システムでは構成員の情報を管理していない。本実証実験におけるユースケースでは「4.4.1(9)イ(ア) 複数の構成員の公的証明書類の取得」で述べたように申請者に構成員情報を入力してもらうことにより対応が可能であるため構成員情報を管理する必要はない。他のユースケースを踏まえた場合には検討が必要であると考えられる。

4.4.2 共通企業コード管理に関する課題

(1) 共通企業コードのデータ提供元について

本実証実験のユースケースにおいては法人格を有した企業を対象として共通企業コードの発行を行い、行政バックオフィス連携を通じて登記事項の業務情報取得を行った。この前提においては、表 4-21 に示すとおり登記情報等システムに登録される団体は業務情報の取得対象を網羅していることから、共通企業コードのデータ提供元として登記情報等システムを使用することに問題はないと考える。

表 4-21 登記事項証明書の要否と登記情報等システムへの登録有無

分類	申請者	登記事項証明の要否	登記情報等システムへの登録有無
1. 組合	企業組合	○	○
	協業組合	○	○
	事業協同組合	○	○
	事業協同小組合	○	○
	協同組合連合会	○	○
	商工組合	○	○
	商工組合連合会	○	○
	商店街振興組合	○	○
	商店街振興組合連合会	○	○
	2. 公益法人	学校法人	○
更生保護法人		○	○
財団法人		○	○
社会福祉法人		○	○
社団法人		○	○
宗教法人		○	○
特定非営利活動法人		○	○
福祉法人		○	○
3. 個人		×	×
4. その他	株式会社	○	○
	有限会社	○	○
	合資会社	○	○
	合名会社	○	○
	税理士法人	○	○
	有限責任組合	△	○
	合同会社	○	○
	有限責任中間法人	○	○
	地方共同法人	○	○
	特殊法人	○	○
	独立行政法人	○	○
	その他	—	—

※△：不要なケースがある。

なお、法人格を有していない団体（人格なき社団等）を対象として共通企業コードの発番と行政バックオフィス連携を行う場合、今後検討すべき課題として以下が想定される。

- ① 入札参加資格審査以外の連携すべき行政手続のユースケースを定義する必要がある。
- ② ユースケースが増えた場合、これを網羅する適切なデータソースを検討・決定し、整備方法を決定する必要がある。さらに、複数のデータソースからのデータ提供が必要となる場合、企業情報に重複の無いようデータフローを定義する必要がある。

(2) 共通企業コードの発番タイミング

共通企業コードの発番について、表 4-22 に示すように民間等における企業コード事例を参照すると、発番を申請ベースで実施している例が多く見受けられる。この理由として、発番機関自身はコードの整備・管理のみを行っており、コードの利用については企業間取引等を行う企業（申請者）にまかされているという背景が想定される。

表 4-22 企業識別コードの整備・流通状況の概要

	DUNSナンバー (ダズナンバー)	GLN (グローバルロケーションナンバー)	KCODE (ケーコード)
運営主体	ダンアンドブラッドストリートTSR(株)	(財)流通システム開発センター	(財)日本情報処理開発協会(JIPDEC)
発番開始	1962年	1995年	1989年
コード発番対象	個人、法人、 非法人団体、政府団体	法人(企業)	個人、法人、 非法人団体、政府団体
コードの発番単位	拠点(事業所等)	拠点(事業所等)	事業者(企業、個人等)
コードの文字	数字	数字	英数字
コードの文字数	9桁	13桁	12桁
コード発番数	約180,000,000 国内 約4,000,000	国内 約270	約25,000
コードの発番方法	申請に基づき発番	申請に基づき発番	申請に基づき発番

本実証実験においては、行政バックオフィス連携を利用する行政手続が行われる前に、共通企業コードが発番されている必要がある。また、行政は発番機関であると同時に、共通企業コードの利用者にもなり得る。

そこで、共通企業コードの発番タイミングについて、共通企業コードセンターの新規設立時と設立後の通常運用時に分けて課題・検討事項を表 4-23 に整理した。

表 4-23 共通企業コードの発番タイミングに関する課題整理

		【発番】を行うタイミング(トリガー)のオプション		
		① 行政側任意	② 企業設立時	③ 企業の申請時
		行政側が決めた任意のタイミングで整備する (例:設立時/毎月X日)	企業設立の行政手続が行われたタイミングで整備する (例:設立登記の完了時)	企業が共通企業コードの発番申請を行った際に整備する
企業コードセンター 設立時	企業側課題	(特記事項なし)	～検討対象外～ (既設企業への発番ができないため)	<ul style="list-style-type: none"> 企業コード利用のために申請が必要 申請時に、本人確認の仕組みが必要
	行政側課題			<ul style="list-style-type: none"> 行政側に閉じた連携シナリオを作成する場合に、<u>申請の無い企業の情報連携が困難</u>
通常運用時	企業側課題	<ul style="list-style-type: none"> 行政側の整備実行のタイミングによっては、企業の申請と発番の<u>タイムラグ</u>により連携活用できない懸念がある 	(特記事項なし)	<ul style="list-style-type: none"> 企業コード利用のために申請が必要 (現行の行政手続に加えて、企業コード発番申請の手間が増える)
	行政側課題	(特記事項なし)	<ul style="list-style-type: none"> 企業情報の登録・変更をトリガーとするための業務・システムの整備(含:<u>現行システムの改修</u>)が必要 	(特記事項なし)

企業側・行政側それぞれの便益(効果)と、実現するためのコストを評価し方式を決定する必要があるが、共通企業コードセンターの新規設立時には、行政側の主導により共通企業コードを発番することが好ましいと考える。また通常運用時には、企業の設立(登記の申請)をトリガーとして共通企業コードを発番することが好ましいと考える。

(3) 企業データの更新・反映方法

共通企業コードセンターで管理するデータの更新・反映については、発番を行う際に使用するデータソース、データ項目、タイミングと整合をとった方法で更新を行うことを想定している。

また企業データの更新については、属性情報の変更だけでなく、企業の閉鎖や分割、合併・統合といった企業の存在そのものの変更も含む。

共通企業コードセンターの通常運用時の共通企業コードの更新・反映タイミングに関する課題を表 4-24 に整理した。

表 4-24 共通企業コードの更新・反映タイミングに関する課題整理

		【更新・反映】を行うタイミング（トリガー）のオプション		
		① 行政側任意	② 企業情報変更時	③ 企業の申請時
		行政側が決めた任意のタイミングで整備する (例: 毎月X日)	企業情報変更の行政手続が行われたタイミングで整備する (例: 変更登記の完了時)	企業が共通企業コードで管理する情報の変更申請を行った際に整備する
通常運用時	企業側課題	• 行政側の整備実行のタイミングによっては、企業の変更申請とデータ反映の タイムラグ により連携活用できない懸念がある	(特記事項なし)	• 企業情報の変更のために申請が必要 (現行の行政手続きに加えて、企業情報の変更申請の手間が増える)
	行政側課題	(特記事項なし)	• 企業情報の登録・変更をトリガーとするための 業務・システムの整備 (含: 現行システムの改修)が必要	• 行政内部に閉じた情報連携において利用する場合に、 申請の無い企業の情報連携が困難

発番と同様に費用対効果の検討が必要となるが、企業情報変更時に行う案②が企業にとっての便益が高いと考える。

(4) 共通企業コードセンター設立時における共通企業コード整備

ここでは共通企業コードセンター設立時の共通企業コードの整備について図 4-34 に整理する。

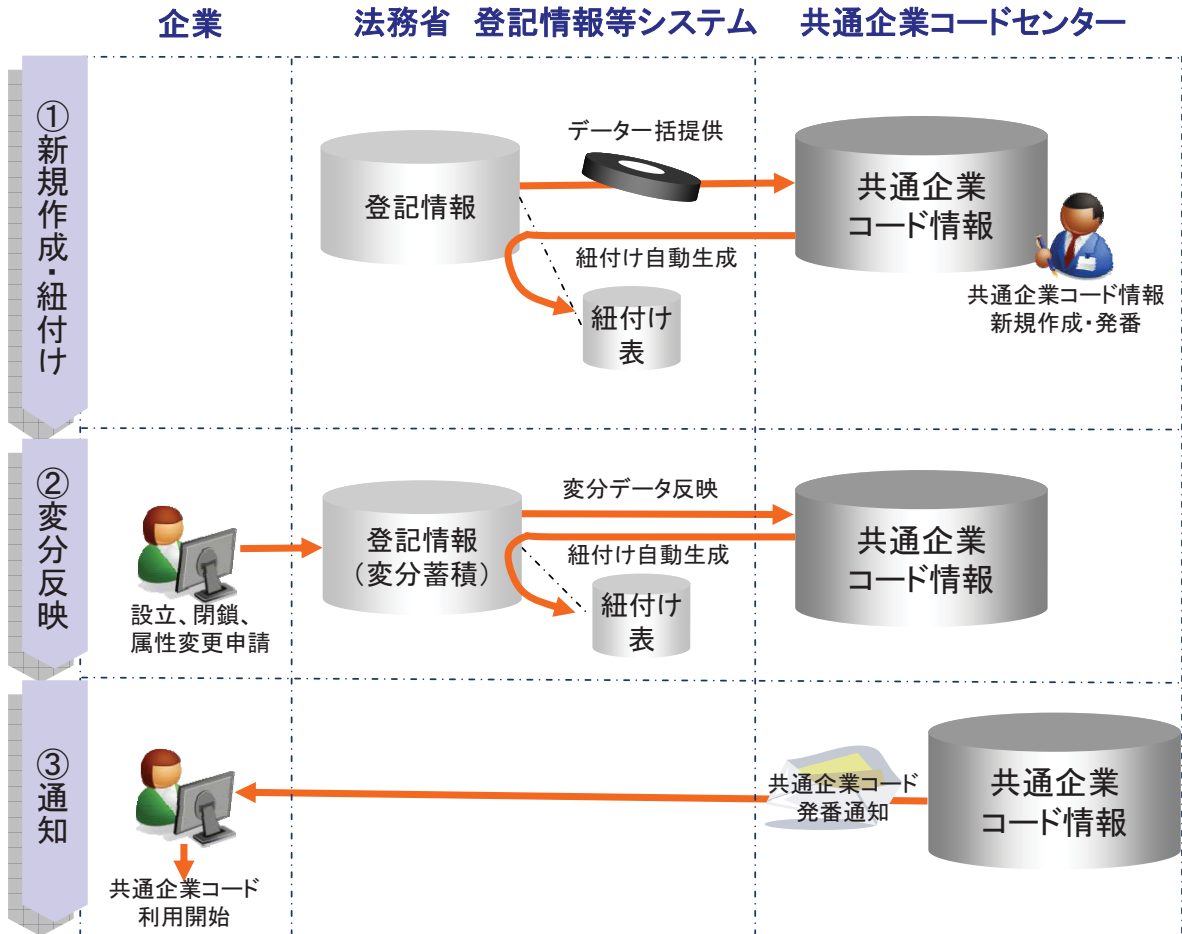


図 4-34 企業コードセンター設立時における共通企業コード整備

① 新規作成・紐付け

まず基準日を定め、法務省が管理する登記情報等システムの、基準日時点における登記情報を、共通企業コードセンターに一括提供する。共通企業コードセンターでは、共通企業コードを発番し、共通企業コード情報を作成する。そして、共通企業コードの発番と同時に、会社法人等番号との紐付け情報を作成する。これは同じソースを元に行っているため同時に作成可能である。

新規発番・紐付けのイメージを図 4-35 に示す。

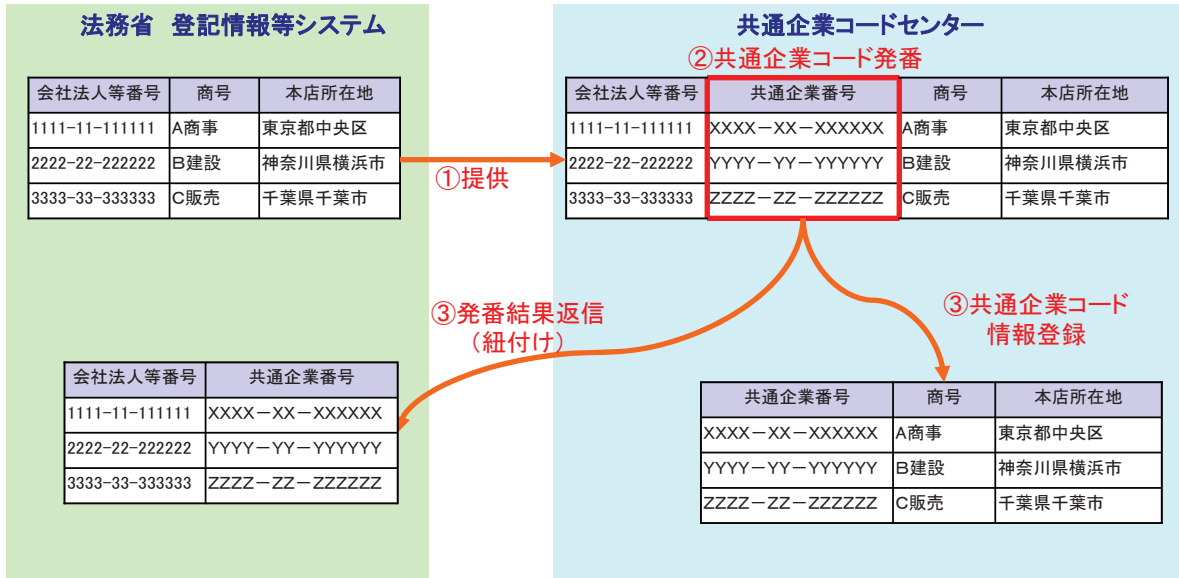


図 4-35 新規発番・紐付けのイメージ

② 変分反映

「①新規作成・紐付け」の完了までに時間がかかった場合、その間にも企業が登記情報等システムに対して企業の設立、閉鎖、属性変更等の申請が行われることが想定される。そのため、基準日以降に発生した、企業の設立、閉鎖、属性変更等の変分データを蓄積し、登記情報等システムから共通企業コードセンターに送り反映する必要がある。

企業の設立の場合には、図 4-35 と同様に、共通企業コードセンターで共通企業コードを発番し、新たな共通企業コードと会社法人等番号を紐付けした変分データを共通企業コードセンターから登記情報等システム送り、紐付け表に反映する。

閉鎖、属性変更の場合には、共通企業コードセンターで共通企業コードの属性情報を更新する。閉鎖、属性変更のイメージを図 4-36 に示す。



図 4-36 閉鎖・属性変更のイメージ

③ 通知

変分データの反映完了後、共通企業コードセンターから企業に対して共通企業コード発番の一斉通知を行う。登記情報と共通企業コードとの間の紐付け結果については 100%達成されるため、利用者への確認は不要と考える。

(5) 通常運用時における共通企業コード整備

通常運用時における共通企業コードの整備について図 4-37 に整理する。

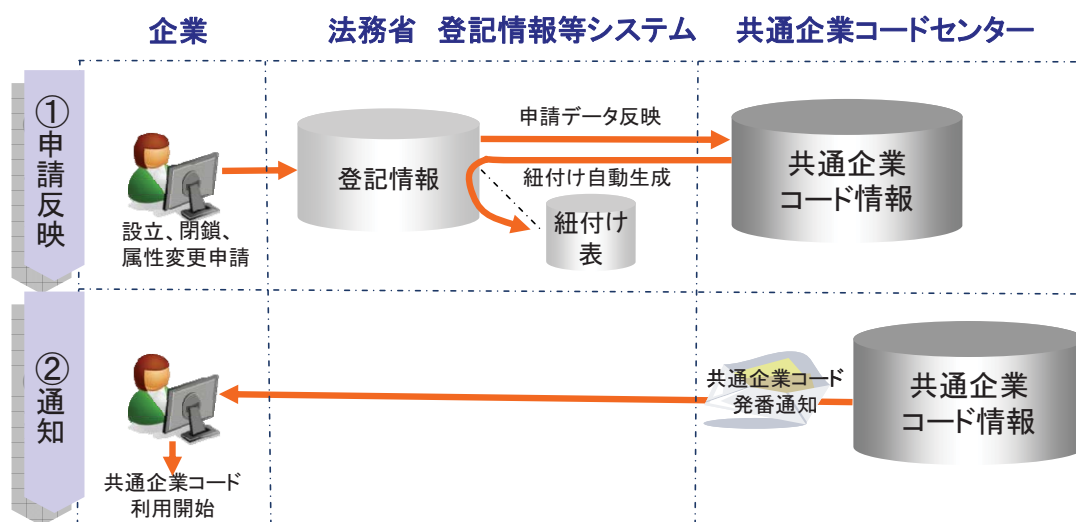


図 4-37 通常運用時における共通企業コード整備

① 申請情報反映

企業の設立、閉鎖、属性変更等の申請データを、登記情報等システムから共通企業コードセンターに送り、共通企業コードセンターで共通企業コード情報に反映する。企業の設立の場合は、共通企業コードセンターで共通企業コードを発番し、新たに共通企業コードと会社法人等番号を紐付けしたデータを登記情報等システムに送り、紐付け表に反映する。閉鎖、属性変更の場合には、共通企業コードセンターで共通企業コードの属性情報を更新する。

② 通知

追加・変更データの紐付け表へ反映完了後、共通企業コードセンターから企業に対して共通企業コード発番の通知を行う。登記情報と共通企業コードとの間の紐付け結果は、完全一致となるため、利用者への確認は不要と考える。

(6) 名寄せ・紐付けに関するオプトイン方式とオプトアウト方式の比較

複数のデータソースから、企業・個人に関する情報の名寄せを行うにあたっては、オプトイン方式とオプトアウト方式のいずれを採用するかについて検討する必要がある。

本検討においては、以下の定義の下に、両方式の比較検討を行った。なお、以下の定義での「利用者」とは対象となる企業を指し、行政内部での確認はオプトアウト方式に含まれるものとする。

ア オプトイン方式とオプトアウト方式の定義

- オプトイン方式：利用者の同意（意思確認）を得ること
- オプトアウト方式：利用者の同意（意思確認）を得ないこと

イ オプトイン方式とオプトアウト方式の比較

本ユースケースでは利用者の同意をとる可能性があるポイントとして、名寄せ・紐付けを行う際に行ってよいか確認する「名寄せ・紐付けの開始確認」と、名寄せ・紐付けを行った結果が正しいか確認する「名寄せ・紐付けの結果確認」の2つがある。この2つのポイントについて、下記の観点において検討を行った。

- i. 名寄せ・紐付けの開始確認
 - ① 情報保護の必要性
名寄せ、紐付けに用いる情報は、保護対象であるか
 - ② 目的外利用への同意の必要性
名寄せ、紐付けのためにデータを管轄省庁以外に提供することへの同意が必要か
- ii. 名寄せ・紐付けの結果確認
 - ① 正確性の担保
システムによる自動処理で名寄せ、紐付け結果の正確性を担保できるか
目視確認を要する場合、誰が確認を行うことで正確性が担保できるか
 - ② 名寄せ、紐付け結果の受益者
名寄せ、紐付けを行った結果から得られるサービスの受益者は誰か

これらの観点に従って検証を行った結果は表 4-25 に示すとおりとなり、本ユースケースにおけるオプトイン方式とオプトアウト方式の採用については、以下の結論となった。

- 名寄せ・紐付けの開始確認時 : オプトアウト方式が適当
- 名寄せ・紐付けの結果確認時 : オプトイン方式の方が適当である可能性が高い

ただし、実際の導入にあたってオプトイン方式とオプトアウト方式のいずれを採用するかについては、他のユースケースを踏まえた上で検討する必要があると考える。

表 4-25 オプトイン・オプトアウト方式の検討結果

確認段階	比較検討の論点	オプトイン方式	オプトアウト方式
i. 名寄せ・紐付けの開始確認	①情報保護の必要性 ・保護の対象外	×	○
	②目的外利用への同意の必要性 ・目的外利用に当たらず同意は不要	×	○
ii. 名寄せ・紐付けの結果確認	①正確性の担保 ・機械的な名寄せ・紐付けで 100%の精度は不可能で、目視確認が必要 ・行政内のみ目視確認では、正確性を担保できない可能性がある	○	×
	②名寄せ、紐付け結果の受益者 ・本ユースケースの受益者は企業であり、企業が確認の負担を負うことには問題はない	○	○

検討結果の詳細については、以降に記述する。

ウ 検討内容の詳細

i-① 情報保護の必要性

本ユースケースにおいて、名寄せ、紐付けに利用する情報は、法人登記情報の会社法人等番号、商号、本社所在地及び調達情報の業者コード、商号、本社所在地である。商号と本社所在地はインターネット、文献、公的資料、その他を通じて、広く一般に公開されており、特別な保護は行われていない。また、会社法人等番号や業者コードも公開で運用されており、第三者

の閲覧・利用が可能な状態にあり、特別な保護は行われていない。

以上のことから、紐付け開始時における情報保護の必要性はなく、オプトアウト方式が望ましいと考える。

i-② 目的外利用への同意の必要性

本ユースケースにおいて、名寄せ、紐付けにおいて各情報を利用する目的は、以下の通りである。いずれの情報についても本来の利用目的の範囲であると考えられ、目的外利用への同意の取得は不要であることから、オプトアウト方式の採用が望ましいと考えられる。ただし、他のユースケースにおいては、利用される情報の項目ごとに、目的外利用にあたるかどうかを検証する必要がある。

- 商業・法人登記情報：登記事項証明の発行
- 調達情報：入札参加資格の審査に必要な書類の取得

ii-① 正確性の担保

システムによって、全ての法人を自動で紐付けするためには、表 4-26 の実証実験の結果から、双方のデータが最新の状態でかつ完全な状態であることが前提となり、これらの前提が担保されていない場合は、目視による確認が必要となると考える。

目視確認においては、企業担当者は自社の最新の情報を把握しており、外部に確認する必要がないことから、オプトイン方式により企業担当者が名寄せ結果の確認を行うことが望ましいと考える。

表 4-26 実証実験結果の例

属性の比較結果		原因
商号	本店所在地	
一致	一致	<ul style="list-style-type: none"> ● 同一法人 完全一致、または表記ゆれとみなされる程度のズレは許容
一致	不一致	<ul style="list-style-type: none"> ● 同一の商号である別法人 ● 時点のズレ 同一法人だが、いずれか、又は双方のデータに本社移転が反映されていない ● 不完全 同一法人だが、いずれか、又は双方のデータに建物内のフロア、室番号等が入力されていない
不一致	一致	<ul style="list-style-type: none"> ● 時点のズレ 同一法人だが、いずれか、又は双方のデータに商号変更が反映されていない、または別法人だが、いずれか、又は双方のデータに本社移転が反映されていない ● 不完全 別法人だが、いずれか、又は双方のデータに建物内のフロア、室番号等が入力されていない
不一致	不一致	<ul style="list-style-type: none"> ● 別法人 ● 時点のズレ 同一法人だが、いずれか、又は双方のデータに商号変更、本社移転が反映されていない

ii-② 名寄せ、紐付け結果の受益者

本ユースケースの受益者は企業であり、企業が確認の負担を負うことには問題はないと考える。

4.4.3 バックオフィス連携機能に関する課題

(1) システム連携方式

データ形式の観点からは、システム連携の方式には大きく2種類あると考える。

1つは現在紙で交付している証明書をそのままデータ化したものをPDF等のイメージデータとして連携する方式で、以降「イメージ情報連携方式」と呼ぶ。もう1つは証明書に含まれる情報をXML等システムで処理可能なフォーマットで連携する方式で、以降「テキスト情報交換方式」と呼ぶ。

それぞれの連携方式の比較を表4-27に示す。

表 4-27 システム連携方式の比較

連携方式	イメージ情報連携方式	テキスト情報連携方式
概要	行政のバックオフィス連携を通じて、公的証明書に関するイメージ情報を取得する。PDF等の電子帳票形式によるデータ提供を行う。	行政のバックオフィス連携を通じて、行政内部で必要な業務情報の連携を行う。XML等のシステムによる処理が可能な形式によるデータ提供を行う。
実現による効果	申請者(民間企業)にとっての業務負担軽減、リードタイム削減効果が想定される。現在の技術においてはシステムによる自動突合処理が行えないことから、行政内部での業務負担軽減、リードタイム削減効果については改善の余地がある。	申請者(民間企業)、行政の双方にとっての業務負担軽減、リードタイム削減効果が想定される。

実現による効果を考慮した場合、「テキスト情報連携方式」が望ましいと考えるが、下記の内容についてさらに検討する必要がある。

- ✓ 証明書の必要性
連携し取得する必要があるものが「証明書」なのか「信頼のおける業務情報」なのかを明確にする必要がある。本実証実験のユースケースにおいては、「証明書」が必要でないという前提において行った。「証明書」が必要な場合には、電子的に連携する情報を証明書として扱うことが可能か法制度について検討する必要がある。
- ✓ 連携するデータ項目
連携元が必要な情報のみを取捨選択し連携を行うか、現在証明書に記載されている情報をすべて連携するか検討する必要がある。前者は、情報保護という点ではよいが連携毎に連携する情報を変える必要があり再利用性が低いと考える。さらに、関連する項目を切り離し一部の情報のみを連携することで誤った情報としてとらえられる懸念がある。後者は、情報保護と連携情報の増加という点で考慮が必要であると考えられる。
- ✓ 外字データの扱い
外字データは、省庁ごと、またはシステムごとに個別に定義されることが多く、他の行政機関のシステムにそのまま持ち込むことができない。そのため、テキスト情報連携方式によって異なる行政機関のシステムを跨ってデータを交換する際には、当該データに含まれる外字データについて考慮する必要がある。外字の扱いについての詳細な議論は、「4.4.1(5) 外字の取り扱い」に示す。

4.4.4 連携システムに関する課題

(1) 名寄せ品質を保持するためのルール

名寄せ・紐付けにおける品質保持のためにはどのようなルールが必要か机上検討を行った。

ア 名寄せ・紐付けにおける課題

名寄せ・紐付け作業についてはシステムの利用を基本とするが、技術検証の結果からもすべての名寄せ・紐付けを自動的に行うことは難しいと考える。自動紐付けできない原因として以下のものが想定される。

- ・ 表記ゆれ
- ・ 外字
- ・ 誤入力
- ・ 住所の意味の違い（本店住所と本社住所が登録されている場合）
- ・ 登録時期の違い（移転前の住所が登録されている場合）

このような原因は名寄せ・紐付けに使用するデータソースの特性に大きく依存すると考える。例えば本ユースケースにおける調達総合情報システムにおいては、登記事項証明書を使用し入力される商号、住所の確認を行う運用をしているため、表記ゆれや誤入力、住所の意味の違い等はほとんどないと考えられる。

イ 名寄せ・紐付けの品質向上について

前述の自動紐付けが困難な原因については、その依存するところであるデータソースの特性を考慮した名寄せルールを構築することによって解消できる範囲も大きいと考え、これらのルールを構築することで、名寄せ・紐付けの品質向上を図ることが期待できると考える。また、名寄せ・紐付けにおいて必要となるルールを、データソースの作成に対してフィードバックすることで、データソースの品質向上に貢献することが可能であると考え。

本システム・アーキテクチャにおいては、紐付け表は各連携システム担当者が作成する。各連携システムの担当者は、名寄せに使用する自省庁のデータソースについて、作成時の運用ルールやその特性についての情報を得やすいと考えるため、名寄せ・紐付けの品質の向上が期待できると考える。

また、各省庁で行われる名寄せ作業において得られるノウハウについて、省庁間で共有・蓄積する仕組みを構築することで、各省庁における名寄せ・紐付け作業の品質向上が見込まれる。

(2) オプトイン方式を採用した場合の名寄せ・紐付け結果の確認方法

ア 名寄せ・紐付け結果の確認方法の検討における前提

オプトイン方式、オプトアウト方式における相違点は、申請者への確認によって紐付け結果の確定を行うか、機械処理による紐付け確定または行政機関内部における確認による紐付け結果の確定を行うかの違いとなる。この名寄せ・紐付け結果確認以外の他業務の流れは基本的に同様になると考える。

また、「分散型」においてオプトイン方式を採用する場合、企業担当者が入札参加資格審査の申請を行う窓口となる省庁において、連携先の他省庁が所管する名寄せ結果の確認および承諾を取得することは、業務責任が省庁間にまたがることから好ましくないと考える。そのため、各省庁が個別に企業に対して名寄せ結果の確認を行い、承諾を得る必要がある。

イ 名寄せ・紐付け結果の確認タイミングと確認方法

総務省（調達総合情報システム）の業者コードと共通企業コードの名寄せ・紐付け、および他連携省庁の会社識別番号と共通企業コードの名寄せ・紐付けの作業においては、各省庁システムが連携に参加する初期時のような既に各省庁にコードが存在している状態から名寄せを開始する場合と、通常運用時に各省庁でコードの新規発番と共通企業コードとの紐付けを同時に行う場合の2つのケースがある。

この2つのケースにおいて、名寄せ・紐付け結果の確認を行うタイミングとその確認方法について以下のとおり検討を行った。

(ア) 各省庁システムの連携参加初期時

連携参加初期時においては、既存コードを対象として一斉に名寄せ・紐付けを行い、その作業が完了後に各種の連携フローを開始することを想定する。

この時点における各省庁のコードと共通企業コードの名寄せ・紐付け結果の確認タイミングについては、以下の2つのタイミングが想定される。

- 一斉確認：
図 4-38 に示すとおり、名寄せ・紐付けを行った時点で、企業に対して一斉に確認を行う。
- 順次確認：
図 4-39～図 4-41 に示すとおり、名寄せ・紐付けを行った時点では確認を行わず、企業から入札参加資格の更新申請または変更申請が行われる時点において確認を行う。

なお、本検討においては、他連携省庁の会社識別番号に関して、以下のとおり仮定する。

- オプトイン方式を採用するため、会社識別番号は利用者に対して公開運用されているものとする。
- 会社識別番号の発番タイミングと業者コードの発番タイミングは異なることから、会社識別番号と共通企業コードとの名寄せ・紐付け結果の確認については、業者コードの発番前に完了しているものとする。
- 会社識別番号と共通企業コードとの名寄せ・紐付け結果の確認については、他連携省庁で想定する主な業務への利用形態を踏まえた上で、そのタイミングについて検討する必要があることから、本検討においては一斉確認を行うものと仮定する。

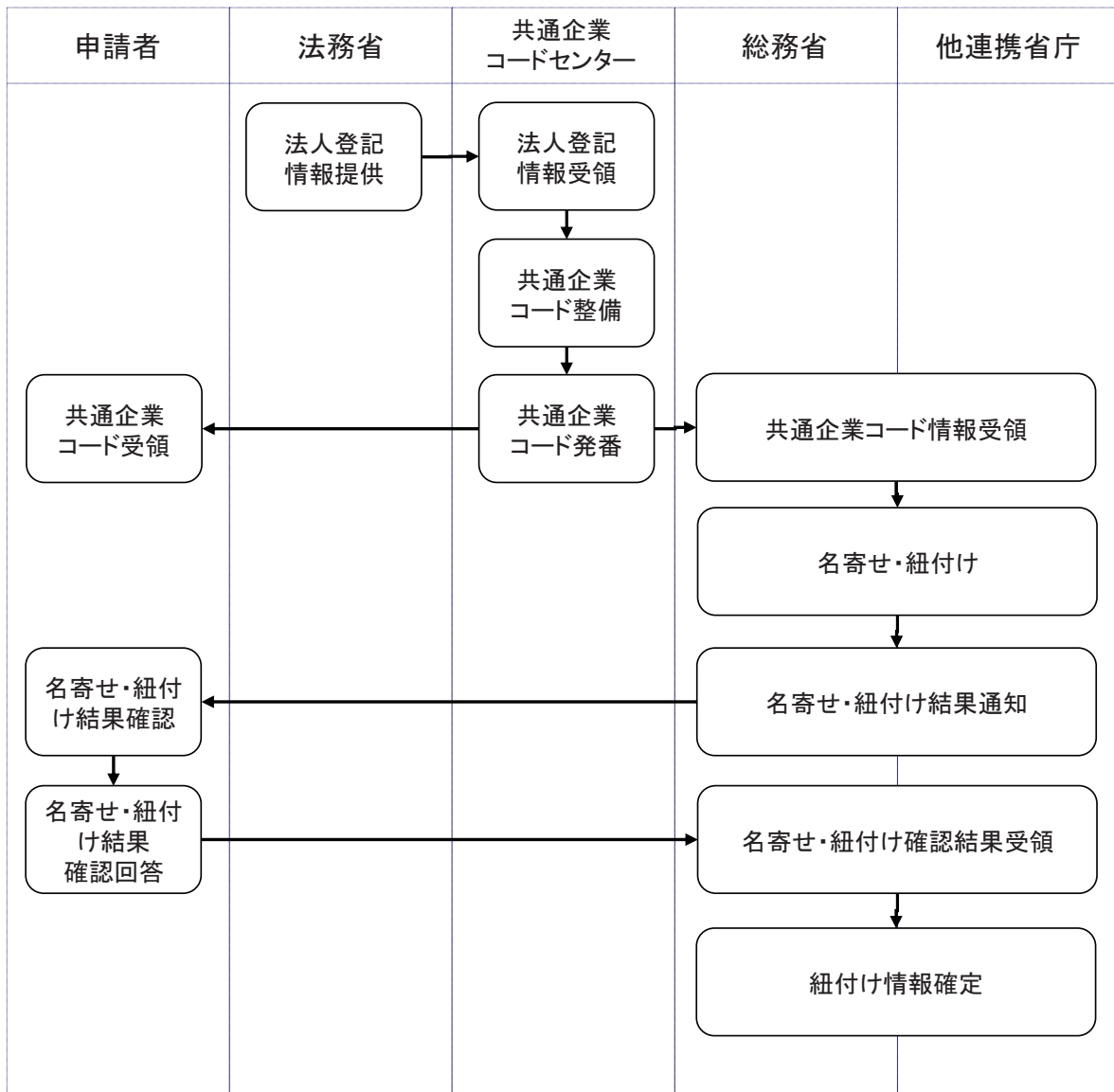


図 4-38 名寄せ・紐付け結果の一斉確認の業務フローイメージ

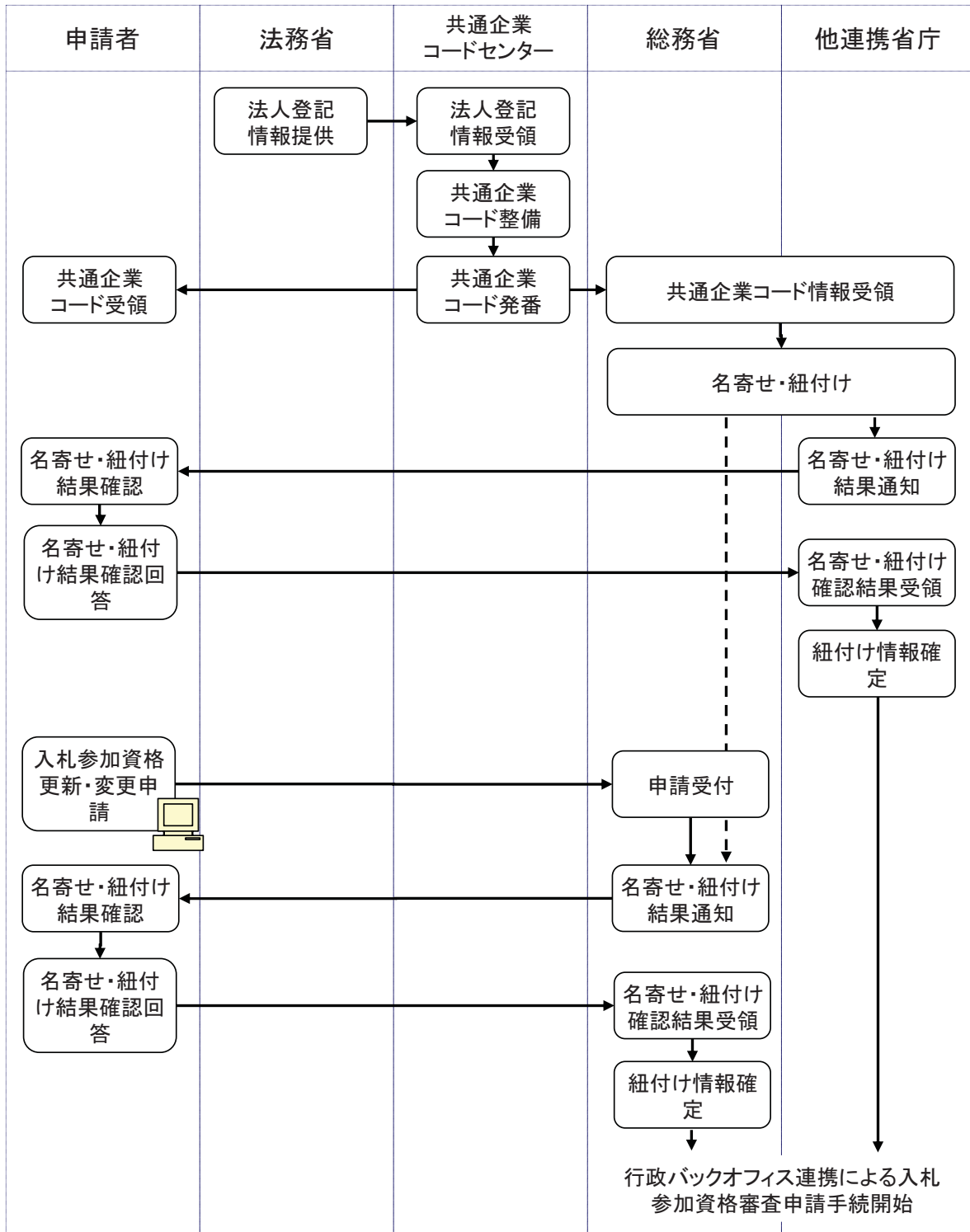


図 4-39 名寄せ・紐付け結果の順次確認の業務フローイメージ（インターネット申請）

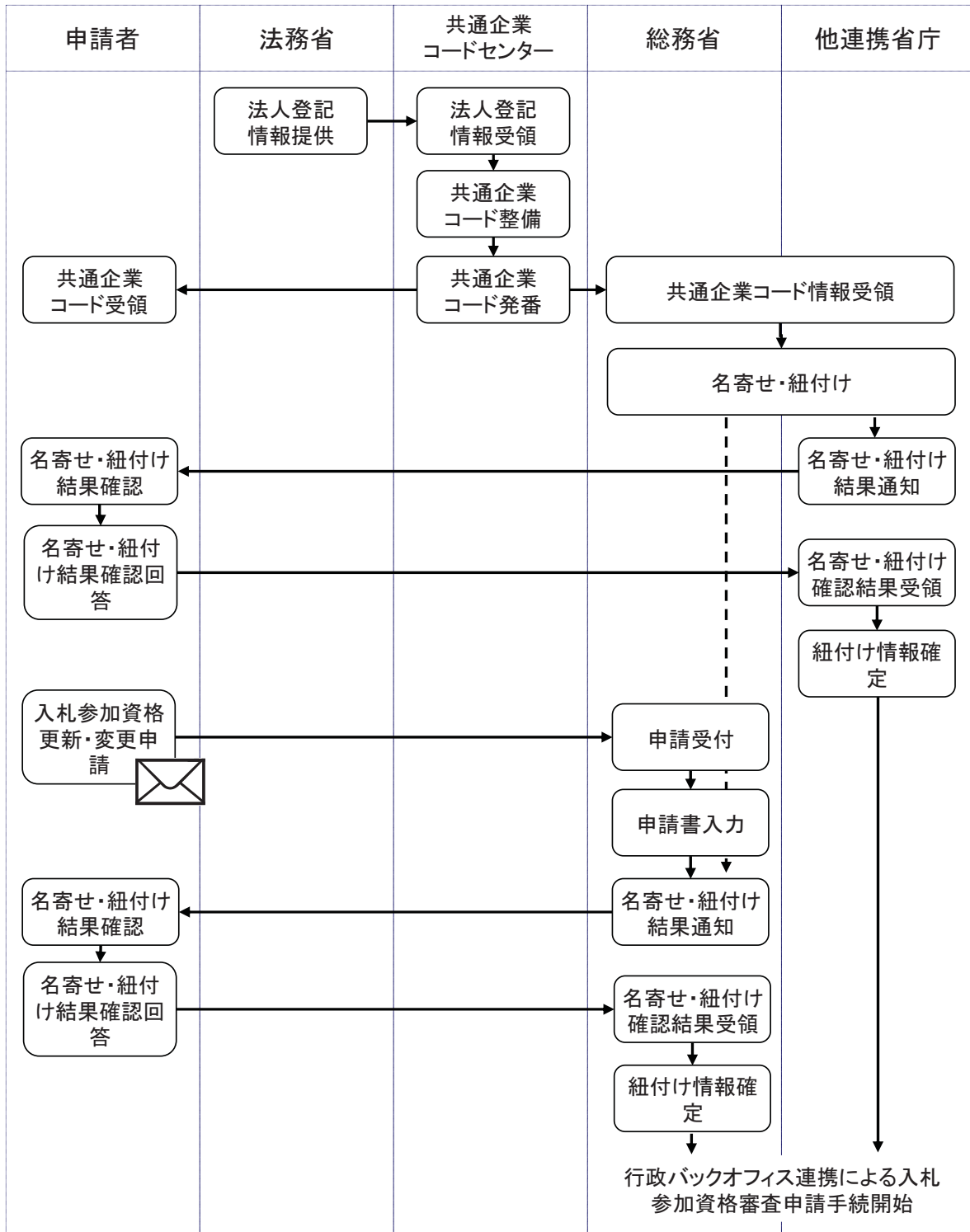


図 4-40 名寄せ・紐付け結果の順次確認の業務フローイメージ（郵送申請）

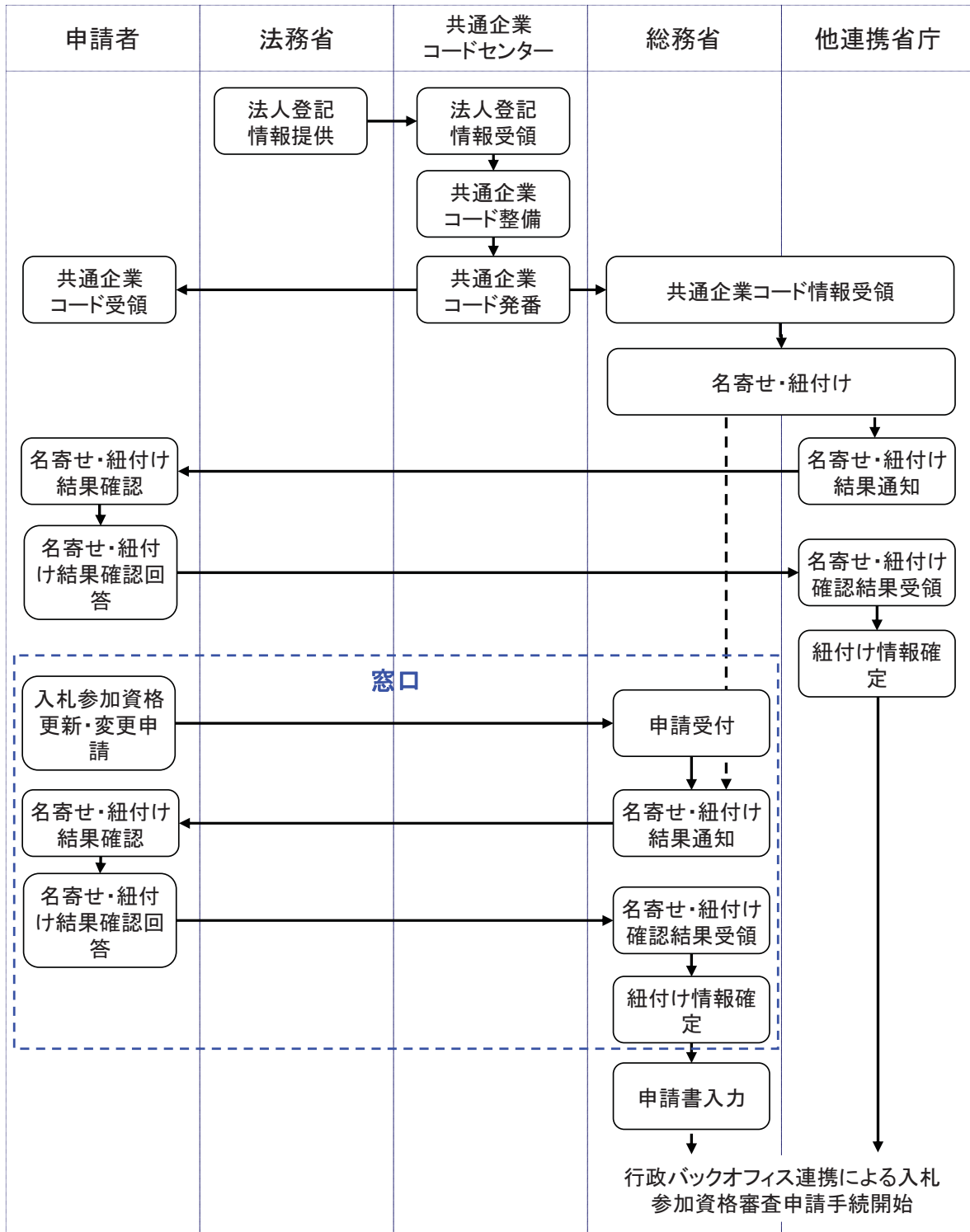


図 4-41 名寄せ・紐付け結果の順次確認の業務フローイメージ（窓口申請）

これらの業務フローを前提として、一斉確認と順次確認のそれぞれケースにおいて想定される確認方法について、表 4-28 に示すとおり検討を行った。

まず、総務省から「一斉確認」を行う場合、企業に対して名寄せ・紐付け結果の確認を依頼し、企業からは確認結果について郵送またはオンライン（調達総合情報システム）のいずれかの方法で回答する手順となる。

この場合、企業が入札参加資格の更新または変更を行うタイミングではなく、行政側の任意の時点での回答を依頼することから、企業にとっては行政バックオフィス連携を利用する必要性に迫られておらず、総務省に対する回答が遅延するまたは未回答のまま放置される可能性が想定される。

次に、総務省から「順次確認」を行う場合、企業から入札参加資格の更新または変更申請が行われる時点において名寄せ・紐付け結果を提示し、企業側からの確認を得る手順となる。

この場合、企業側にとっては入札参加資格審査申請の手続きにおいて行政バックオフィス連携を利用する必要性が高まることから、確実に確認が行える可能性が高くなると考えられる。

これらを踏まえ、連携参加の初期時において既存コードの一斉名寄せ・紐付けを行った場合においても、企業への名寄せ・紐付け結果の「一斉確認」は行わず、企業から入札参加資格審査申請が行われる時点において「順次確認」を行うことが好ましいと考える。

ただし、入札参加資格審査申請において行政バックオフィス連携を利用するためには、利用者からの申請の時点で他連携省庁における紐付けが完了していることが前提となる。そのため、企業に対して他連携省庁における会社識別番号と共通企業コードの紐付けが完了している旨を確認することが好ましいと考える。当該確認を行わない場合は、行政バックオフィス連携による情報取得依頼の開始後に紐付け未了によるエラーが検知され、その対応を行わねばならない可能性がある。

なお、郵送での入札参加資格の申請が行われた場合には、当該申請を受領した総務省から申請企業に対して電話・郵便・メール等によって名寄せ・紐付け結果を伝えて確認をとらねばならないことから総務省側の負担が大きくなることと、確認完了までのリードタイムが長くなることが懸念事項として挙げられる。

表 4-28 名寄せ・紐付け結果の確認タイミングと確認方法（連携参加初期時）

	確認依頼方法	確認結果受領方法	評価
一斉確認	郵送	郵送／電話／電子メール／オンライン	<p>行政側からの任意のタイミングで確認を行うため、確認依頼方法は、郵送が最も効率的と考える。</p> <p>確認結果を受領する方法については、郵送、電話、電子メール、オンラインなど複数の方法を指定することが可能だが、それぞれの方法を導入・運用するためのコストを踏まえた上で検討する必要がある。</p> <p>なお、一斉確認を行う場合は、企業が入札参加資格審査の申請を行うタイミングでない場合には、企業にとっては回答をする必要性が感じられず、回答が遅延する、または未回答のまま放置される可能性がある。</p>

		確認依頼方法	確認結果受領方法	評価
順次確認	郵送での入札参加資格審査申請	電話／郵送／電子メール	電話／郵送／電子メール／オンライン	<p>企業から入札参加資格審査の申請を受け付けた後に確認を行うため、確認依頼方法は電話、郵送、電子メール等の利用が考えられる。</p> <p>確認結果を受領する方法については、郵送、電話、電子メール、オンラインなど複数の方法を指定することが可能だが、それぞれの方法を導入・運用するためのコストを踏まえた上で検討する必要がある。</p> <p>企業が入札参加資格審査において行政バックオフィス連携を利用する必要性が高まることから、回答を確実に得られる可能性が高まる。</p> <p>なお、窓口やオンラインでの入札参加資格審査申請と比較した場合、名寄せ・紐付け結果の確認完了までのリードタイムが長期化する可能性が高いと考えられる。</p>
	窓口での入札参加資格審査申請	窓口	窓口	<p>企業が入札参加資格審査の申請書類を窓口を持参した際に、その場で名寄せ・紐付け結果を提示し確認を行うことが可能であり、回答を確実に得られ、確認完了までのリードタイムが短期間で済むものと考えられる。</p>
	オンラインでの入札参加資格審査申請	オンライン	オンライン	<p>企業が入札参加資格審査の申請をオンライン入力する際に、名寄せ・紐付け結果を表示し確認を行うことが可能であり、回答を確実に得られ、確認完了までのリードタイムが短期間で済むものと考えられる。</p> <p>また、確認にかかる業務負担が軽くなる。</p>

(イ) 通常運用時（業者コードの新規発番時）

通常運用時において入札参加資格の新規申請を行う場合、業者コードの新規発番を行うことから、総務省（調達総合情報システム）の業者コードと共通企業コードの名寄せ・紐付け結果の確認タイミングについては、申請が行われるタイミングで名寄せ・紐付け結果の確認を行う「順次確認」が前提となる。

まず、インターネットによる入札参加資格審査の申請が行われた場合は、図 4-42 に示すとおり、前述のシナリオ 1-3 とほぼ同等の業務フローとなるが、共通企業コードの検索を行った結果を企業に対して通知し、申請者本人の共通企業コードであることの確認を行う部分が、シナリオ 1-3 と異なる。

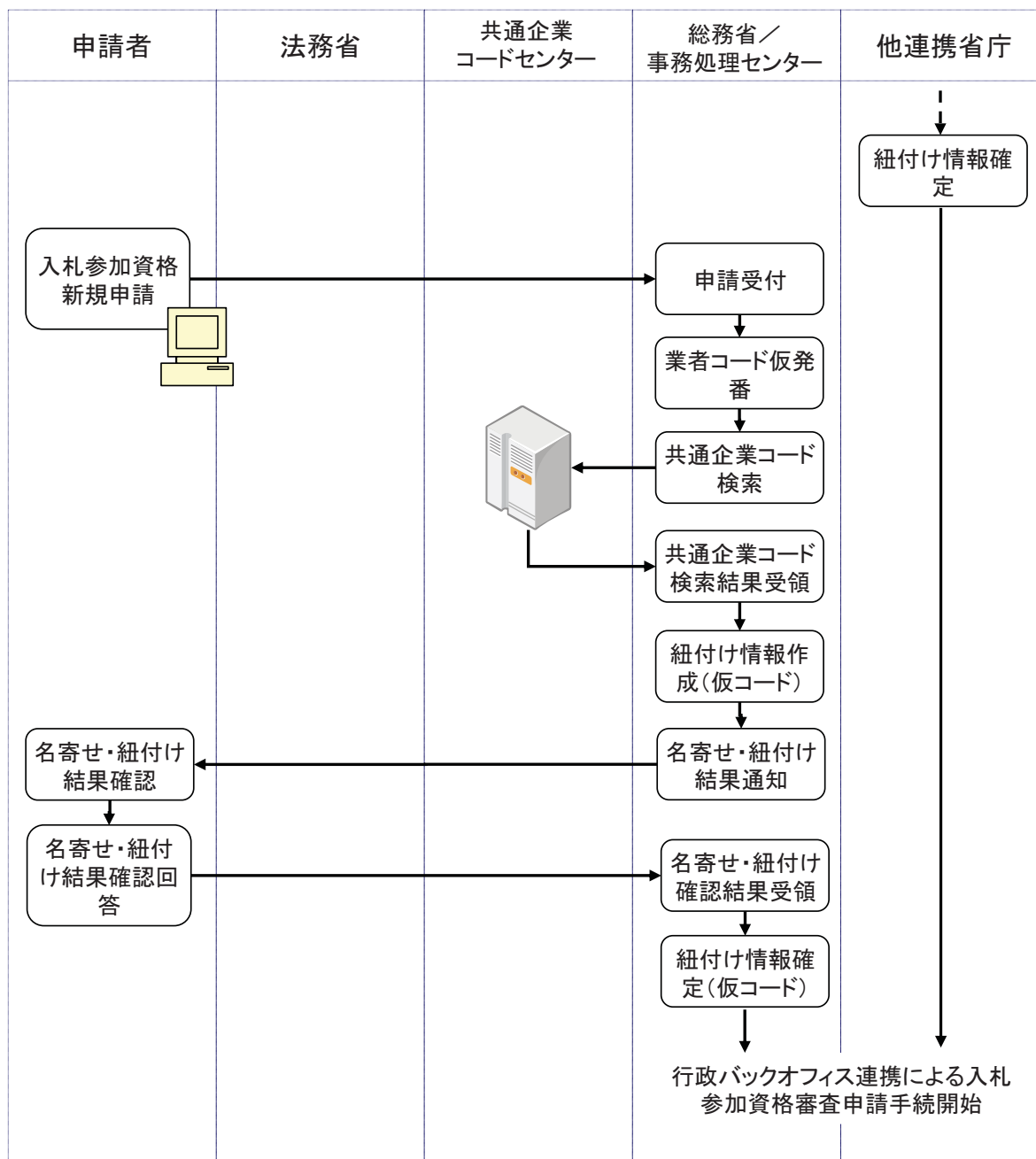


図 4-22 新規資格申請時における名寄せ・紐付け結果確認の業務フローイメージ（インターネット申請）

郵送で入札参加資格審査の申請が行われるケースにおいては、図 4-43 に示すとおり、調達総合情報システムへの申請書の入力完了後に、インターネット申請と同様の業務フローとなる。

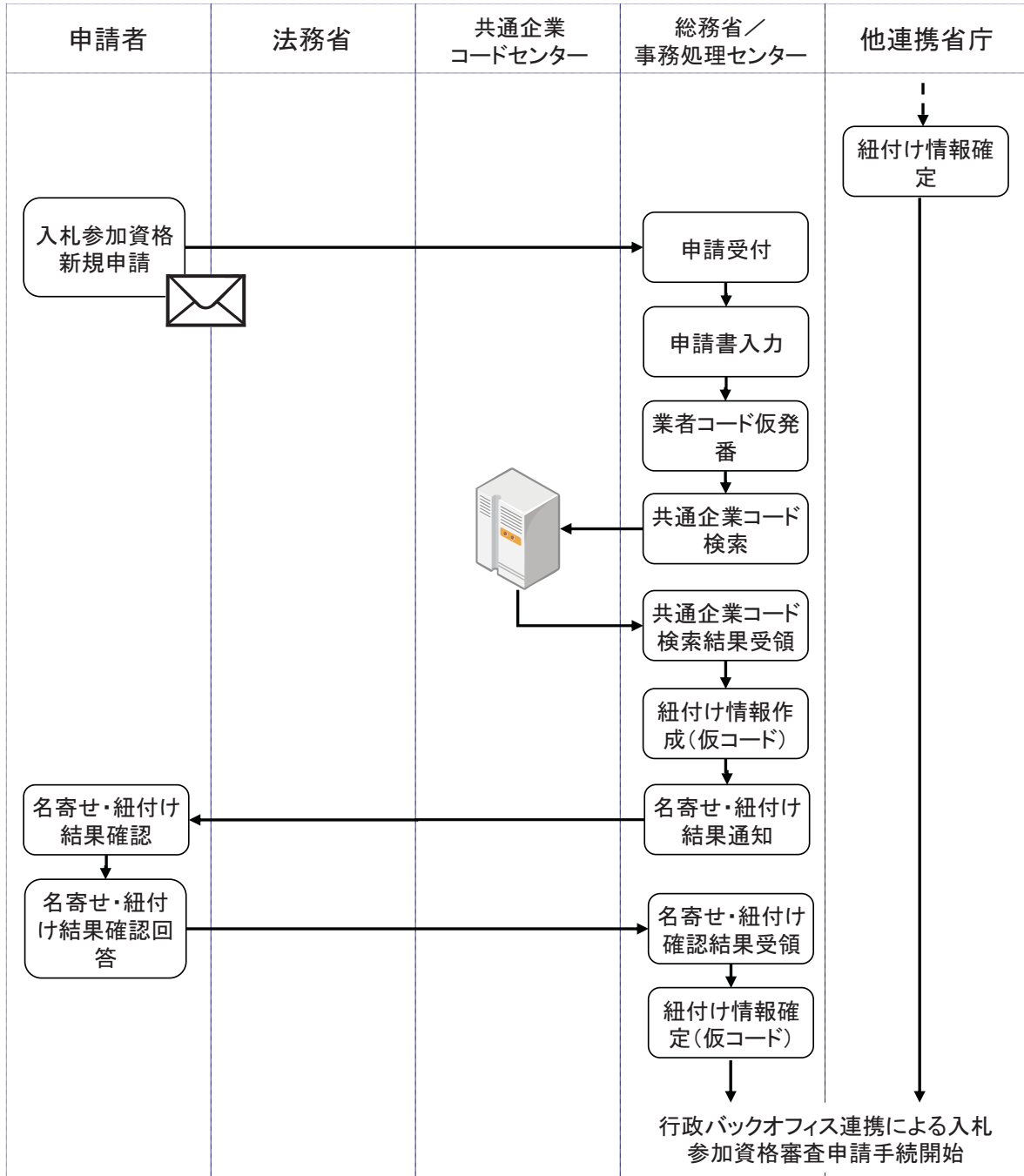


図 4-43 新規資格申請時における名寄せ・紐付け結果確認の業務フローイメージ（郵送申請）

窓口で入札参加資格審査の申請が行われるケースにおいては、図 4-44 に示すとおり、窓口において申請者本人の共通企業コードを確認し、調達総合情報システムへの申請書の入力と共通企業コードの登録を行った後に、インターネット申請と同様の業務フローとなる。

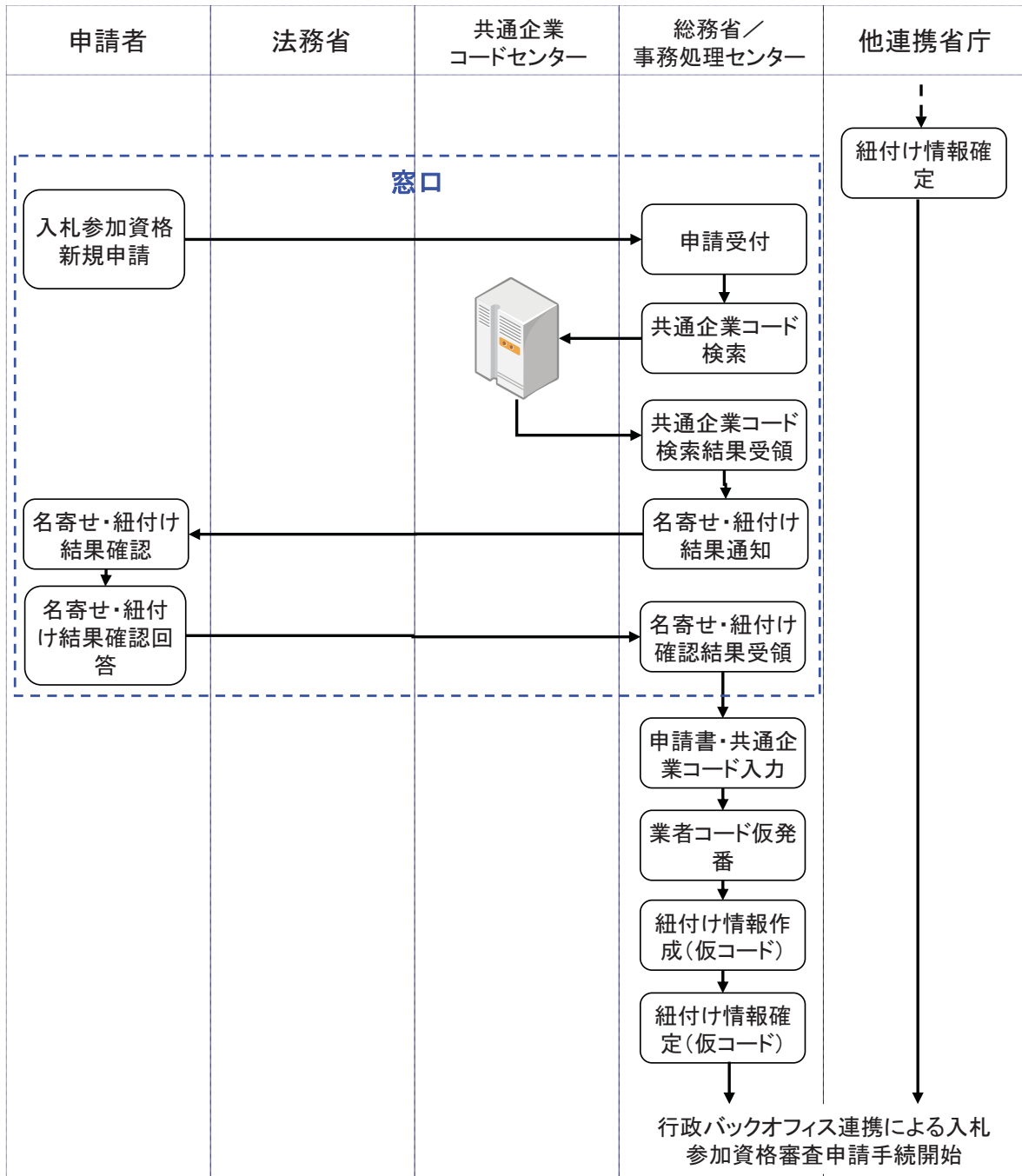


図 4-44 新規資格申請時における名寄せ・紐付け結果確認の業務フローイメージ（窓口申請）

これらの業務フローを前提とした場合の確認タイミングと確認方法は、表 4-29 に示すとおりとなる。

表 4-29 名寄せ・紐付け結果の確認タイミングと確認方法（通常運用時）

		確認依頼方法	確認結果受領方法	評価
順次確認	郵送での入札参加資格審査申請	電話／郵送／電子メール	電話／郵送／電子メール／オンライン	<p>企業から入札参加資格審査の申請を受け付け、調達総合情報システムへの入力完了後に共通企業コードの確認を行うため、確認依頼方法は電話、郵送、電子メール等の利用が考えられる。</p> <p>確認結果を受領する方法については、郵送、電話、電子メール、オンラインなど複数の方法を指定することが可能だが、それぞれの方法を導入・運用するためのコストを踏まえた上で検討する必要がある。</p> <p>企業が入札参加資格審査において行政バックオフィス連携を利用する必要性が高まることから、回答を確実に得られる可能性が高まる。</p> <p>なお、窓口やオンラインでの入札参加資格審査申請と比較した場合、名寄せ・紐付け結果の確認完了までのリードタイムが長期化する可能性が高いと考えられる。</p>
	窓口での入札参加資格審査申請	窓口	窓口	<p>企業が入札参加資格審査の申請書類を窓口を持参した際に、その場で共通企業コードの検索を行い、確認を行うことが可能であり、回答を確実に得られ、確認完了までのリードタイムが短期間で済むものと考えられる。</p>
	オンラインでの入札参加資格審査申請	オンライン	オンライン	<p>企業が入札参加資格審査の申請をオンライン入力する際に、同時に候補となる共通企業コードを表示し確認を行うことが可能であり、回答を確実に得られ、確認完了までのリードタイムが短期間で済むものと考えられる。</p> <p>また、確認にかかる業務負担が軽くなる。</p>

(ウ) 企業による紐付けを行うケース

名寄せ・紐付け作業については、企業が自社の業者コードと共通企業コードの紐付けを行った結果を各省庁に申請（新規の資格取得時には、共通企業コードを申請）する方法も想定される。

この方法を採用する場合、誤記や悪意あるなりすまし等の可能性も想定されることから、各省庁において紐付けの正確性の確認（新規の資格取得時には、共通企業コードが申請企業のものであることの本人確認）が必須となる。

このため、各省庁における紐付け表作成に係る業務負担は必ずしも軽減されることはないと考ええる。

これらの業務負担を軽減するためには、企業が入札参加資格審査の申請において、自社の共通企業コード以外を使用できないような方策を検討し、誤記やなりすましの発生を防止する必要がある。

5 評価

5.1 評価の概要

本実証実験においては、共通企業コード及びバックオフィス連携機能の一部を実装したシステムを利用しての技術検証、及び課題検討を通じて、実現容易性・運用容易性等について評価を行った。

評価実施に際しては、表 2-5 に示したとおり 28 の評価項目を設定しており、検証結果に基づいた定性的な評価を実施している。

5.2 評価の基準

評価基準の各項目の評価にあたり、影響度の判定は表 5-1 に示す判定方法に基づき評価を実施している。影響度以外の指標を用いた評価判定の基準・理由等については、「5.3 評価の結果」において評価結果とともに示す。

表 5-1 影響度に関する評価基準

基準	判定の方法等	備考
影響：大	<ul style="list-style-type: none"> 大規模システムの構築 他の機関との調整が多数発生 等 	目安として 100 人月以上と想定
影響：中	<ul style="list-style-type: none"> 中規模システムの構築、改修 他の機関との調整が発生 等 	目安として 20～100 人月程度と想定
影響：小	<ul style="list-style-type: none"> 小規模な改修、設定変更 他の機関との調整は極めて軽微 等 	目安として 20 人月以下と想定

なお、上記の工数はあくまでも規模感をつかむための現時点での想定値であり、実現方式や業務要件、法制度面の制約事項等により大幅に変更される可能性がある。

また、運用上の影響度を測るために、それぞれのケースで発生する作業についてとりまとめたものであり、システム構築に係る費用についてまとめたものではない。

5.3 評価の結果

各評価項目に対する評価の結果を、表 5-2 に示す。

表 5-2 評価結果一覧

No	大分類	中分類	詳細	評価結果
1	運用観点	業務運用	新規設立に伴う運用評価	<p>A) 共通企業コード整備に関する運用負荷 特に無し。</p> <p>B) 連携機能整備に関する運用負荷【影響：中】 連携シナリオの業務要件定義、共通企業コードセンターと接続するための連携インターフェースの整備、及び連携インターフェース接続のための既存システムの改修が必要となる。</p> <p>C) 紐付け表整備に関する運用負荷【影響：小～中】 連携インターフェース上で、紐付け表の作成作業が必要である。この際、必要に応じて、名寄せ結果確認を企業に対して依頼する。</p> <p>D) その他業務運用負荷【影響：中】 共通企業コードを介した連携を実現する上での法・制度面（業務要領等含む）の整備対応が必要となる。</p>
2			共通企業コードセンター側に課せられる運用上の影響度評価	<p>A) 共通企業コード整備に関する運用負荷【影響：中～大】 情報源からのデータ収集を行い、コード表（共通企業コード及び属性情報）を整備する必要がある。</p> <p>B) 連携機能整備に関する運用負荷【影響：大】 連携機能の構築、連携シナリオの設計・実装が必要となる。</p> <p>C) 紐付け表整備に関する運用負荷 特に無し。</p> <p>D) その他業務運用負荷【影響：中～大】 共通企業コードを介した連携を実現する上での法・制度面（業務要領等含む）の整備対応が必要となる。</p>
3		通常運用時における運用評価	連携先システム側に課せられる運用上の影響度評価	<p>A) 共通企業コード整備に関する運用負荷 特に無し。</p> <p>B) 連携機能整備に関する運用負荷 特に無し。</p> <p>C) 紐付け表整備に関する運用負荷【影響：小】 各省庁の企業コードに変更があった場合、共通企業コードとの紐付けの変更管理を行う必要がある。</p> <p>D) その他業務運用負荷 特に無し。</p>
4			共通企業コードセンター側に課せられる運用上の影響度評価	<p>A) 共通企業コード整備に関する運用負荷【影響：中】 発番機関からの発番指示をもって各情報源からデータ収集を行い、コード表を整備する必要がある。また、データ収集元の登録情報に変更があった場合に、変分データを取り込み反映する必要がある。</p> <p>B) 連携機能整備に関する運用負荷 特に無し。</p> <p>C) 紐付け表整備に関する運用負荷 特に無し。</p> <p>D) その他業務運用負荷【影響：中】 共通企業コードセンター全体の運用管理作業が発生。</p>

No	大分類	中分類	詳細	評価結果
5		連携先システム追加(増加)に伴う運用評価	連携先システム側に課せられる運用上の影響度評価	<p>A) 企業コード整備に関する運用負荷 特に無し。</p> <p>B) 連携機能整備に関する運用負荷【影響：中】 共通企業コードセンターと接続するための連携インタフェースの整備、及び既存システムと連携インタフェースを接続するための既存システムの改修が必要となる。</p> <p>C) 紐付け表整備に関する運用負荷【影響：中】 連携インタフェース上で、紐付け表の作成作業が必要である。この際、必要に応じて、名寄せ結果確認を企業に対して依頼する。</p> <p>D) その他業務運用負荷【影響：中】 共通企業コードを介した連携を実現する上での法・制度面(業務要領等含む)の整備対応が必要となる。</p>
6			共通企業コードセンター側に課せられる運用上の影響度評価	<p>A) 共通企業コード整備に関する運用負荷 特に無し。</p> <p>B) 連携機能整備に関する運用負荷【影響：小～中】 追加となる連携先システムのユースケースに応じた連携シナリオ、サービスの整備作業が必要。連携シナリオの数や複雑性により作業負荷は変動。</p> <p>C) 紐付け表整備に関する運用負荷 特に無し。</p> <p>D) その他業務運用負荷 特に無し。</p>
7		制度及び業務内容の変更に伴う運用評価	連携先システム側に課せられる運用上の影響度評価	<p>A) 共通企業コード整備に関する運用負荷 特に無し。</p> <p>B) 連携機能整備に関する運用負荷【影響：小】 共通企業コードセンター側でシナリオ変更を行うための業務要件(変更内容)の情報提供が必要。</p> <p>C) 紐付け表整備に関する運用負荷 特に無し。</p> <p>D) その他業務運用負荷 特に無し。</p>
8			共通企業コードセンター側に課せられる運用上の影響度評価	<p>A) 共通企業コード整備に関する運用負荷 特に無し。</p> <p>B) 連携機能整備に関する運用負荷【影響：小～中】 制度・業務の変更内容に応じた連携シナリオ、サービスの整備作業が必要。連携シナリオの数や複雑性により作業負荷は変動。</p> <p>C) 紐付け表整備に関する運用負荷 特に無し。</p> <p>D) その他業務運用負荷 特に無し。</p>
9		異常発生時における運用評価	共通企業コードセンター側及び連携先システム側におけるインシデント発生事実の把握能力の評価 ※早期に検知できる能力	<p>A) インシデント発生事実の把握能力【評価：良】 非同期処理におけるトランザクション処理の責任範囲及びインシデント発生時の運営(責任)主体を明確に定義し、また一定の閾値を越える場合に、要求元に対して通知を行う等の仕組みを整備することにより、一定の検知能力は担保可能と想定される。 一般的なインシデント管理と同等であり、要件に合わせて対応することが可能なため評価：良とする。</p>

No	大分類	中分類	詳細	評価結果
10			共通企業コードセンター側及び連携先システム側で発生したインシデントの原因特定容易性評価 ※早期に原因を特定できる能力	A) インシデント原因特定能力【評価：良】 非同期処理におけるトランザクション処理の責任範囲及びインシデント発生時の運営（責任）主体を明確に定義することで、一定の原因特定能力は担保可能と想定される。 一般的なインシデント管理と同等であり、要件に合わせて対応することが可能なため評価：良とする。
11			共通企業コードセンター側及び連携先システム側で発生したインシデントの復旧容易性評価 ※早期に正常業務に復旧できる能力	A) インシデント復旧容易性【評価：良】 非同期処理におけるトランザクション処理の責任範囲及びインシデント発生時の運営（責任）主体を明確に定義することで、一定の復旧容易性は担保可能と想定される。 一般的なインシデント管理と同等であり、要件に合わせて対応することが可能なため評価：良とする。
12		データ・ガバナンス（データ品質に係るルール・管理等）効果の評価	共通企業コードセンター側及び連携先システム側でコードマッチング（名寄せ）等のデータ品質に係るデータ・ガバナンスの統制容易性評価	A) データ品質の統制容易性【評価：良】 連携先システムが自ら名寄せを行う為、データ作成時のルールや特性、担当者からの情報等を得やすく、名寄せ・紐付けにおける品質担保が行いやすいことから、評価：良とする。 名寄せにおけるルール策定等は各省庁で策定することから、共通企業コードセンターにおいては省庁をまたがるノウハウ共有・蓄積を行うよう考慮する必要がある。
13	システム運用	システムの保守運用評価	共通企業コードセンター側または連携先システム側でシステム（データを含む）バックアップに係る実行容易性の評価	A) バックアップ容易性【容易性：高】 業務運用の責任範囲及び業務要領を明確に定義することで、一定の実行容易性は担保可能と想定される。 一般的な運用管理と同等であり、要件に合わせて対応することが可能なため容易性：高とする。
14			共通企業コードセンター側でシステム監視の容易性（対象オブジェクトの量、監視内容、方法等）の評価	A) システム監視の容易性【容易性：高】 連携インタフェース及びコード紐付け表については連携する省庁側の責任により運用・監視が実施されるものと想定している。業務運用の責任範囲を明確に定義することで、一定の監視容易性は担保可能と想定される。 一般的な運用管理と同等であり、要件に合わせて対応することが可能なため容易性：高とする。
15			共通企業コードセンター側または連携先システム側の異常発生時における影響範囲の規模、影響度の評価	A) 異常発生時の影響範囲【影響範囲：中】 連携インタフェース及びコード紐付け表を各省庁で分散管理することにより、一定程度異常発生時の影響範囲を分散させることが可能。 他方、連携機能は共通企業コードセンターで保有するため、共通企業コードセンター機能の異常発生時には全ての連携する省庁に影響が及ぶ可能性がある。 上記を総合して、影響範囲：中とする。

No	大分類	中分類	詳細	評価結果
16	性能観点	連携先システム追加(増加)に伴う性能評価	共通企業コードセンター側のワークフローの増加に伴うトランザクション性能を維持する方式評価	<p>A) 採用アーキテクチャにおける処理性能実績【評価対象外】 ベルギーの CBSB における本アーキテクチャの導入・稼働実績に鑑みて、性能上の懸念は少ないものと想定される。 今後のユースケースの拡張及びサービスレベル要件によるため、評価は差し控える。</p> <p>B) 共通企業コードセンター機能の拡張性【評価：良】 スケーラブルな拡張が可能であることから一定の拡張性は担保可能と判断し、評価：良とする。</p> <p>C) 連携インタフェースの拡張性【評価：良】 スケーラブルな拡張が可能であることから一定の拡張性は担保可能と判断し、評価：良とする。</p>
17			共通企業コードセンター側または連携先システム側で実施されるコードマッチング(名寄せ)の処理性能の評価	<p>A) 名寄せ処理性能実績【評価対象外】 大量データに対する名寄せ処理は連携先追加時、又は新規設立時にしか発生しない。また、紐付け表及び名寄せ機能は連携先システム側の連携インタフェース上に配置するため、共通企業コードセンター側には負荷は発生しない。 実データを用いた検証を実施できていないことから、処理性能実績については評価を差し控える。</p> <p>B) 連携インタフェースの拡張性【評価：良】 スケーラブルな拡張が可能であることから一定の拡張性は担保可能と判断し、評価：良とする。</p>
18	機能性	標準適合性の評価	共通企業コードセンター側と民間実績、APPLIC 等の標準仕様との親和性、適合性等の評価	<p>A) アーキテクチャとしての標準適合性【対応】 今回実証に用いた STTAR のアーキテクチャは APPLIC に対応している。</p> <p>B) インタフェースとしての標準適合性【対応】 共通企業コードセンターと連携インタフェース間のインタフェースは標準且つオープンな SOAP/HTTP を採用している。</p> <p>C) その他採用技術の標準適合性【対応】 連携シナリオ実装に用いたビジネスプロセスモデリング言語は標準且つオープンである。</p>
19		連携先システム追加(増加)に伴う機能評価	連携フローの新規追加の柔軟性の評価	<p>A) 連携フローの新規追加の柔軟性【柔軟性：高】 共通企業コードセンター機能として、サービスレジストリ、ディレクトリ管理機能、連携シナリオ管理機能等を有することにより、連携フローの新規追加に対して柔軟性を確保することが可能であるため、柔軟性：高とする。</p>
20		既存業務の変更に伴う機能評価	連携フローの修正の容易性の評価	<p>A) 連携フローの修正の容易性【容易性：高】 共通企業コードセンター機能として、サービスレジストリ、ディレクトリ管理機能、連携シナリオ管理機能等を有することにより、連携フローの修正に対して容易性を確保することが可能であるため、容易性：高とする。</p>

No	大分類	中分類	詳細	評価結果
21	セキュリティ	情報セキュリティの評価	共通企業コードセンター側または連携先システム側におけるトランザクションデータの重要性評価とセキュリティ妥当性の評価	<p>A) データ重要性【評価対象外】 トランザクションデータの重要性は、申請の内容により左右されるため、評価不可能。 連携シナリオに付与されるキー情報は共通企業コード（公開データ）でありデータの機密性は低いと想定される。</p> <p>B) セキュリティ妥当性【評価対象外】 霞が関WANのセキュリティレベル及びデータの重要性に依存することから、評価は差し控える。 ユースケースと流通するデータの重要度に応じて対応方法を考慮することが望ましい。</p>
22			共通企業コードセンター側または連携先システム側におけるマスターデータ（コードマッチング情報）の重要性評価とセキュリティ妥当性の評価	<p>A) データ重要性【重要性：低】 共通企業コードセンターにおいては、あくまで連携に必要なキー情報（商号、本店住所）のみを保有することを想定しており、これらは公開データであり重要性は低いものと想定。 連携インタフェースにおいては、従来から保有する情報以外には、共通企業コードとの紐付け情報のみを追加管理することから、これらのデータは公開性が高く機密性は低いと想定されることから、重要性：低と判断した。</p> <p>B) セキュリティ妥当性【妥当性：高～評価対象外】 上述のデータに対する共通企業コードセンターとしてのセキュリティ機能は充足可能であるとの判断から、妥当性：高とする。 連携インタフェースのセキュリティ妥当性については、連携する各省庁システムのセキュリティレベルに依存することから評価を差し控える。</p>
23	法制度	適法性の評価	連携先システムと共通企業コードセンター間で流通する企業コードに係る法制度への抵触度の評価 ※会社法人等番号を共通企業コードとしてシステム間を流通させるとした場合の現行法制度への抵触有無等	<p>A) 現行法制度への抵触有無 バックオフィス連携を行うことにより、電子的手段によりデータ交換（他省庁との送受信）を行うため、関連する複数の法令等の改訂要否を精査する必要がある。 （検討すべき論点等については、「7.2.6 関連する法令等の整備」に記載する）</p>
24		コードマッチング（名寄せ）の品質に係る責任主体の評価	コードマッチング（名寄せ）処理結果の品質に係るアクター毎の責任分担の違い（範囲、内容等）を比較評価	<p>A) 共通企業コードセンターの責任範囲 特に無し。 （連携先システムでの名寄せ処理実施時に、共通企業コードをデータ提供するのみ）</p> <p>B) 連携先システムの責任範囲 紐付け表を各省庁が管理することから、名寄せ処理結果の品質についても各省庁が負うこととなる。 また、オプトアウト方式で名寄せ・紐付けを実施する場合には、紐付け表を管理する連携先システムが、名寄せ結果についての責任主体となる。</p> <p>C) 利用者（企業）の責任範囲 特に無し。</p>

No	大分類	中分類	詳細	評価結果
25	コスト (経済性・効率化)	連携先システム追加(増加)に伴う初期コストの評価	共通企業コードセンターにおける初期・追加に係るコストの評価	A) 共通企業コードセンターにおける初期コスト 共通企業コードセンター設立に伴う、機関の設立、人事・業務の整備、システムの構築等の費用が発生する。 B) 共通企業コードセンターにおける連携先追加時コスト 連携先システムの追加に伴う、サービス、ディレクトリへの登録作業に係る費用が発生する。
26			連携先システムにおける初期・追加に係るコストの評価	A) 連携先システムにおける初期コスト 連携インターフェースの構築(名寄せ作業を含む)に係る費用が発生する。 B) 連携先システムにおける連携先追加時コスト 連携インターフェースの構築(名寄せ作業を含む)に係る費用が発生する。
27		システム運営コストの評価	共通企業センター運用に係る運用コストの評価	A) 共通企業コードセンターにおける運用コスト 共通企業コード及び連携シナリオの業務運用に係る費用が発生する。 その他、一般的なシステム運用管理に係る費用が発生する。
28			連携先システムに係る運用コストの評価	A) 連携先システムにおける運用コスト 分散管理型であることから、連携インターフェースの運用管理(紐付け表の管理を含む)に係る費用が発生する。

6 コスト削減効果の試算結果

6.1 コスト削減効果試算の概要

本章では、本事業で実証実験の対象としたユースケースである入札参加資格審査申請手続きについて、共通企業コード及びバックオフィス連携機能による業務改善効果についての試算結果を示す。

改善効果の試算にあたっては、以下の前提事項を設定した。

- 入札参加資格審査の申請方法については、従来どおりの内訳で、郵送・窓口・オンラインの3通りによる申請が行われるものとする
- いずれの申請方法においても、民間（申請者）による登記事項証明書の添付を不要とする
- 効果の想定される範囲については、登記事項証明の添付が削減されることにより影響が及ぼされる範囲に限定する

上記の前提に基づき、コスト削減効果の想定される範囲を表 6-1 に示す。

表 6-1 コスト削減効果の想定される範囲

効果の想定される範囲	
民間（申請者）	① 登記事項証明書取得費用（手数料）の削減 ② 上記に係る業務時間の削減 ③ 上記に係る業務コストの削減（金額換算）
行政機関	④ 申請内容と登記事項証明の目視突合の自動化による業務時間の削減 ⑤ 上記に係る業務コストの削減（金額換算） ⑥ （郵送、窓口申請の場合）登記事項証明書の保管・ファイリングに係る業務時間の軽減 ⑦ 上記に係る業務コストの削減（金額換算） ⑧ 登記情報の自動提供による業務時間の削減 ⑨ 上記に係る業務コストの削減（金額換算）

6.2 想定削減効果

6.2.1 想定削減効果

削減効果を積算した結果を表 6-2 に示す。

費用削減効果は約 210 百万円（内：民間（申請者）約 192 百万円、行政機関約 18 百万円）、業務時間削減効果は約 59,364 時間（内：民間（申請者）約 50,858 時間、行政機関約 9,506 時間）との試算結果であった。

表 6-2 想定削減効果

	費用削減効果	業務時間削減効果
民間（申請者）	約 192 百万円	約 50,858 時間
行政機関	約 18 百万円	約 9,506 時間
合計	約 210 百万円	約 59,364 時間

6.2.2 削減効果の内訳

前述の削減効果試算の内訳について述べる。

まず、民間（申請者）におけるコスト削減効果の試算内容を図 6-1 に示す。民間（申請者）に対して効果の想定される範囲（図 6-1 の内、①～③）について、証明書の取得方法ごとに取得件数と単位コスト・時間を乗じて、削減効果を算出している。

削減コストに関しては、算出された想定削減業務時間に対して時間あたり人件費を乗ずることにより、業務コストの削減効果を算出している。

民間（申請者）におけるコスト削減効果

① 登記事項証明書取得費用（手数料）の削減

取得方法	費用	1件当り手数料	往復郵便代	取得件数 (1)
郵送による取得	4,957,852 円	1,000 円	160 円	4,274 件
窓口来訪による取得	17,096,040 円	1,000 円		17,096 件
オンラインによる取得	11,658,465 円	700 円		16,655 件
合計	33,712,357 円			

② 上記に係る業務時間の削減

取得方法	業務時間	1件当り取得時間 (2)	取得件数 (1)
郵送による取得	64,110 分	15 分	4,274 件
窓口来訪による取得	2,820,847 分	165 分	17,096 件
オンラインによる取得	166,550 分	10 分	16,655 件
合計	50,858 時間		

③ 上記に係る業務コストの削減（金額換算）

取得方法	業務コスト	業務時間	時間当り人件費 (3)
合計	159,152,933 円	50,858 時間	3,129 円

合計

費用削減効果	192.87 百万円
業務時間削減効果	50,858 時間

※ オンラインによる取得を行うために必要な環境の整備に要する費用及び業務時間、取得方法の習得に要する業務時間は測定不可能のため、効果に含めないものとする

図 6-1 民間（申請者）におけるコスト削減効果

次に、行政機関におけるコスト削減効果の試算内容を図 6-2 に示す。行政機関に対して効果の想定される範囲（図 6-2 の内、④～⑨）について、単位業務時間と対象件数を乗じて削減時間を算出し、これに時間あたり人件費を乗ずることにより、業務コストの削減効果を算出している。

行政機関におけるコスト削減効果

④ 申請内容と登記事項証明の目視突合の自動化による業務時間の削減

$$\text{業務時間削減効果} \quad 190,125 \text{ 分} = \text{1件当り業務削減時間 (4)} \quad 5 \text{ 分} \times \text{審査件数 (1)} \quad 38,025 \text{ 件}$$

⑤ 上記に係る業務コストの削減(金額換算)

$$\text{費用削減効果} \quad 7,904,863 \text{ 円} = \text{業務時間} \quad 3,169 \text{ 時間} \times \text{時間当り人件費(5)} \quad 2,495 \text{ 円}$$

⑥ (郵送、窓口申請の場合)登記事項証明書の保管・ファイリングに係る業務時間の軽減

$$\text{業務時間削減効果} \quad \text{算出不可} \text{ 分} = \text{1件当り業務削減時間 (6)} \quad \text{算出不可} \text{ 分} \times \text{審査件数 (1)} \quad 22,598 \text{ 件} \quad \text{※ 郵送・窓口申請分のみ}$$

⑦ 上記にかかる業務コストの削減(金額換算)

$$\text{費用削減効果} \quad \text{算出不可} \text{ 円} = \text{業務時間} \quad \text{算出不可} \text{ 時間} \times \text{時間当り人件費(5)} \quad 2,495 \text{ 円}$$

⑧ 登記情報の自動提供による業務時間の削減

$$\text{業務時間削減効果} \quad 380,250 \text{ 分} = \text{1件当り業務削減時間 (7)} \quad 10 \text{ 分} \times \text{発行件数 (1)} \quad 38,025 \text{ 件}$$

⑨ 上記に係る業務コストの削減(金額換算)

$$\text{費用削減効果} \quad 10,383,688 \text{ 円} = \text{業務時間} \quad 6,338 \text{ 時間} \times \text{時間当り業務委託費(5)} \quad 1,638 \text{ 円}$$

合計

$$\begin{aligned} \text{費用削減効果} & \quad 18.29 \text{ 百万円} \\ \text{業務時間削減効果} & \quad 9,506 \text{ 時間} \end{aligned}$$

図 6-2 行政機関におけるコスト削減効果

6.2.3 削減効果の算定根拠

試算の根拠となる数値の出典・算式等について、以下に示す。

(1) 入札参加資格審査申請において添付する登記事項証明書取得件数

証明書の取得件数は、平成 19 年度～平成 21 年度までの実績数値（総務省ヒアリングによる）を基に、オンライン申請率（総務省発表による）、窓口申請率等を乗ずることにより算出している。各根拠数値の詳細を図 6-3 に示す。

(a) 入札参加資格申請手続き件数(平成19・20・21年度)

	新規申請・更新申請		変更申請		合計	
	郵送・窓口	オンライン	郵送・窓口	オンライン	郵送・窓口	オンライン
平成19年度	9,381	6,952	5,231	2,755	14,612	9,707
平成20年度	5,686	5,582	7,987	2,980	13,673	8,562
平成21年度	31,927	24,774	7,582	3,239	39,509	28,013
合計	46,994	37,308	20,800	8,974	67,794	46,282
期間平均	15,665	12,436	6,933	2,991	22,598	15,427
期間平均合計		28,101		9,924		38,025

※ 総務省ヒアリング結果による

(b) 登記事項証明取得件数の算出方法

オンラインによる取得	16,655	入札参加資格申請手続きの期間平均合計件数 × オンライン申請率
郵送による取得	4,274	入札参加資格申請手続きの期間平均合計件数 × ((100% - オンライン申請率) ÷ 2)
窓口来訪による取得	17,096	入札参加資格申請手続きの期間平均合計件数 × ((100% - オンライン申請率) ÷ 2)

オンライン申請率	43.80%
----------	--------

※ 平成22年8月27日 総務省発表「平成21年度における行政手続オンライン化等の状況」(参考5)より

郵送申請率	11.24%
窓口申請率	44.96%

※ 参考となる公表数値はないが、法務省へのヒアリングにより感覚値として、窓口4:郵送1とする

図 6-3 入札参加資格審査申請において添付する登記事項証明取得件数

(2) 登記事項証明の取得に係る業務時間

登記事項証明の取得に係る業務時間については、取得方法ごとの弊社想定業務時間を設定している。各根拠数値の詳細を図 6-4 に示す。

オンラインによる取得	10分	画面入力に要する時間
郵送による取得	15分	書類作成に要する時間(郵送作業に要する時間は含まない)
	15分	"
窓口来訪による取得	120分	最寄の窓口までの往復時間
	30分	窓口での待ち時間

※ 入力時間、作業時間、移動時間等については、個人差、立地条件、移動時間帯等による変動が大きいため、参考となる平均値の取得が困難であるため、いずれも仮置きとして設定する

図 6-4 登記事項証明の取得に係る業務時間

(3) 登記事項証明の取得に係る人件費(民間)

登記事項証明の取得に係る人件費(民間)については、平均給与(国税庁発表による)及び福利厚生費・退職金の月額換算金額(日本経済団体連合会発表による)を基に人件費単価を算出・設定している。各根拠数値の詳細を図 6-5 に示す。

平均給与 ※1	4,060,000	円
福利厚生費月額 ※2	97,440	円
退職金月額 ※2	67,006	円
人件費年額	6,033,352	円
総実労働時間 ※3	1,928	時間
人件費(時間当り)	3,129	円

※1 国税庁「平成21年分民間給与実態統計調査」より

※2 日本経済団体連合会発表「第54回 福利厚生費調査結果報告(2009年度)」より

※3 年間365日から、土日・祭日、年末年始を除き、1日8時間勤務として算出

図 6-5 登記事項証明の取得に係る人件費(民間)

(4) 目視検査の自動化による業務削減時間

目視検査の自動化による業務削減時間については、総務省ヒアリングを元にした想定削減時間を設定している。根拠数値の詳細を図 6-6 に示す。

削減業務時間	5	分/件
--------	---	-----

※ 総務省ヒアリング結果による

図 6-6 目視検査の自動化による業務削減時間

(5) 国家公務員人件費/業務委託費

国家公務員人件費/業務委託費については、平均月例給・特別給係数・福利厚生費係数等(人事院発表資料を基に弊社算出)を基に人件費単価を算出・設定している。各根拠数値の詳細を図 6-7 に示す。

平均月例給 ※1	202,918	円
行政職俸給表(一) 1級平均月例給 ※2	173,510	円
行政職俸給表(一) 1級人数 ※2	9,762	人
行政職俸給表(一) 2級平均月例給 ※2	218,848	円
行政職俸給表(一) 2級人数 ※2	18,021	人
特別給係数 ※3	3.95	月
福利厚生費係数 ※4	1.49	
人件費年額(国家公務員)	4,809,649	円
総労働時間	1,928	時間
人件費(国家公務員 時間当り)	2,495	円
人件費年額(業務委託費) ※5	2,746,900	円
一般管理费率(業務委託費)	15	%
人件費年額(業務委託費 一般管理費込) ※5	3,158,935	円
人件費(業務委託費 時間当り)	1,638	円

※1 人事院「平成22年度国家公務員給与等実態調査報告書」より 下記の算式により算出した

算式: 平均月例給 = (1級平均月例給 × 1級人数 + 2級平均月例給 × 2級人数) / 1級及び2級の合計人数

※2 人事院「平成22年度国家公務員給与等実態調査報告書」より

※3 人事院「平成22年度 人事院勧告」より

※4 (3)に示す民間の平均給与に対する福利厚生費月額及び退職金月額の割合を用いた

※5 「平成22年賃金構造基本統計調査」より、正社員・正職員以外の企業規模計(10人以上)における

「きまって支給する現金給与額」および「年間賞与その他特別給与額」から算出

図 6-7 国家公務員人件費

(6) 保管・ファイリングにかかる業務時間

保管・ファイリングにかかる業務時間については、削減される添付資料が限定的であり、想定削減時間も極めて短時間であることから、試算可能な値としては算出不可能であった。

削減業務時間	算出不可	分/件
--------	------	-----

※ 登記事項証明のみのファイリングに要する作業時間は算出不可能

図 6-8 保管・ファイリングにかかる業務時間

(7) 登記情報提供の自動化による業務削減時間

登記情報提供の自動化による業務削減時間については、法務省ヒアリングを元にした想定削減時間を設定している。根拠数値の詳細を図 6-9 に示す。

削減業務時間	10	分/件
--------	----	-----

※ 仮置きとする

図 6-9 登記情報提供の自動化による業務削減時間

7 継続検討課題

7.1 継続検討課題の概要

本事業では入札参加資格審査申請にユースケースを限定して実証実験を行い、共通企業コード管理及びバックオフィス連携に必要な機能の確認、及び実現に向けた検討課題の抽出に一定の成果が見られた。

一方で、具体的なシステム化計画を策定するためにはさらに踏み込んだ検討が必要である。今後継続的に検討すべき事項の一覧を表 7-1 に示す。なお、システム要件定義等のシステム構築段階における検討事項については継続検討課題から割愛している。

表 7-1 継続検討課題一覧

No.	継続検討課題	検討の方向性
1	ユースケースの定義	共通企業コード及びバックオフィス連携機能を利用する行政手続を洗い出し、システム化範囲を特定する。 システム化範囲を確定し、システム化（連携利用）による効果算定を行う。
2	行政手続き（業務）の見直し	業務上必要な情報に関する要件（例：入札参加資格審査の業務における「証明書の必要性」）を見直し、バックオフィス連携におけるシステム化要件を特定する。
3	共通企業コードの粒度・単位の定義	ユースケースの定義を受け、共通企業コードセンターで管理する事業者の粒度・単位を定義する。
4	外字の取り扱い方針の策定	標準外字コード表の導入可否を確認・検討する。 バックオフィス連携において、標準文字への置き換えによる情報連携の可能範囲を特定する。
5	機械による自動名寄せの実施範囲	名寄せ機能の実用性を、複数のユースケースからなる実データを利用して検証する。 機械による自動名寄せの適用範囲及び人手による目視確認範囲を見極め、紐付け作業フローを定義する。同時に、企業ユーザに対する確認（オプトイン）の方法も策定する。
6	関連する法令等の整備	共通企業コード及びバックオフィス連携機能の整備にあたり必要となる関連法令等の整備を行う。

7.2 課題の詳細

前述の継続検討課題について、各課題の詳細を以下に示す。

7.2.1 ユースケースの定義

共通企業コード及びバックオフィス連携基盤による行政手続のさらなる効率化を目指すうえでは、他のユースケースについてもバックオフィス連携の活用検討を行うべきであろうと考える。また、今後精緻な費用対効果を検討するためには、具体的なシステム化要件への落とし込みを行う必要があり、このためにもユースケースの確定が必要である。

これまでの協議会等の検討の場においても、共通企業コードの粒度・単位に関する議論や個人事業主を対象とすることの是非に関する議論があった。これらの検討を推進するうえでもユースケースの洗い出しと選別が必要であり、他の検討項目よりも優先して実施する必要があると考える。

7.2.2 行政手続き（業務）の見直し

本事業においては、入札参加資格審査申請手続きに際して添付する証明書について、バックオフィス連携機能を活用して添付作業を削減することを検討した。

添付作業の削減により、企業ユーザ側には一定の業務削減効果が認められるものの、一方で行政機関側における削減効果は限定的であろうことが想定される。このことから、行政機関側においても業務改善のための施策検討が必要と考える。

入札参加資格審査申請手続きにおいては、現行手続きにおいては登記事項証明書の写しを添付することが求められているが、バックオフィス連携機能を利用した業務においては、証明書が必要であるか、証明書と同等の業務情報が入手できれば良いのか等、現行の業務要領の見直しを検討することが望ましい。

証明書のバックオフィス連携ではなく、業務情報のバックオフィス連携とすることとし、且つシステムで判別可能データ形式（XML等）とすることにより、調達総合情報システム側での目視によるデータ突合確認作業を省略できるなど、業務改善効果が期待できる。

行政機関側での業務効率化を行ううえでは、現行の行政手続をそのままバックオフィス連携機能を利用した業務に移管するだけでなく、行政手続において必要な業務及び情報を再整理・最適化することが望ましく、業務要領のみならず関連法令も含めた見直しの検討が必要であろう。

7.2.3 共通企業コードの粒度・単位の定義

本事業においては、共通企業コードを介してバックオフィス連携を活用する必要のある単位は「法人」であったことから、企業を単位として共通企業コードを発番・管理することで十分であった。

他方で、今回のユースケースに拘らず、他の省庁における行政手続や企業のライフサイクルを想定した場合、設立・分割・合併・閉鎖などのステータスの管理方法、支店・事業所等や親会社・子会社等の組織間の関係の管理方法などについて考慮し、共通企業コードを発番する単位を検討する必要がある。

7.2.4 外字の取り扱い方針の策定

「4.4.1(5) 外字の取り扱い」に述べたとおり、省庁共通の外字テーブルを持つ以外の方法によって連携する各省庁システムで外字を表示するためには何らかの運用対処が必要となることから、業務情報連携における外字の取り扱い方針を検討する必要がある。

外字を含んだ正式な表記の要否は行政手続きによって異なると想定されることから、各ユースケースにおいて外字の必要性を判断し、標準文字への置き換え、運用での対処等、個別に方針を定めることが必要であろう。

7.2.5 機械による自動名寄せの実施範囲

共通企業コード及び紐付け表の作成にあたっては、数百万件の企業データを対象とした名寄せ作業を行う必要があることから、目視による結果確認の作業負荷を軽減するためにも名寄せ技術による作業効率化が必要であるものとする。

本事業においては、一般に公開されており入手可能なデータを用いて名寄せ技術の検証を行っ

たが、利用したデータには鮮度やカバー範囲のズレ等の問題が含まれていたことから、名寄せ技術による効果を正しく計測するのに必要な検証結果が得られたとは言い難い。

(名寄せ技術の検証結果については、「4.3.4(3) 共通企業コード運用実験に使用したデータの追加検証」を参照)

このため、実データにどのような特性があるかを調査し、技術的な名寄せの有効性を検証する必要があると考える。

7.2.6 関連する法令等の整備

バックオフィス連携を行うということは、各省庁が保有している情報を、共通企業コードセンターを介在して他の省庁もしくはその先の利用者（企業）に対して提供することになる。

実現に際しては、法令等への抵触性及び改訂の要否を検証していくことが必要と考える。以下に、今後の検証に際しての論点を3点提示する。

(1) 登記情報を共通企業コードセンターに提供することの是非

本事業においては、法務省が保有・管理する登記情報（会社法人等番号・商号・本店所在地）を基に共通企業コードを生成する前提で実証実験を行った。これらの登記情報について、共通企業コードセンターに対してデータを提供することの是非について、表 7-2 に示す法令を参照し、確認を行った。

表 7-2 登記情報提供の是非

法令等名称	記載内容	課題認識
商業登記法	<p>(登記事項証明書の交付等)</p> <p>第十条 <u>何人も、手数料を納付して、登記簿に記録されている事項を証明した書面（以下「登記事項証明書」という。）の交付を請求することができる。</u></p> <p>2 前項の交付の請求は、法務省令で定める場合を除き、他の登記所の登記官に対してもすることができる。</p> <p>3 登記事項証明書の記載事項は、法務省令で定める。</p>	<p>登記事項証明書は、誰でも交付請求可能であるが、法務省令で定める手数料を支払う必要がある</p>
電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律	<p>(登記ファイルに記録されている事項を証明した書面)</p> <p>第三条 <u>何人でも、手数料を納付して、登記官に対し、前条第一項の登記ファイルに記録されている事項の全部又は一部を証明した書面の交付を請求することができる。</u></p> <p>2 何人でも、法務省令で定めるところにより、手数料のほか送付に要する費用を納付して、前項の書面の送付を請求することができる。</p> <p>3 第一項の手数料の額は、物価の状況、同項の書面の交付に要する実費その他一切の事情を考慮して、政令で定める。</p> <p>4 第一項の手数料の納付は、法務省令で定めるところにより、登記印紙をもつてしなければならない。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して第一項又は第二項の請求をするときは、法務省令で定めるところにより、現金をもつてすることができる。</p>	<p>登記事項証明書は、誰でも交付請求可能であるが、法務省令で定める手数料を支払う必要がある</p>

現行法においては、「何人であっても、電子的な手段であるかどうかを問わず、手数料を納めることで、登記事項証明書、登記簿謄本・抄本交付申請可能」とされていることから、共通企業コードセンターに対して情報を提供すること自体については制限されていないものと理解する。

ただし、共通企業コードセンターの設立に際しては登記ファイルに記録されている全企業の情報を収集し共通企業コードの発番を行う想定であることから、全件を対象に交付を申請し、手数料を納付することは現実的ではない。

上記の理由より、共通企業コードセンターに対して提供される情報について、以下の観点から法令への抵触性を確認・検証することが望ましいと考える。

- 共通企業コードセンター設立時の、同センターへの登記情報の提供は、証明書の交付に該当するか
- 証明書の交付に該当しない場合、データの提供を可能とする根拠法は新規に必要なか
- 証明書の交付に該当しない場合、手数料の納付は必要か

(2) 登記申請をトリガーに、共通企業コードを発番することの是非

共通企業コードセンターの設立後、企業に対して共通企業コードを発番するタイミングは、利便性の観点から、企業が設立登記の申請を行った際に自動的に共通企業コードの発番処理まで完了することが望ましいと考える。

この、利用者から法務省（登記所）への設立登記の申請に基づき、共通企業コードセンターにおいて共通企業コードの発番を行うことの是非について、表 7-3 に示す法令を参照し、確認を行った。

表 7-3 登記情報をトリガーに共通企業コードを発番することの是非

法令等名称	記載内容	課題認識
商業登記法	<p>(登記簿等の持出禁止)</p> <p>第七条 <u>登記簿及びその附属書類</u>（第十七条第四項に規定する電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）及び第十九条の二に規定する登記の申請書に添付すべき電磁的記録（以下「第十九条の二に規定する電磁的記録」という。）を含む。以下この条、第九条、第十一条の二、第四百十条及び第四百十一条において同じ。）<u>は、事象を避けるためにする場合を除き、登記所外に持ち出してはならない。</u>ただし、登記簿の附属書類については、裁判所の命令又は嘱託があつたときは、この限りでない。</p>	登記簿及びその附属書類は、登記所外に持ち出すことは禁止されている
電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律	<p>(登記ファイルへの記録)</p> <p>第二条 <u>法務大臣が指定する登記所においては、登記簿に記載されている事項を、法務省令で定めるところにより、登記ファイルに記録することができる。</u></p> <p>2 前項の規定による記録は、<u>電子情報処理組織によつて行う。</u></p> <p>3 第一項の指定は、告示してしなければならない。</p>	登記簿に記載されている事項を、電子情報処理組織によつて、登記ファイルに記録することが認められている

法令等名称	記載内容	課題認識
電気通信回線による登記情報の提供に関する法律	<p>(指定等)</p> <p>第三条 法務大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その者の同意を得て、<u>全国に一を限って、次条第一項に規定する業務（以下「登記情報提供業務」という。）を行う者として指定することができる。</u></p> <p>～中略～</p> <p>2 法務大臣は、前項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた者（以下「指定法人」という。）の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該指定をした日を公示しなければならない。</p> <p>3 指定法人は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を法務大臣に届け出なければならない。</p> <p>4 法務大臣は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示しなければならない。</p>	<p>登記ファイルへの記録、及び登記ファイルに記録された情報の提供を行う業務は、全国に唯一、電子情報処理組織により実施される。</p>

現行法においては、登記簿に記載されている事項の登記ファイルへの記録は電子情報処理組織によってなされる必要があるとされており、また、同組織は全国に一を限る（唯一の）機関であるとされている。

共通企業コードセンターにおいては、法務省・登記所・電子情報処理組織から登記ファイルに記録された情報を受け取り、共通企業コードを発番するとともに、将来の名寄せに活用する属性情報として、受け取ったデータを同センター内に記録・保管する必要がある。

この一連の業務を実現するにあたって、共通企業コードセンターの位置づけや、登記ファイルに記録する情報の取り扱いについて、以下の観点から法令への抵触性を確認・検証することが望ましいと考える。

- 「共通企業コードセンター」と「電子情報処理組織」の位置づけ
- 「共通企業コード及びその属性情報」と「登記ファイルに記録される情報」の位置づけ
- 電子情報処理組織が登記ファイルに記録した情報を、共通企業コードセンターに対して、都度の申請に基づかずに提供することの是非

(3) 原申請者以外の者による申請手続きの可否

バックオフィス連携による連携する各省庁システムへのデータ取得の要求は、すべて共通企業コードセンターを経由して行われることになる。

本事業におけるユースケースでは、行政手続きのフローは以下のとおりとなる。

- 利用者（企業）が、連携元省庁（総務省）に対して行政手続の申請を行う
- 連携元省庁（総務省）は、申請内容に基づき、共通企業コードセンターに対してバックオフィス連携を行う。
- 共通企業コードセンターは、連携内容に基づき、連携先省庁（法務省）に対してバックオフィス連携を行う。
- 連携先省庁（法務省）は、申請内容に基づき、必要な情報を添付し、共通企業コードセンターに対してバックオフィス連携を行う。
- 共通企業コードセンターは、連携内容に基づき、連携元省庁（総務省）に対してバックオフィス連携を行う。
- 連携元省庁（総務省）は、必要な情報を取得し、審査業務を実施する。

上記のフローに基づいた申請手続きの実現可否について、表 7-4 に示す法令を参照し、確認を行った。

表 7-4 原申請者以外の者による申請手続きの可否

法令等名称	記載内容	課題認識
電気通信回線による登記情報の提供に関する法律	<p>(指定等)</p> <p>第三条 法務大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その者の同意を得て、<u>全国に一を限って、次条第一項に規定する業務（以下「登記情報提供業務」という。）を行う者として指定することができる。</u></p> <p>一 登記情報提供業務を適確かつ円滑に行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有する者であること。</p> <p>二 一般社団法人又は一般財団法人であって、その役員又は職員の構成が登記情報提供業務の公正な遂行に支障を及ぼすおそれがないものであること。</p> <p>三 登記情報提供業務以外の業務を行っているときは、その業務を行うことによって登記情報提供業務が不公正になるおそれがない者であること。</p> <p>四 第十三条第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者でないこと。</p> <p>五 役員のうち次のいずれかに該当する者がいないこと。</p> <p>～後略～</p>	<p>登記情報提供業務は、電子情報処理組織が唯一行うことが可能である</p>
	<p>(業務等)</p> <p>第四条 指定法人は、登記情報の電気通信回線による<u>閲覧をしようとする者の委託を受けて、その者に対し、次項の規定により提供を受けた登記情報を電気通信回線を使用して送信することを業務とする。</u></p> <p>2 指定法人は、前項の業務を行うため、当該委託に係る登記情報の提供を電気通信回線を使用して請求することができる。</p> <p>3 指定法人は、前項の規定による請求に係る登記情報の提供を受けたときは、法務省令で定めるところにより、手数料を納付しなければならない。</p> <p>4 前項の手数料の額は、物価の状況、登記情報の提供に要する実費その他一切の事情を考慮して、政令で定める。</p>	<p>登記情報提供業務とは、登記情報の閲覧に関して、申請者に対して情報を提供することを指す</p>

電子情報処理組織は、登記情報閲覧の申請に応じて、登記情報を提供することができる唯一の機関であるとされている。

前述のフローでも示したとおり、バックオフィス連携においては、情報は必ず共通企業コードセンターを経由して連携されることから、介在する機関・システムと申請者・提供者等の方に基づいた権限について、以下の観点から法令への抵触性を確認・検証することが望ましいと考える。

- 連携先省庁（法務省）への情報提供の申請は、「利用者（企業）」、「連携元省庁（総務省）」、「共通企業コードセンター」の誰からの申請であるとみなすべきか
- 上述の「利用者（企業）」、「連携元省庁（総務省）」が申請者であった場合、共通企業コードセンターを介した情報の提供は可能か
- 上述のそれぞれが申請者であった場合、手数料の納付は必要か

8 次年度に向けた提言

共通企業コードを媒介にした行政業務システム連携の実現に向けては、本事業において明らかにされた課題について、さらに具体的な検討を推進することを強く推奨する。「7 継続検討課題」で述べた各検討課題間の相関と、着手すべき優先度について図 8-1 に示す。

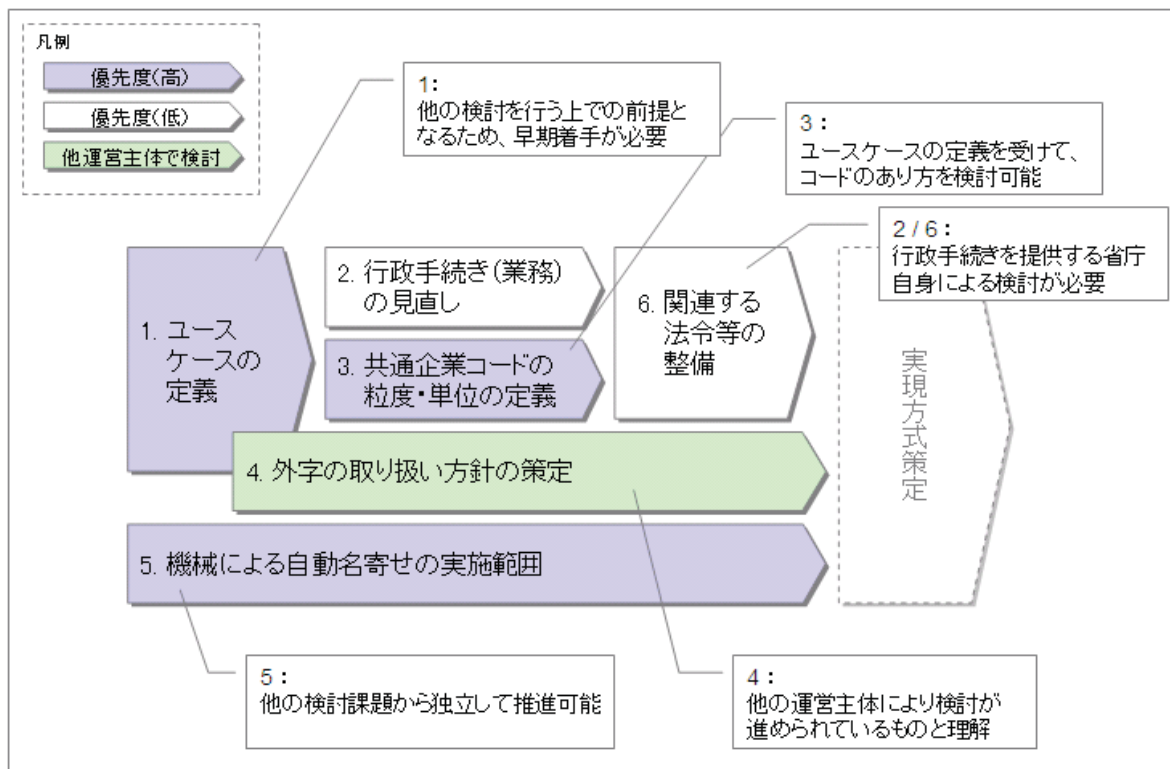


図 8-1 継続検討課題の相関と優先度

6つの検討課題のうち、「1. ユースケースの定義」は他の検討課題の前提となることから、「5. 機械による自動名寄せの実施範囲」は他の検討課題から独立して推進可能であることから、両検討課題について次年度の実証テーマとして取り上げられることを推奨する。

これら継続検討課題のうち、次年度に優先して実証すべき課題を表 8-1 に示す。

表 8-1 次年度の実証テーマ（案）

No.	実証テーマ	実証内容例
1	ユースケース調査および共通企業コードの要件検討	<ul style="list-style-type: none"> ユースケースの洗い出し バックオフィス連携利用効果に係る各ユースケースの評価と選別 共通企業コードのコード体系にかかる要件の策定
2	実データの特性調査および名寄せの技術的な実現性検証	<ul style="list-style-type: none"> 名寄せ候補データの特性調査 名寄せの技術実証 オプトアウト/オプトインの判定基準の検討 オプトインによる名寄せ結果の確認手法の検討と、確認作業に係るコスト試算